

旭市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

住み慣れた地域で 元気に安心して暮らし続けられるまちづくり

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月

千葉県 旭市

ごあいさつ

介護保険制度が平成12年4月に施行されてから23年が経過し、今日においては高齢期の暮らしを支える必要不可欠な制度となりました。

人口減少と併せて少子・高齢化が進展する中、全国的には団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年に高齢者人口のピークを迎え、高齢化率も右肩上がりで上昇していくことが見込まれています。本市では令和7年をピークに高齢者人口は減少に転じるものの、令和6年2月時点の高齢化率32.3%は、今後もさらに上昇することが見込まれ、医療・介護のニーズが増加する一方で、担い手不足が懸念されております。



本市では、これまで、元気な高齢者が仕事やコミュニティ活動など多方面で活躍できる環境づくりへの支援や、介護が必要な状態になっても安全・安心で豊かな生活を継続して送れるように、医療と介護が連携した拠点と体制づくりに取り組んでまいりました。しかしながら、今後はこれまで以上に、高齢者の皆様が主体的に取り組まれる介護予防活動や住民主体の生活支援など、共に支え合う地域づくりが重要となり、市民の皆様の参画が不可欠になってまいります。

このような本市の実情を踏まえ、この度、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての基本的な考えを示した「旭市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、必要な介護サービスの確保とともに、介護予防・日常生活支援総合事業などを市民の皆様と協働で展開することにより、これまで構築してきた「医療、介護、予防・重度化防止、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目指しています。

「住み慣れた地域で、元気に安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じてご意見をいただきました市民の皆様、ならびに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

旭市長 米本 弥一郎

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付けと期間	2
3	計画の策定体制	4
第2章	旭市の高齢者を取り巻く状況	5
1	旭市の人口と世帯の状況	5
2	高齢者のいる世帯の状況	6
3	旭市の介護保険事業の状況	8
4	アンケート調査結果	14
5	旭市の高齢者を取り巻く主な課題	41
第3章	計画の基本的な考え方	44
1	計画の基本理念と基本目標	44
2	計画の体系	47
3	旭市の高齢者数等の将来推計	48
4	日常生活圏域の設定	52
第4章	地域包括ケアシステムの推進	53
1	介護予防と健康づくりの充実・推進	54
2	自立した暮らしを支える地域の体制づくり	64
3	認知症施策の推進と在宅における医療・介護の支援	73
4	安全・安心な生活環境の整備	81
5	介護サービスの充実	87
第5章	介護保険事業の適切な運営	92
1	介護保険事業量の見込み	93
2	地域支援事業の構成	105
3	介護保険料の算定	106
4	給付の適正化と円滑な事業運営	112
第6章	計画の推進に向けて	115
1	計画の周知と情報提供	115
2	計画の推進体制の整備	115
3	計画の進行管理と見直し	116
資料編		117
1	旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	117
2	旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	118
3	介護保険運営協議会の設置根拠（旭市介護保険条例抜粋）	119
4	旭市介護保険運営協議会委員名簿	119

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから23年が経過し、介護サービスの利用者数はスタート時の3.5倍に増加するなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見通すと、85歳以上が急増し、医療介護双方のニーズを有する高齢者や、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど様々なニーズのある要介護高齢者等が増加する一方、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれており、介護人材の確保が一段と厳しくなることなどが想定されます。

第8期計画(令和3年度～令和5年度)では、第7期での目標や具体的な施策を踏まえ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、「医療、介護、予防・重度化防止、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムを充実させ「住み慣れた地域で、元気に安心して暮らし続けられるまちづくり」を目指した施策を展開するとともに、災害対策、感染症対策、介護人材の確保を施策に加え取り組んでおります。

さて、第9期計画(令和6年度～令和8年度)の期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となり、高齢者人口はピークを迎えます。今後、高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、「誰もが支え、支えあう社会」の実現に向け、住民主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進することが重要となります。

あわせて、要介護高齢者の増加、現役世代の急減など、中長期的な人口動態やニーズを予測し、介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図っていく必要があります。

第9期計画では、第8期での目標や施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、今後の高齢者人口や介護サービスの需要等を見据えた上で、介護保険事業の適切な運営を図るため、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置付けていきます。

2 計画の位置付けと期間

(1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定による「老人福祉計画」、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 117 条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、国の指針に基づく介護給付適正化計画の内容を含めています。

■高齢者福祉計画と介護保険事業計画の性格

○高齢者福祉計画（老人福祉計画）

高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画であり、高齢者が住み慣れた地域で元気で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すものです。

○介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

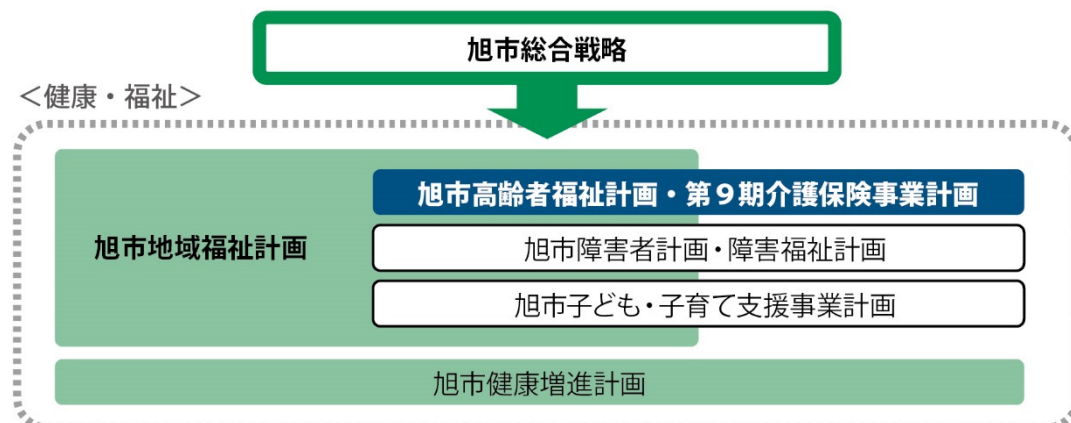
(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの指針である「旭市総合戦略」の部門別個別計画として位置付け、国の基本指針や千葉県の高齢者保健福祉計画や保健医療計画等との整合性を図るとともに、「第 4 次旭市地域福祉計画」「第 4 次旭市障害者計画」「第 2 期旭市子ども・子育て支援事業計画」「旭市健康増進計画」など、本市の高齢者の保健福祉に関わりのある諸計画との調和を図るものです。

また、「旭市総合戦略」では持続可能な開発目標（SDGs※）の理念を取り入れており、全施策に SDGs における 17 のゴールを関連付けています。本計画は、17 のゴールのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」に関連しています。

※平成 27 年に国連で採択された、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、令和 12 年を期限とする包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。なお、第 2 期旭市総合戦略では「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」を重点戦略として推進しており、その中で高齢者向け住宅や介護施設等の導入についても計画されていることから、同事業の今後の進捗状況に応じ、連携・調整を図ります。

■高齢者福祉計画・介護保険事業計画と他の計画との関連性

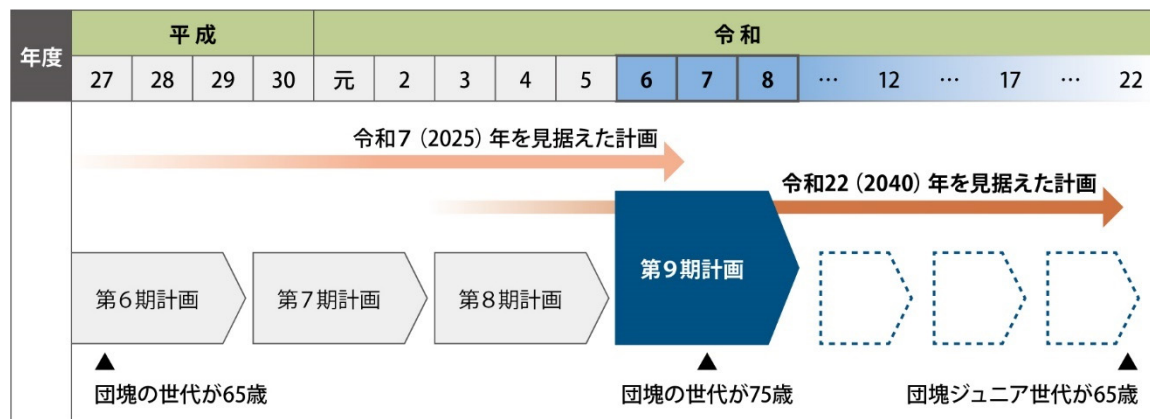


(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、現役世代が急減する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとしします。

■計画の期間



3 計画の策定体制

(1) 旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

本計画の策定にあたり、福祉・介護・医療分野の有識者及び学識経験者並びに公募による被保険者代表等で構成する「旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」等において計画内容を総合的にご審議いただきました。

(2) アンケート調査

本市の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画づくりの参考資料とし活用するために高齢者を対象としたアンケート調査を令和4年度に実施しました。

さらに、本市の高齢者の生活課題を把握すべく、介護サービス等の利用支援の実務に携わる介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象としたアンケート調査も併せて実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、一定期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和6年1月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 旭市の高齢者を取り巻く状況

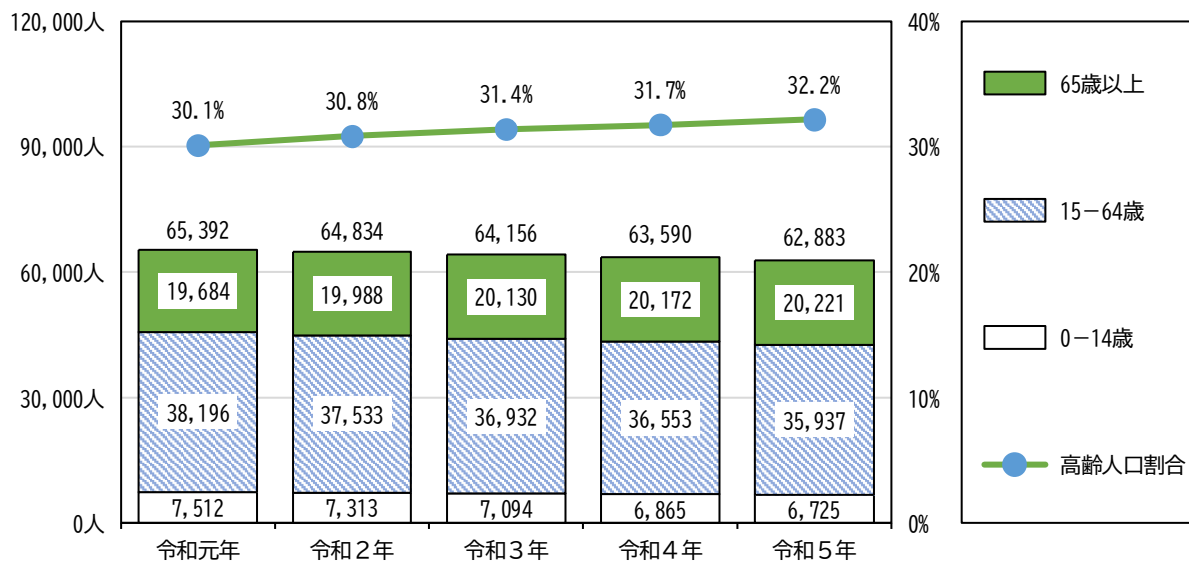
1 旭市の人口と世帯の状況

(1) 人口動態

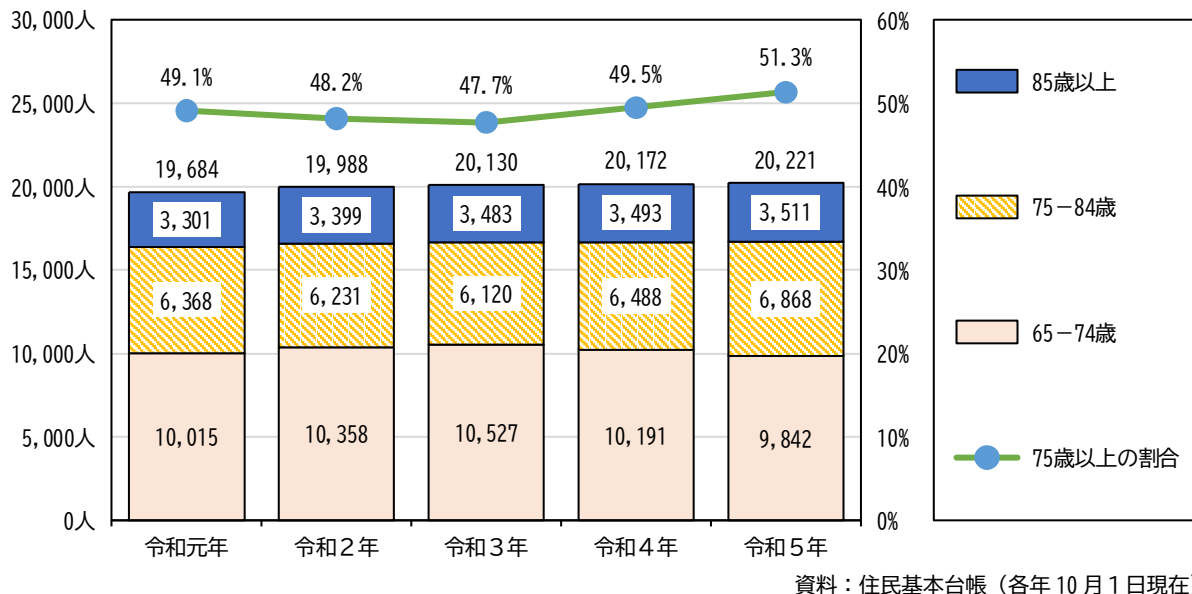
本市では0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。令和5年の高齢人口割合（高齢化率）は32.2%となっています。

年齢階層別にみると、75歳以上の後期高齢者は令和3年以降増加しており、高齢者全体の過半数を占めています。

■旭市の人口推移



■年齢階層別の高齢者数の推移



2 高齢者のいる世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の高齢者を含む世帯は、年々増加しており、令和2年では世帯総数の51.7%にあたる12,526世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、年々増加しており、令和2年では高齢独居世帯は2,709世帯、高齢夫婦世帯は2,251世帯となっています。

国及び県と比較すると、本市の高齢者を含む世帯の割合は国及び県を上回っています。

一方で、高齢者を含む世帯での割合をみると、本市ではその他の高齢者世帯が過半数を占めており、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合は国及び県よりも低くなっています。

■旭市の世帯数の推移

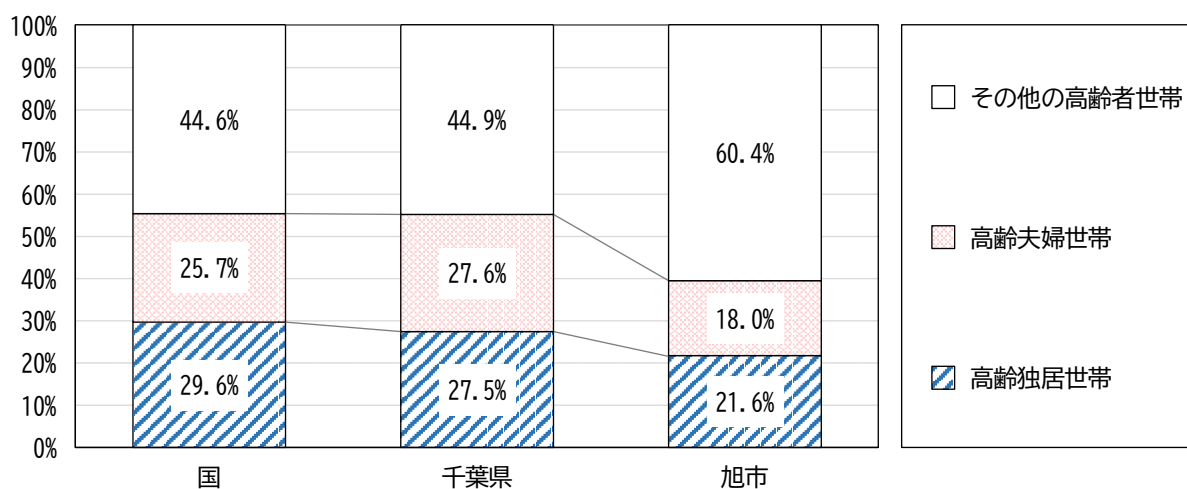
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯（一般世帯数）	22,301世帯	23,090世帯	23,273世帯	24,246世帯
高齢者を含む世帯 （全世帯に占める割合）	10,167世帯 (45.6%)	10,824世帯 (46.9%)	11,905世帯 (51.2%)	12,526世帯 (51.7%)
高齢独居世帯 （高齢者を含む世帯に占める割合）	1,386世帯 (13.6%)	1,716世帯 (15.9%)	2,175世帯 (18.3%)	2,709世帯 (21.6%)
高齢夫婦世帯 （高齢者を含む世帯に占める割合）	1,183世帯 (11.6%)	1,462世帯 (13.5%)	1,809世帯 (15.2%)	2,251世帯 (18.0%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯

資料：地域包括ケア「見える化」システム※

■旭市と国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（令和2年）

	国	千葉県	旭市
全世帯（一般世帯数）	55,704,949世帯	2,767,661世帯	24,246世帯
高齢者を含む世帯 （全世帯に占める割合）	22,655,031世帯 (40.7%)	1,090,448世帯 (39.4%)	12,526世帯 (51.7%)



資料：地域包括ケア「見える化」システム

※地域包括ケア「見える化」システム：地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

(2) 旭市における死因別死亡状況

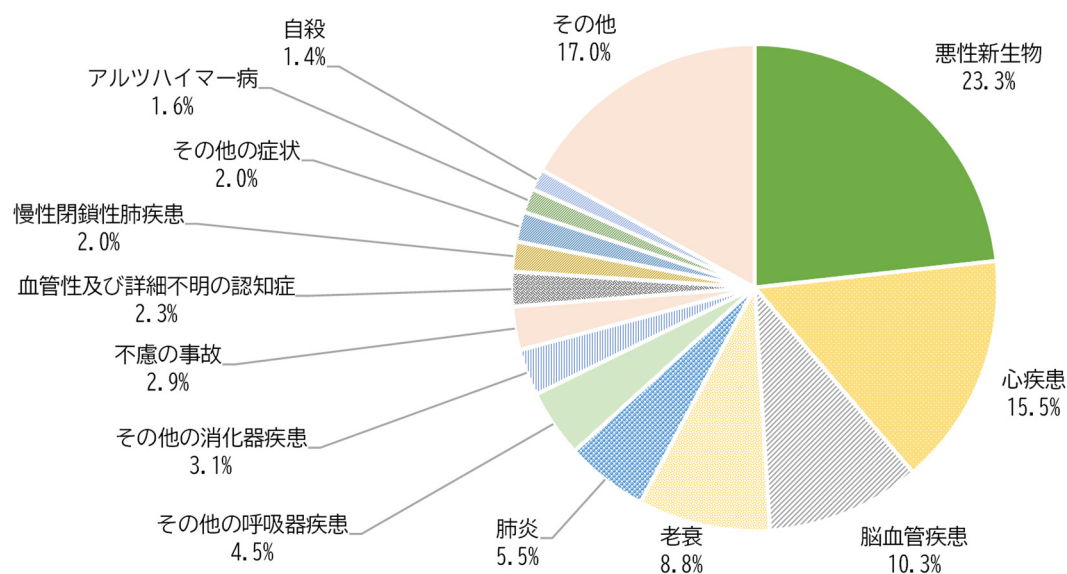
本市における死因別死亡状況割合は、上位2位までは全国、千葉県と同順位で「悪性新生物」と「心疾患」です。3位については全国、千葉県では「老衰」に対し、「脳血管疾患」が高い割合であることが本市の特徴といえます。次いで、「老衰」、「肺炎」、「その他の呼吸器疾患」となっています。「血管性及び詳細不明の認知症」や「慢性閉鎖性肺疾患」、「アルツハイマー病」も高齢者に関する疾患といえます。

特に「心疾患」、「脳血管疾患」は、生活習慣病の重症化が起因する疾患であり、高齢者の生活習慣病の重症化予防や、定期的な医療受診と内服、食事療法を含めた適切な健康管理が求められます。「老衰」、「肺炎」、「その他の呼吸器疾患」等関連では、適切な口腔ケアを行うことで肺炎の予防や認知症予防にもつながるため、日頃からのフレイル※予防も重要です。

割合としては低い「自殺」では、配偶者の死亡や持病などからの「うつ」が想定され、相談窓口の周知や、周りの人が気づける環境づくりが求められます。

※フレイル：要介護状態に至る前段階として位置付けられますが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

■旭市の死因別死亡状況（令和3年）



■主要死因別死亡状況

（比率：人口10万対）

		1位	2位	3位
旭市	死因	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
	実数	202	134	89
	比率	322.5	213.9	142.1
千葉県	死因	悪性新生物	心疾患	老衰
	実数	17,808	10,167	6,394
	比率	291.3	166.3	104.6
全国	死因	悪性新生物	心疾患	老衰
	実数	214,710	152,027	104,595
	比率	310.7	174.9	123.8

資料：海匠健康福祉センター事業年報、
千葉県衛生統計年報

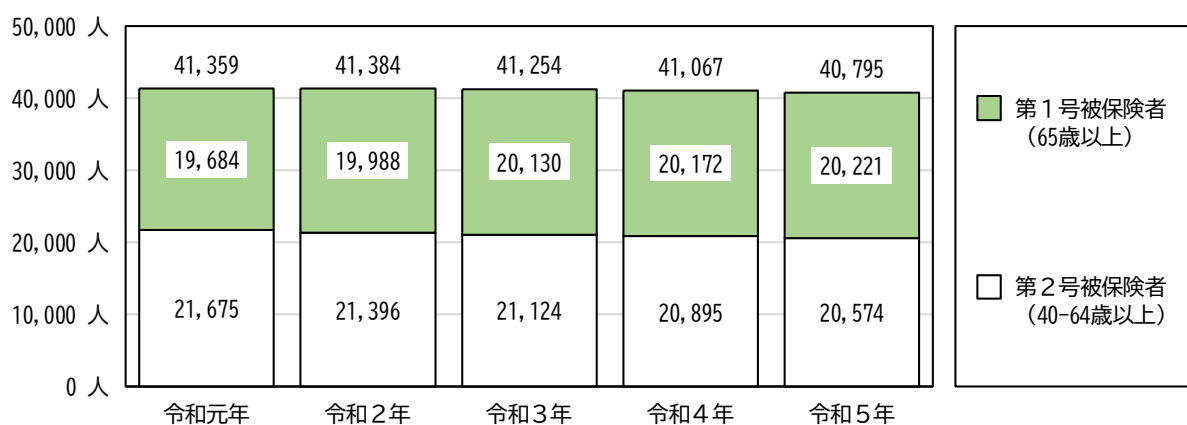
3 旭市の介護保険事業の状況

(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は、令和2年に増加後、減少しています。

被保険者の種類別にみると、第2号被保険者（40～64歳）が第1号被保険者（65歳以上）を上回っているものの年々減少しており、逆に第1号被保険者が一貫して増加しています。

■旭市の介護保険被保険者数の推移



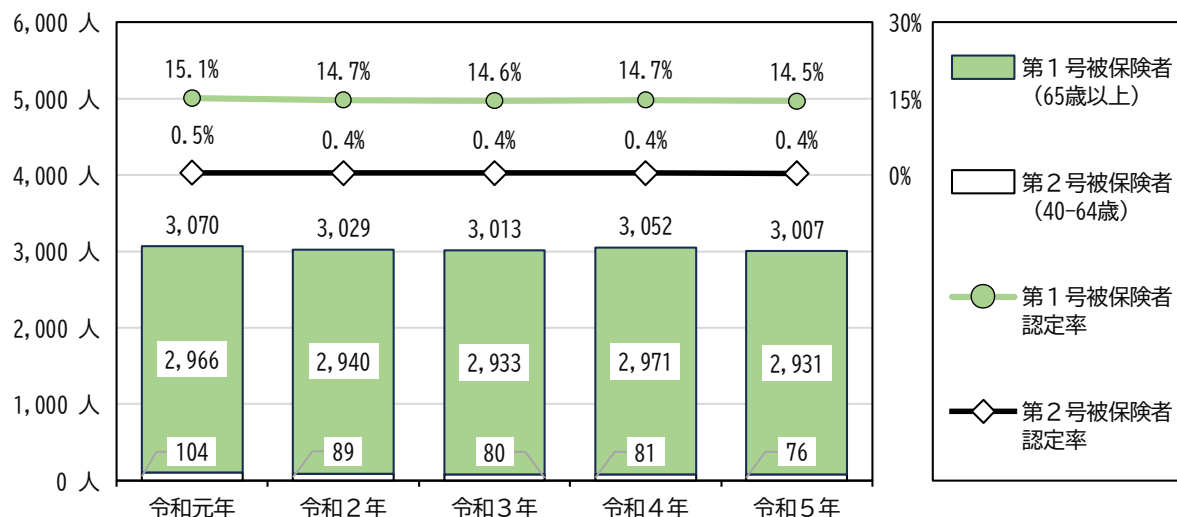
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数は年々増加していましたが、令和2年では減少し2,940人となり、その後は横ばいで推移しています。認定率は15%弱で推移しており、令和5年では14.5%となっています。

第2号被保険者（40～64歳）の要支援・要介護認定者数は100人前後で推移しています。

■旭市の要支援・要介護認定者数の推移



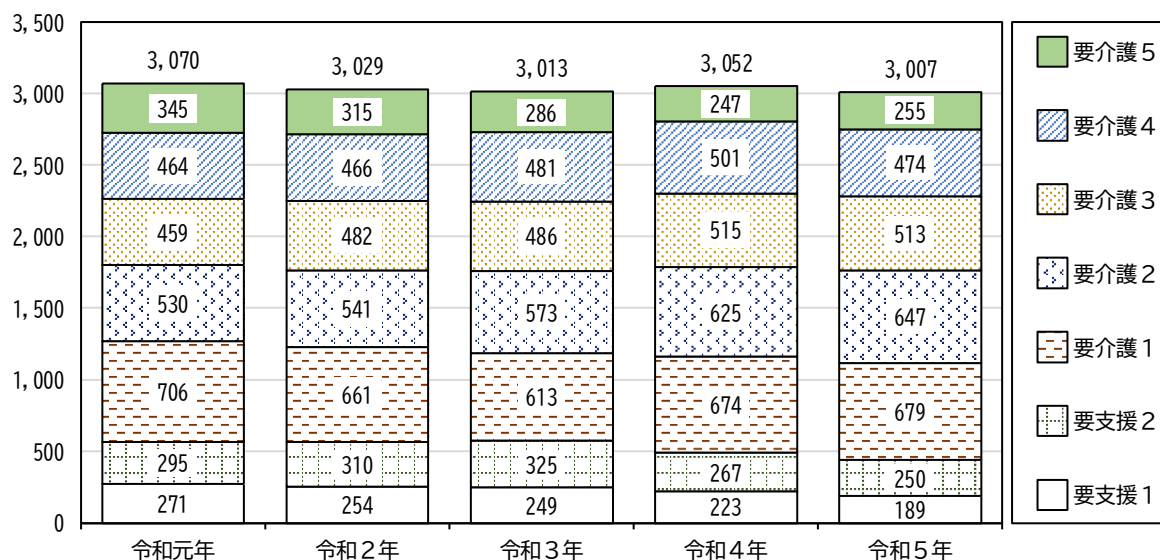
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

要介護度別にみると、本市では要介護1が最も多く、令和5年では679人で全体の22.6%となっています。

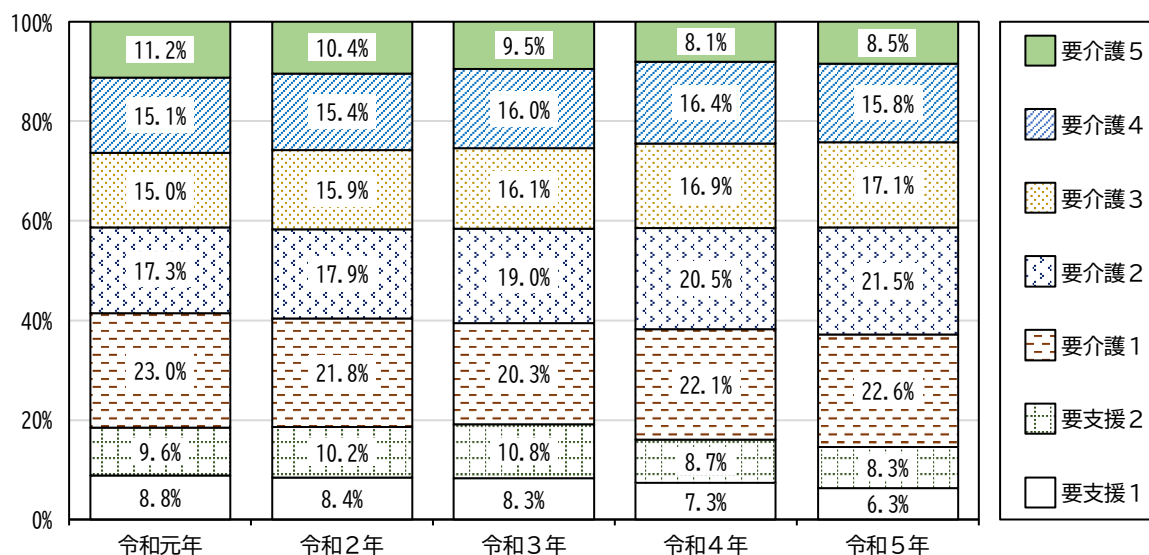
また、要介護3以上は、令和5年では合計1,242人で、全体の41.3%となっています。

要支援認定者（要支援1・2）については、構成比が年々減少しており、令和5年には全体の14.6%となっています。

■旭市の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別・構成比）



【構成比】



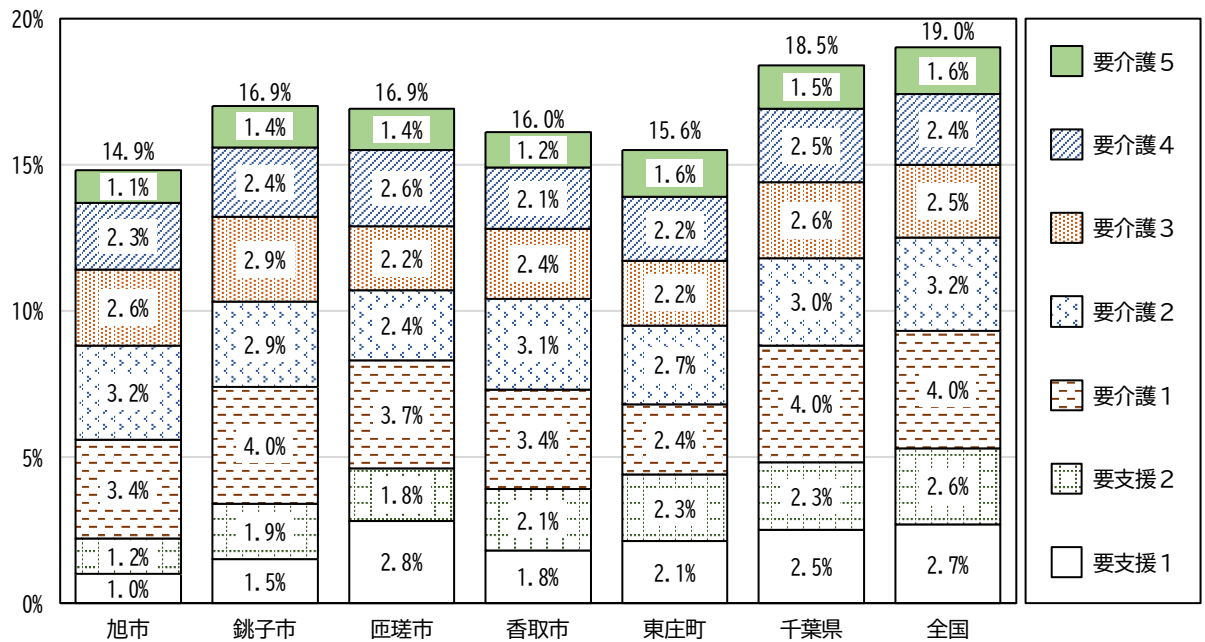
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(3) 調整済み認定率の比較

本市の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は14.9%で、国及び県より低く、隣接する近隣市町と比較しても最も低くなっています。

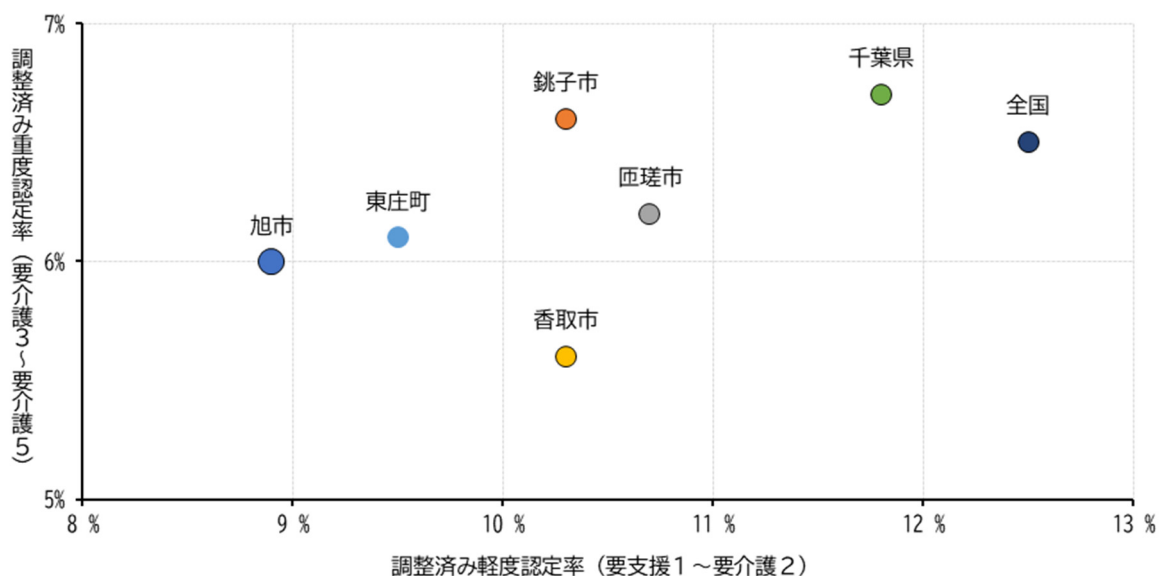
調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率と重度認定率は国及び県より低く、隣接する近隣市町と比較すると軽度認定率は最も低く、重度認定率は香取市に次いで低くなっています。

■隣接自治体及び県との比較（調整済み認定率）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■隣接自治体及び県との比較（調整済み重度認定率と軽度認定率の分布）



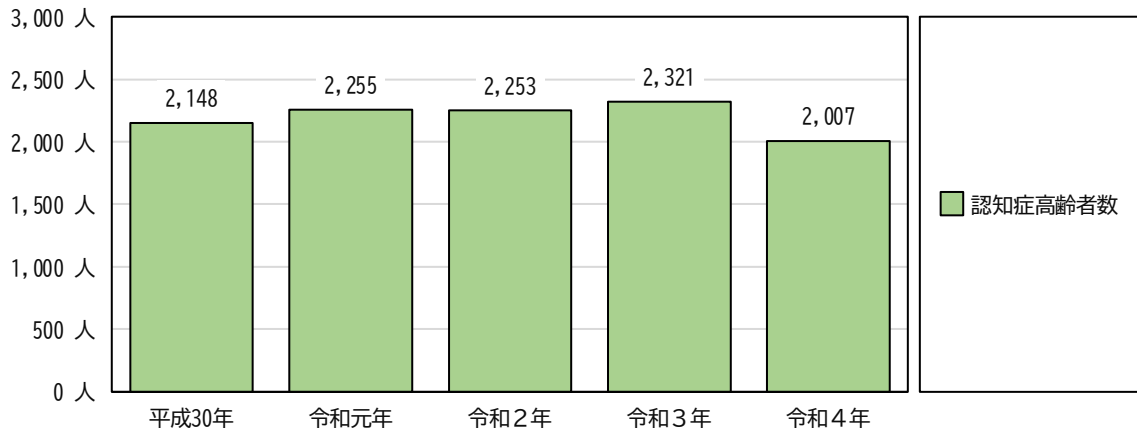
資料：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者数（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、令和3年までは増加傾向であったが、令和4年には減少し、2,007人となっています。

なお、認知症高齢者自立度Ⅱは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立して生活できる状態です。

■旭市の認知症高齢者数の推移



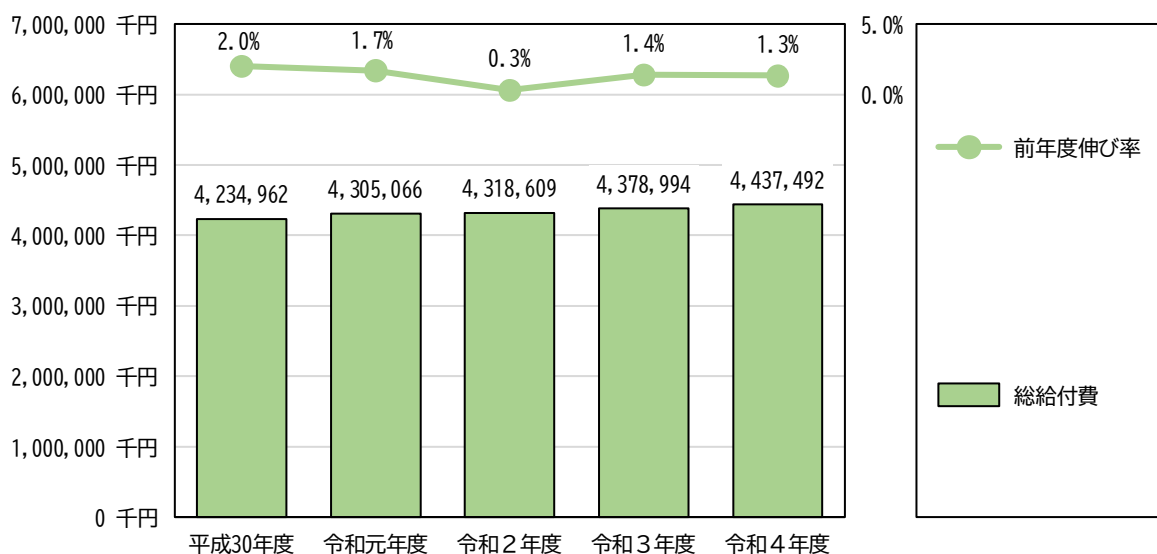
資料：地域包括ケア「見える化」システム

(5) 介護給付費の推移

本市の介護給付費は、年々増加しており、令和4年度では44億3千7百万円となっています。

給付費の伸び率は、平成30年度から令和2年度にかけて減少していますが、実質的な給付費は緩やかに増加していると考えられます。

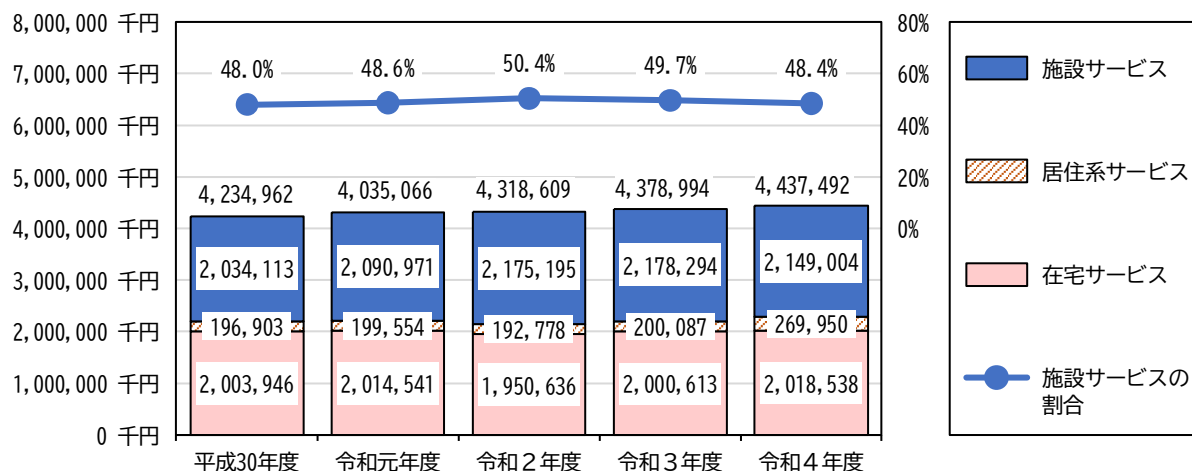
■旭市の介護給付費の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

サービス区分別にみると、全体的に増加傾向にあるなか、令和4年度は施設サービスが減少しています。

■旭市の介護給付費の推移（サービス区分別）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

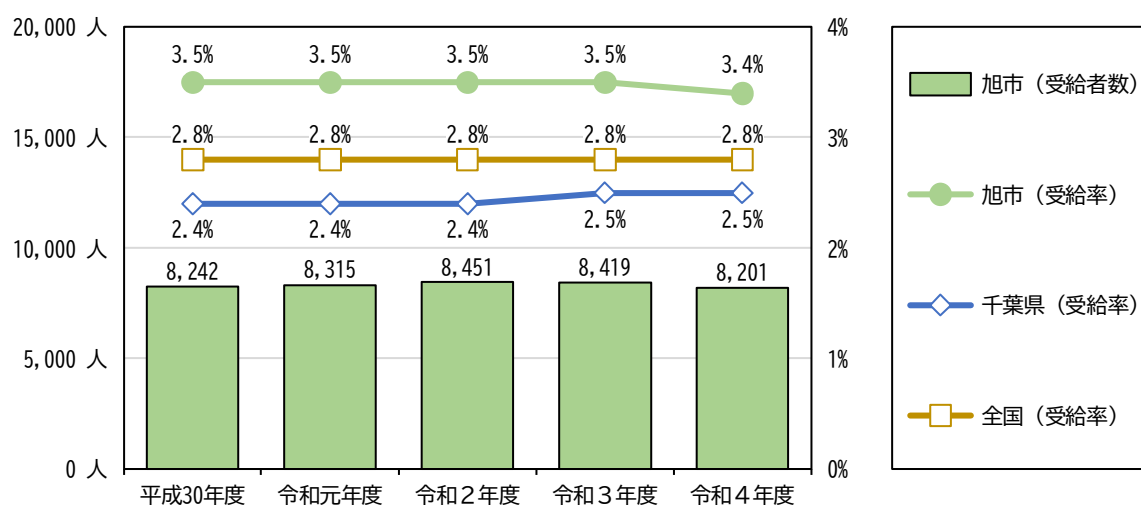
※施設サービス：「特別養護老人ホーム（地域密着型含む）」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」のことです。
 ※居住系サービス：「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」のことです。
 ※在宅サービス：「訪問介護」「訪問リハビリテーション」等の訪問系サービス、「通所介護」「通所リハビリテーション」などの通所系サービス、「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」の短期入所系サービス、「福祉用具貸与」「住宅改修費」等の住環境の改善、「地域密着型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」等の地域密着型サービス、「居宅介護支援」のことです。

（6）受給者数・受給率の推移

① 施設サービス

施設サービスの受給者数は令和2年度まで増加、令和3年度からは減少しており、令和4年度は8,201人となっています。受給率は国及び県より高くなっています。

■受給者数・受給率の推移（施設サービス）



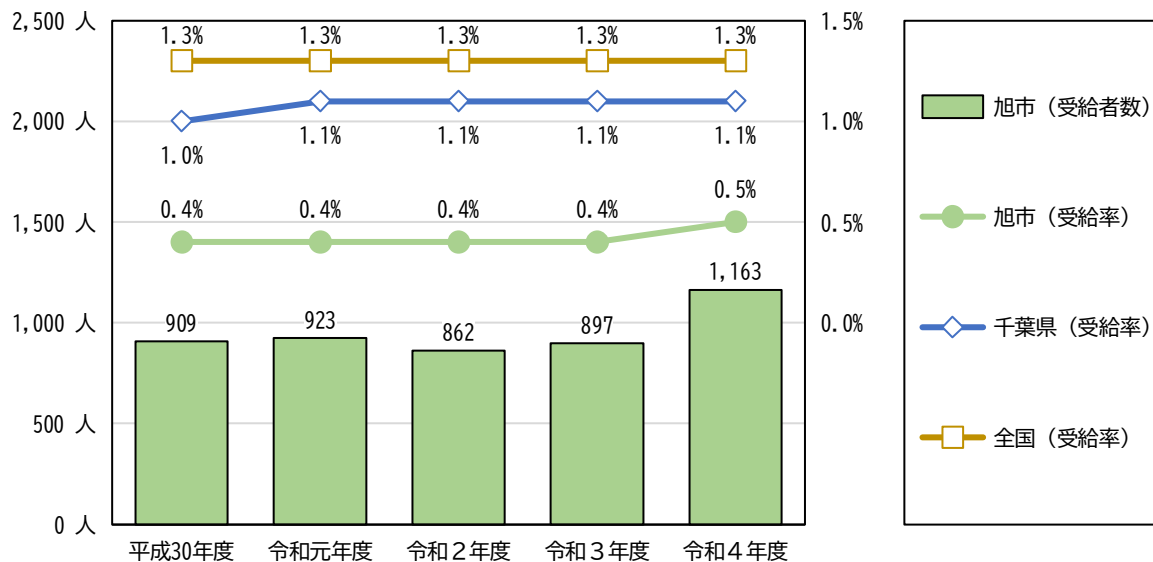
※令和4年度は2月サービス分まで

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 居住系サービス

居住系サービスの受給者数は令和2年度に減少しましたが、令和3年度に再び増加し、令和4年度には1,163人となっています。受給率は国及び県より低くなっています。

■受給者数・受給率の推移（居住系サービス）

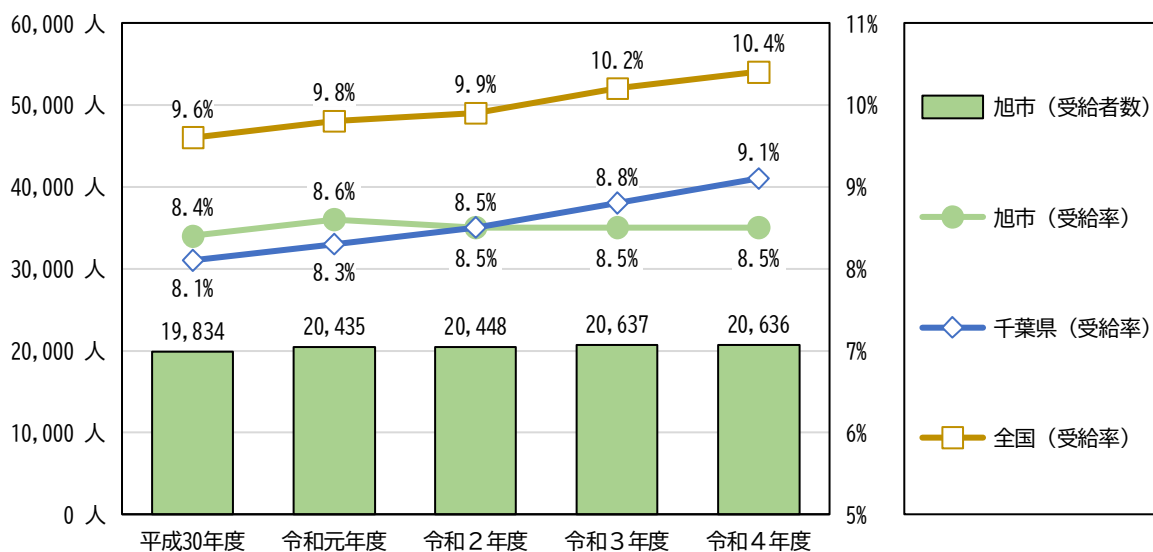


※令和4年度は2月サービス分まで
資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 在宅サービス

在宅サービスの受給者数は、増加傾向にあり、令和4年度は20,636人となっています。受給率は国及び県よりやや低くなっています。

■受給者数・受給率の推移（在宅サービス）



※令和4年度は2月サービス分まで
資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 アンケート調査結果

アンケートの実施概要

計画策定にあたり、本市における高齢者福祉・介護の状況や今後の課題を把握するためのアンケート調査を以下のように実施しました。

■調査対象・調査方法・実施時期

区分	調査対象※	調査方法	実施時期
①旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	本市の住民で、要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方	郵 送	令和4年12月
②旭市在宅介護実態調査	本市の住民で、要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方	郵 送	
③旭市介護支援専門員調査	旭市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員	直接配布	
④旭市介護サービス事業者調査	旭市内の介護保険サービス事業者	電子メール	

※基準日は令和4年12月1日現在。

■配布回収の結果

区分	配布数※	有効回収数【率】
①旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000 人	1,231 人【61.6%】
②旭市在宅介護実態調査	1,000 人	577 人【57.7%】
③旭市介護支援専門員調査	73 人	66 人【90.4%】
④旭市介護サービス事業者調査	37 事業者	31 事業者【83.8%】

※①②については無作為抽出による抽出調査、③④は悉皆調査（全数調査）により調査を実施しました。

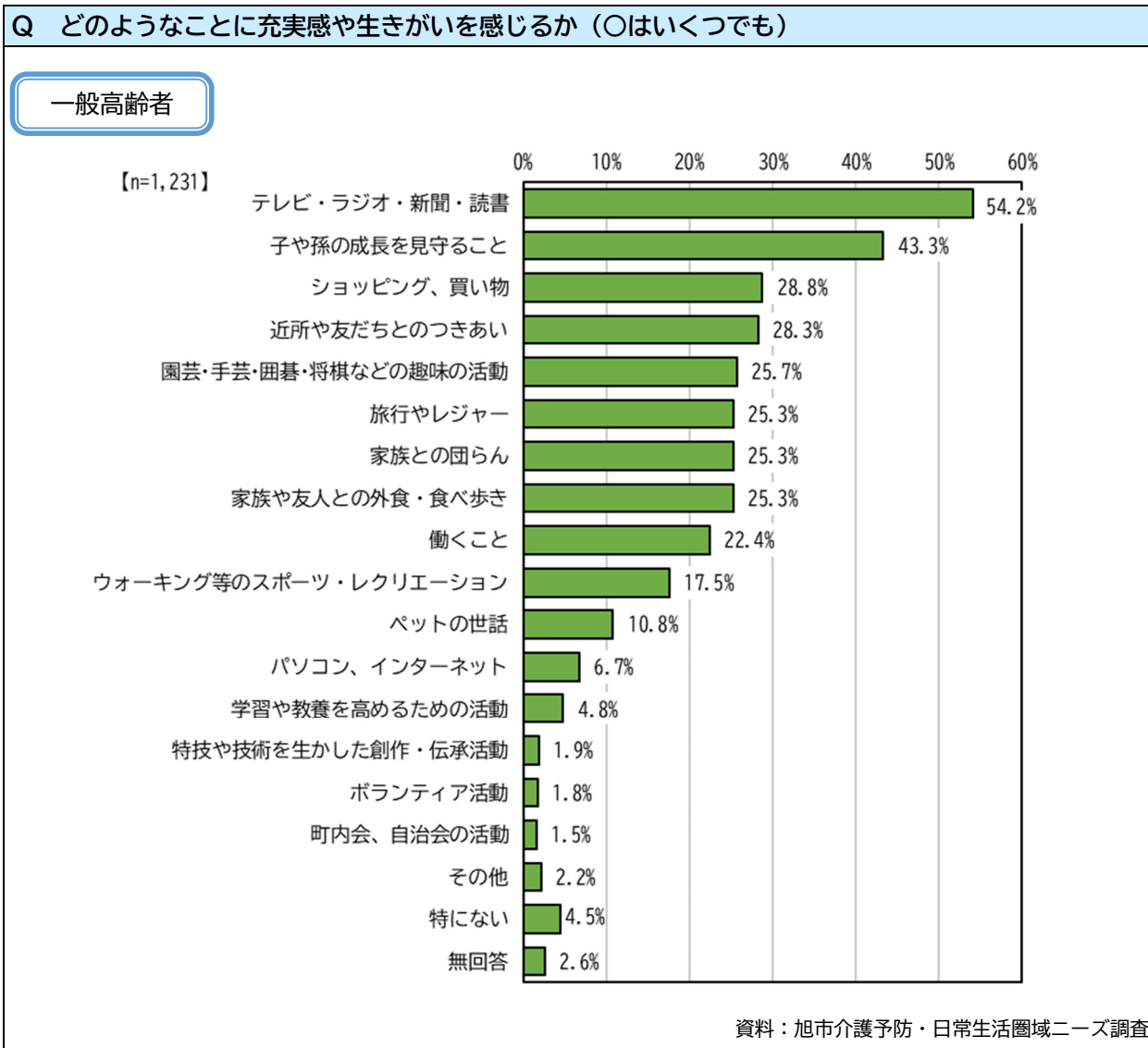
なお、次ページ以降の調査結果の報告においては、各調査（の回答者）を明確に識別できるよう、次のようにそれぞれ表記します。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	一般高齢者
② 在宅介護実態調査	在宅要介護者
③ 介護支援専門員調査	介護支援専門員
④ 旭市介護サービス事業者調査	サービス事業者

(1) 充実感や生きがいを感じる事

○充実感や生きがいを感じることは、「テレビ・ラジオ・新聞・読書」が54.2%で最も多く、次いで、「子や孫の成長を見守ること」が43.3%が続いています。

○以下、「ショッピング、買い物」、「近所や友だちとのつきあい」、「園芸・手芸・囲碁・将棋などの趣味の活動」、「旅行やレジャー」、「家族との団らん」、「家族や友人との外食・食べ歩き」、「働くこと」などが上位に挙げられています。



(2) 通いの場について

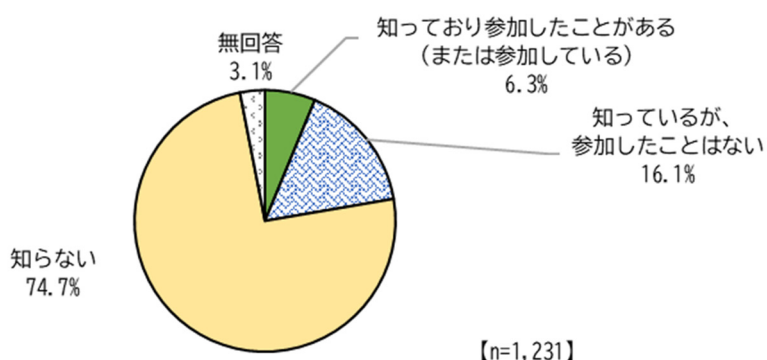
① 通いの場の認知度

○通いの場を知っているか尋ねたところ、「知っているが、参加したことはない」が 16.1%、「知っており、参加したことがある（または参加している）」が 6.3%と、認知度は 22.4%となっています。

○一方、「知らない」が 74.7%で過半数を占めています。

Q あなたは通いの場のことを知っていましたか（○はいくつでも）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

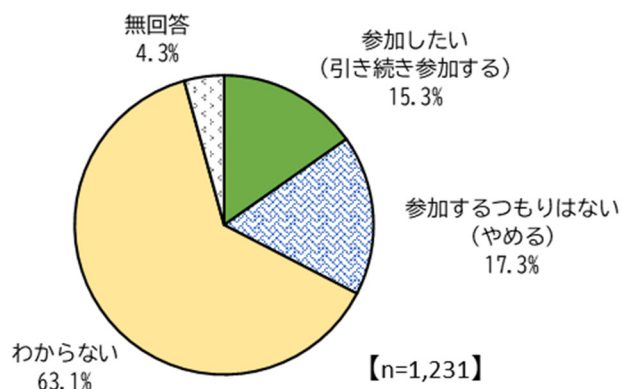
② 通いの場への参加希望

○今後、通いの場に参加したいか尋ねたところ、「参加したい（引き続き参加する）」が 15.3%、「参加するつもりはない（やめる）」が 17.3%となっています。

○なお、「わからない」が 63.1%で過半数を占めました。

Q 今後、通いの場に参加したいですか（○は1つ）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

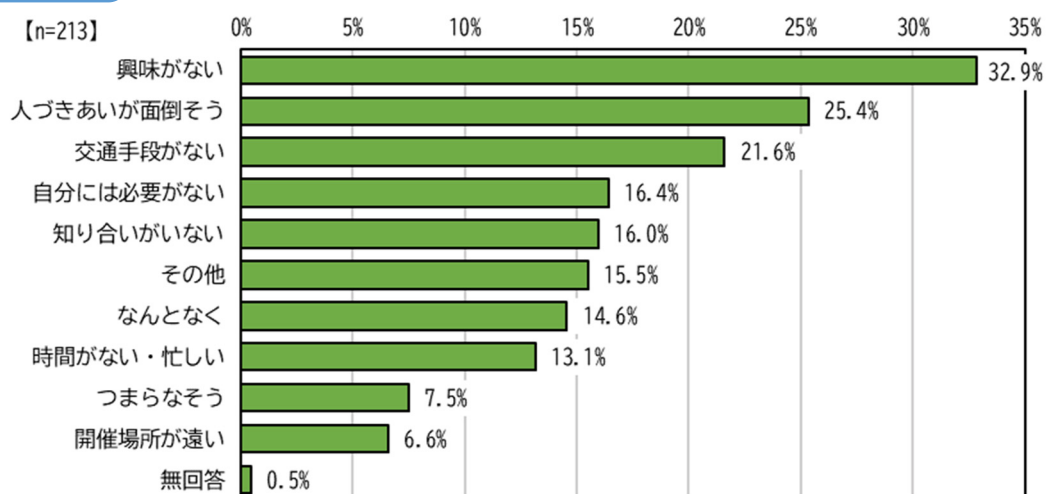
③ 通いの場に参加しない理由

○通いの場に参加しないと回答した方に、その理由を尋ねたところ、「興味がない」が32.9%で最も多く、以下、「人づきあいが面倒そう」が25.4%、「交通手段がない」が21.6%、「自分には必要がない」が16.4%、「知り合いがいない」が16.0%などとなっています。

Q（参加するつもりはない（やめる）と回答した方）

参加しない理由は何ですか（○はいくつでも）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(3) 生活機能評価の結果

○厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能の低下」が 50.0%で最も多く、以下、「うつ傾向」が 45.5%、「転倒リスク」が 36.9%、「閉じこもり傾向」が 29.3%、「口腔機能の低下」が 28.7%、「運動器機能の低下」が 25.0%、「低栄養傾向」が 1.9%となっています。

○旭地域では、「低栄養傾向」の項目について、リスク該当者割合が全体より高くなっています。

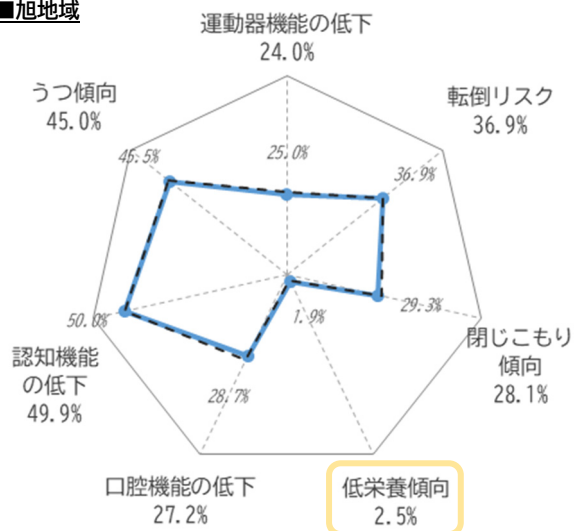
○海上地域では、すべての項目について、リスク該当者割合が全体より低くなっています。

○飯岡地域では、「運動器機能の低下」、「転倒リスク」、「閉じこもり傾向」、「口腔機能の低下」、「うつ傾向」の5項目について、リスク該当者割合が全体より高くなっています。

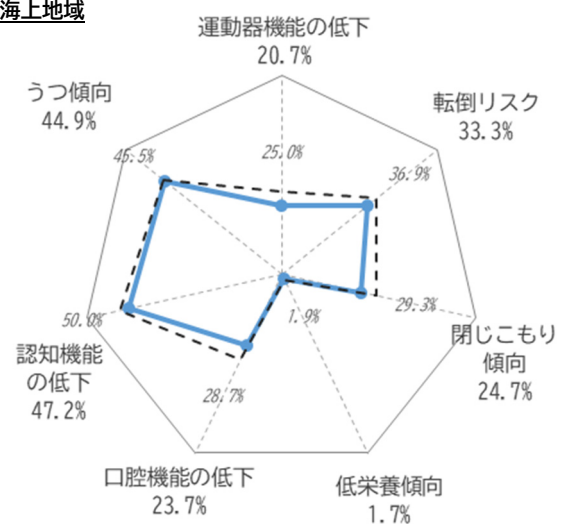
○干潟地域では、「運動器機能の低下」、「口腔機能の低下」、「認知機能の低下」の3項目について、リスク該当者割合が全体より高くなっています。

一般高齢者

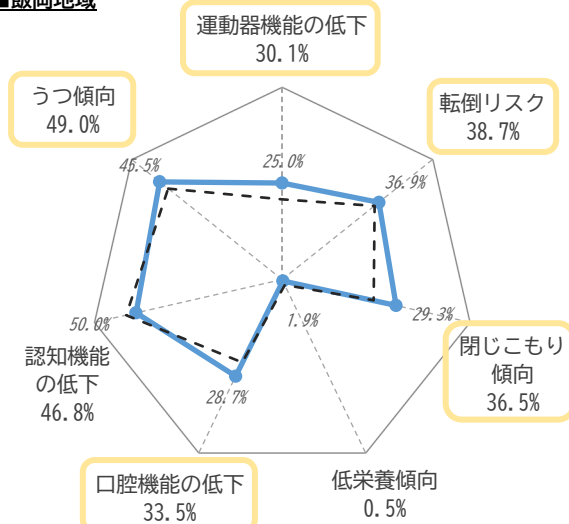
■旭地域



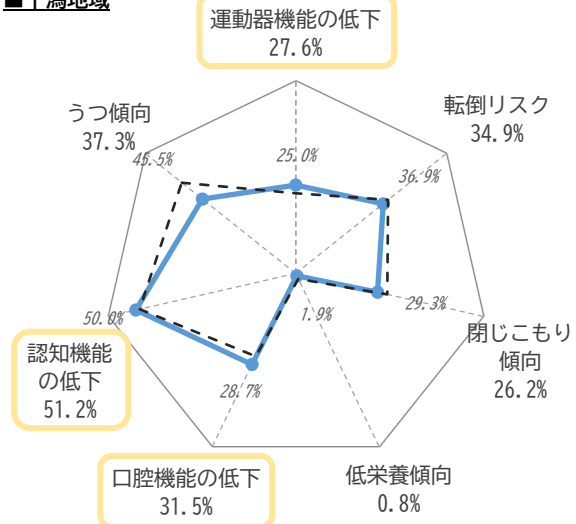
■海上地域



■飯岡地域



■干潟地域



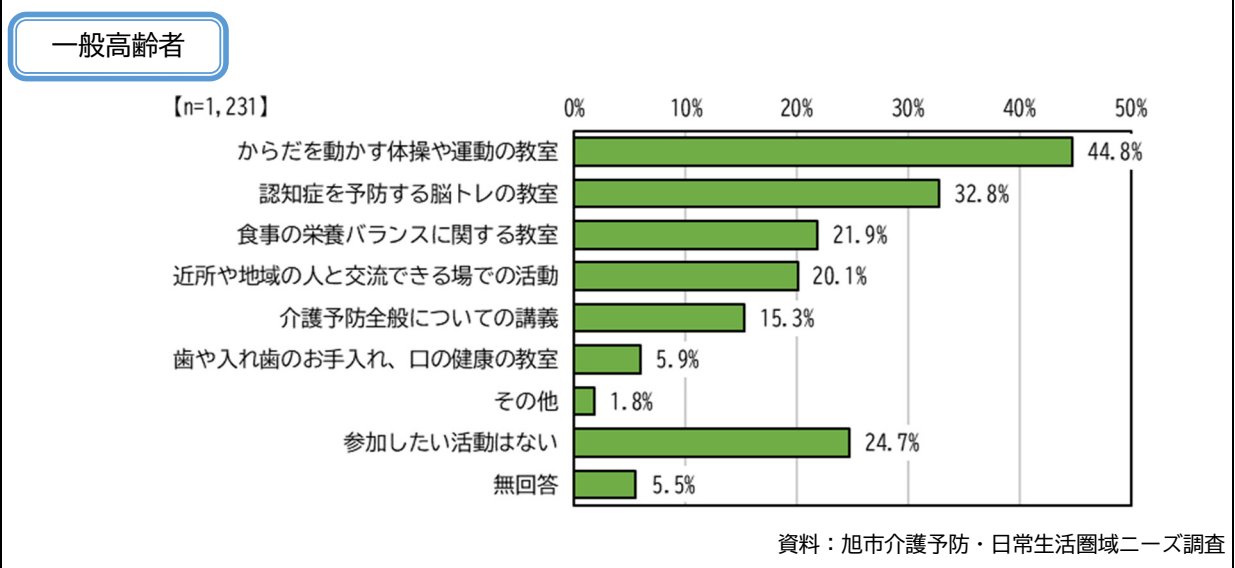
(点線は全体平均。□囲いは全体平均以上の数値。)

(4) 介護予防事業

① 今後参加したい活動メニュー

- 体力や生活機能の維持向上のため、今後参加したい活動メニューを尋ねたところ、「からだを動かす体操や運動の教室」が44.8%で最も多く挙げられました。
- 以下、「認知症を予防する脳トレの教室」、「食事の栄養バランスに関する教室」、「近所や地域の人と交流できる場での活動」などが多く挙げられています。

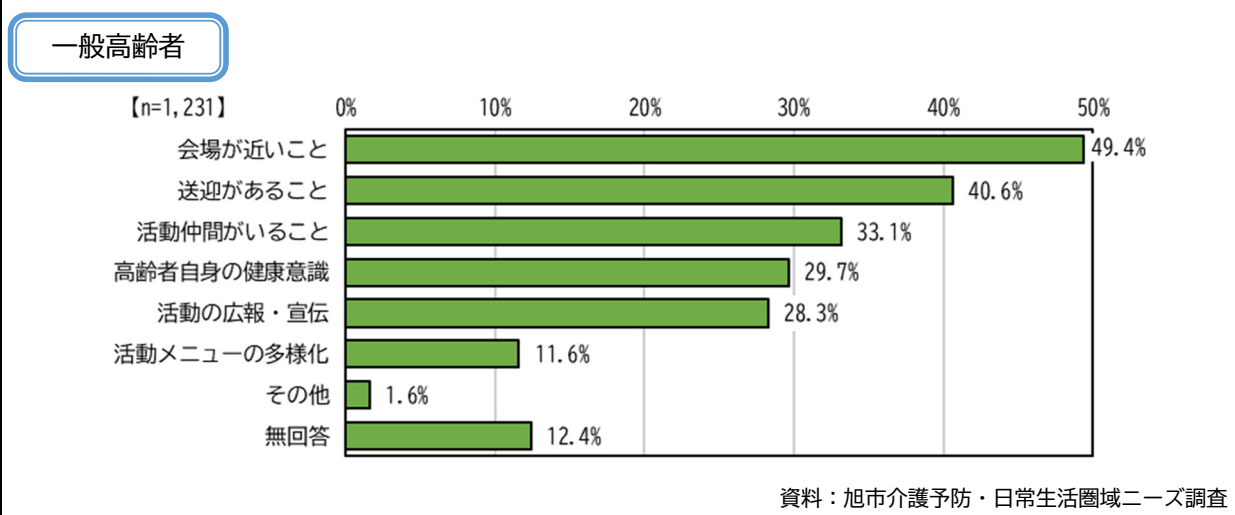
Q 体力や生活機能の維持向上のため、今後参加したい（続けたい）活動メニュー（○はいくつでも）



② 多くの人が参加するために重要なこと

- より多くの人が介護予防活動に参加するために重要なことを尋ねたところ、「会場が近いこと」が49.4%、「送迎があること」が40.6%で多く挙げられました。

Q より多くの人が参加するために、重要だと思うことは何ですか（○はいくつでも）

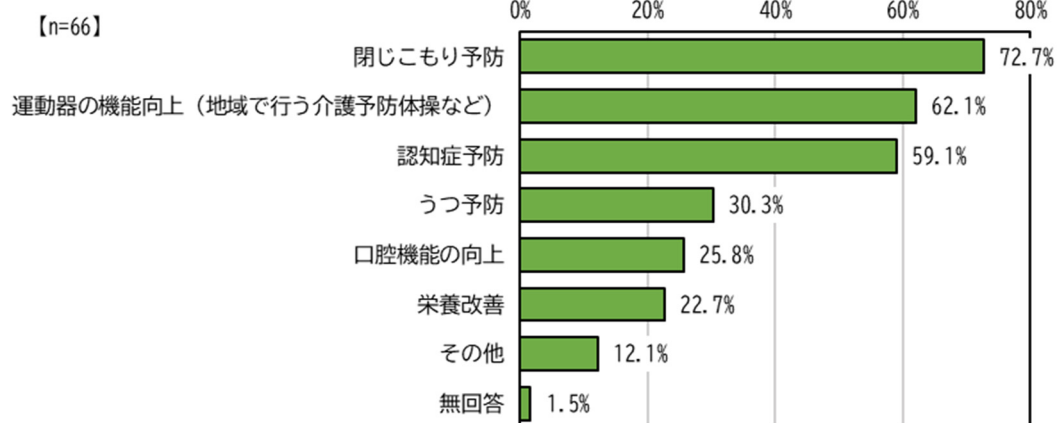


③ 今後充実させるべきだと思う介護予防事業

- 介護支援専門員に、今後充実させるべきだと思う介護予防事業を尋ねたところ、「閉じこもり予防」が72.7%で最も多く挙げられました。
- 以下、「運動器の機能向上（地域で行う介護予防体操など）」、「認知症予防」などが上位に挙げられています。

Q 今後充実させるべきだと思う介護予防事業（○はいくつでも）

介護支援専門員



資料：旭市介護支援専門員調査

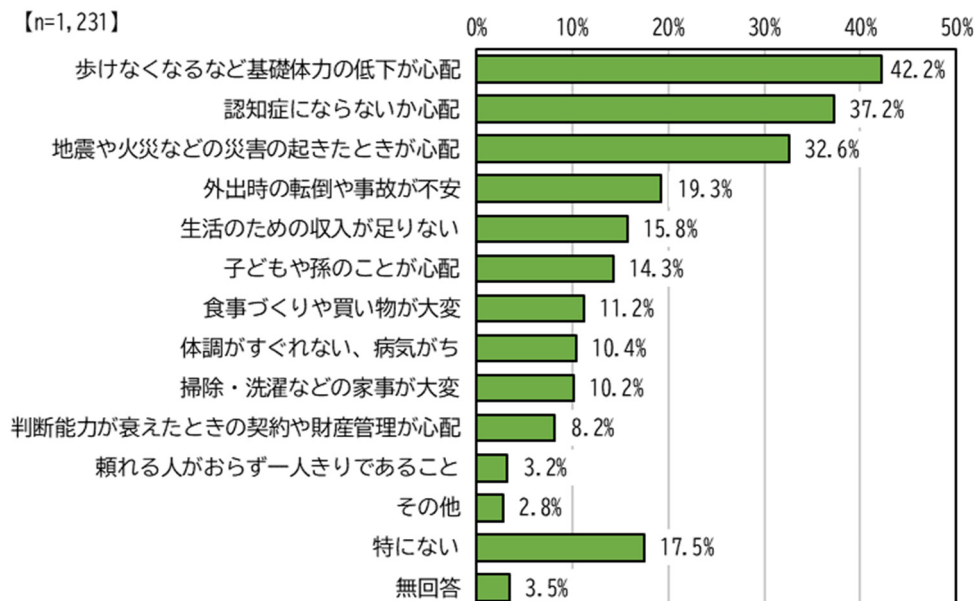
(5) 高齢者の不安・悩み・心配ごと

- 一般高齢者からは、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」、「認知症にならないか心配」、「地震や火災などの災害の起きたときが心配」の3つが多く挙げられました。
- 在宅要介護者からは、一般高齢者と同様の3つに加え、「外出時の転倒や事故が不安」が多く挙げられています。

Q 日常生活において、不安、悩み、心配ごとはありますか（○はいいくつでも）

一般高齢者

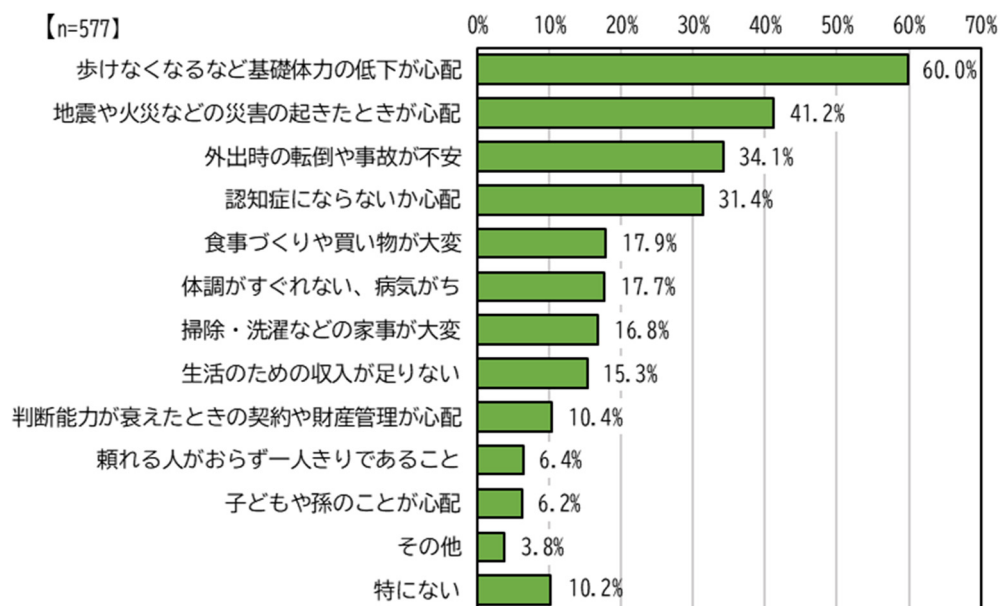
【n=1,231】



資料：旭市介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

在宅要介護者

【n=577】



資料：旭市在宅介護実態調査

(6) 災害時における支援

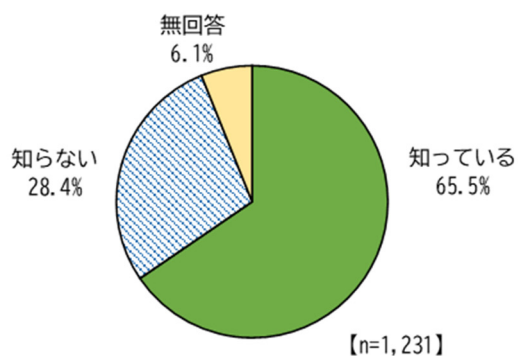
① 地域の避難所の認知度

○一般高齢者に、住んでいる地域の避難所を知っているか尋ねたところ、「知っている」割合は 65.5%となっています。

○また、在宅要介護者については、地域の避難所を「知っている」割合は 53.6%となっています。

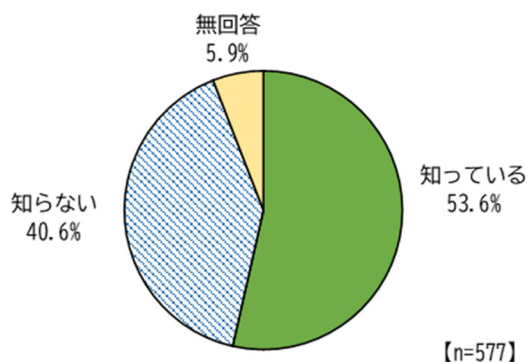
Q あなたのお住まいの地域の避難所を知っていますか（○は1つ）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅要介護者



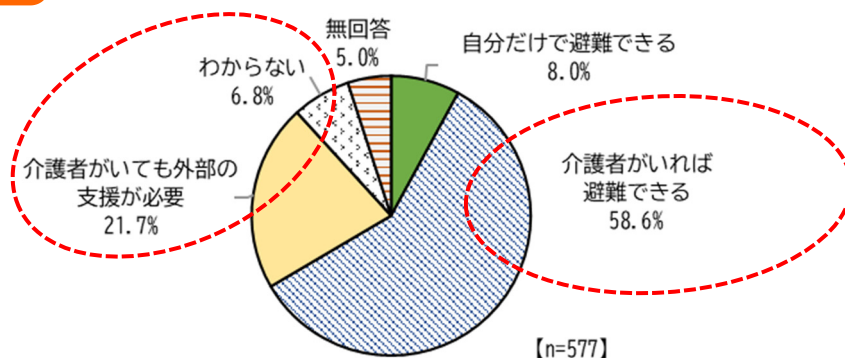
資料：旭市在宅介護実態調査

② 緊急時に1人で避難できるか

- 在宅要介護者に、緊急時に1人で避難できるかを尋ねたところ、「自分だけで避難できる」が8.0%となっています。
- 「介護者がいれば避難できる」が58.6%で最も多いほか、「介護者がいても外部の支援が必要」が21.7%と全体の約8割の方が避難の際に支援を必要としています。

Q 災害や火災などの緊急時に、1人で避難することができるか（○は1つ）

在宅要介護者



資料：旭市在宅介護実態調査

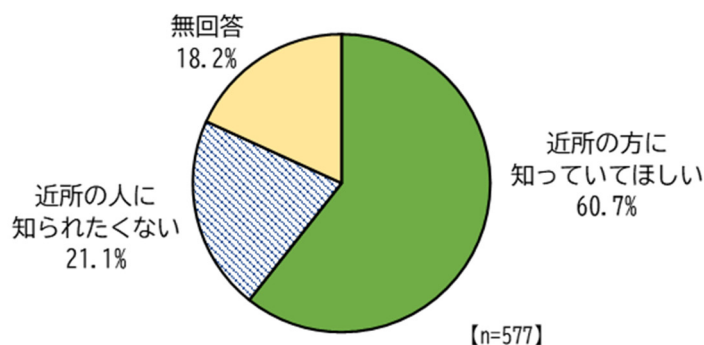
③ 自分のことを近所の人に知らせておきたいか

- 緊急時に自分だけで避難できないと回答した方に、近所の方に自分の情報を知らせておきたいと思うか尋ねたところ、「近所の方に知っていてほしい」が60.7%、「近所の人に知られたくない」が21.1%となっています。

Q（避難することができない方）

緊急時に1人で避難できないことや連絡先などの情報を近所に知らせておきたいか（○は1つ）

在宅要介護者



資料：旭市在宅介護実態調査

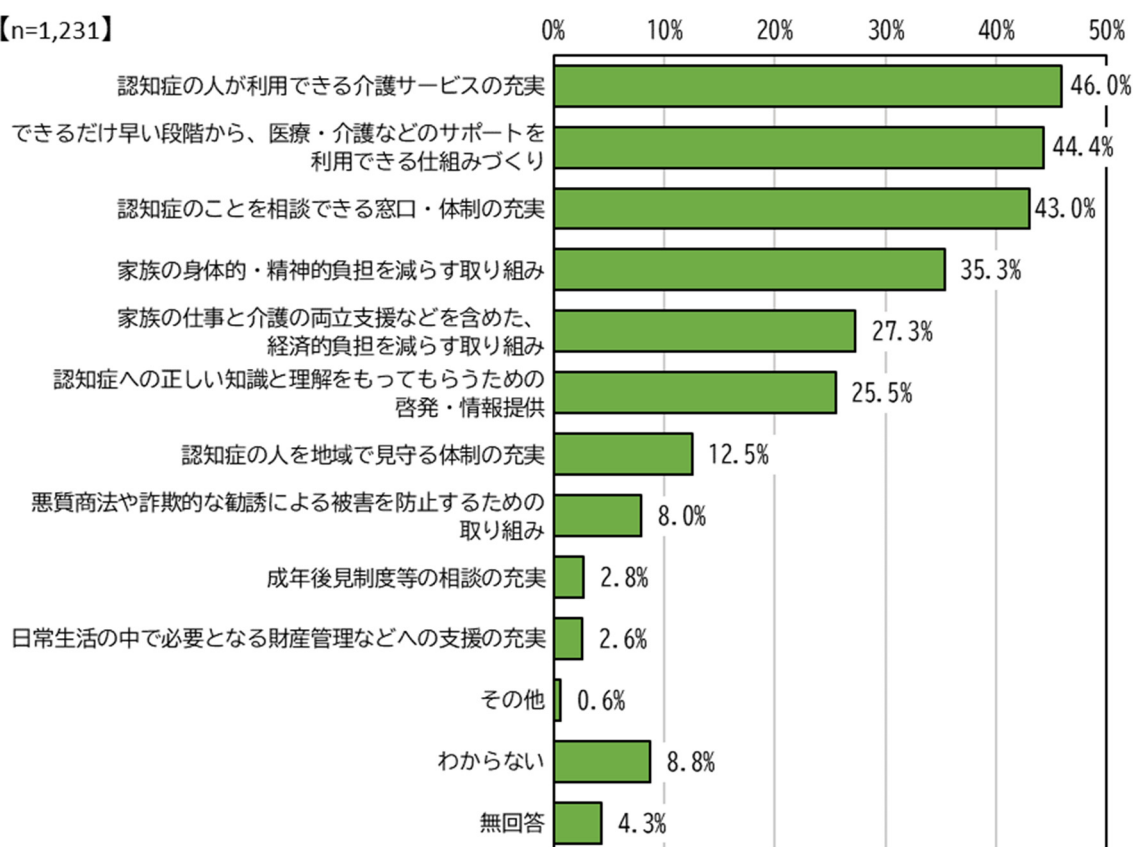
(7) 認知症施策について

- 認知症の方への取組として市が重点を置くべき施策を尋ねたところ、「認知症の人が利用できる介護サービスの充実」が46.0%で最も多く挙げられました。
- そのほか、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」、「家族の身体的・精神的負担を減らす取り組み」、「家族の仕事と介護の両立支援などを含めた、経済的負担を減らす取り組み」などが上位に挙げられています。

Q 市が重点を置くべき認知症施策（〇は3つまで）

一般高齢者

【n=1,231】



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

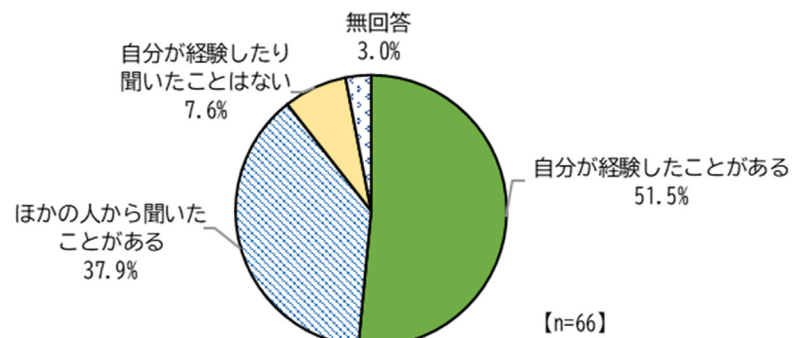
(8) 高齢者虐待事例の対応経験

① 経験の有無

○高齢者虐待に対応する事例について「自分が経験したことがある」が 51.5%、「ほかの人から聞いたことがある」が 37.9%と、介護支援専門員の約 9 割が何らかの虐待事例に接した経験があります。

Q 高齢者虐待が疑われるような事例を経験したことがあるか（○は 1 つ）

介護支援専門員



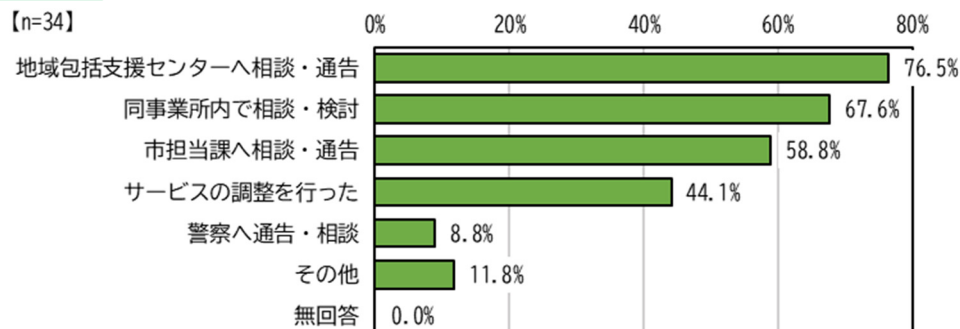
資料：旭市介護支援専門員調査

② 自分が対応した内容

○「自分が経験したことがある」と回答した方に、どのような対応をしたのか尋ねたところ、「地域包括支援センターへ相談・通告」が 76.5%で最も多く、以下、「同事業所内で相談・検討」が 67.6%、「市担当課へ相談・通告」が 58.8%などとなっています。

Q（「自分が経験したことがある」と回答した方）
どのように対応したか（○はいくつでも）

介護支援専門員



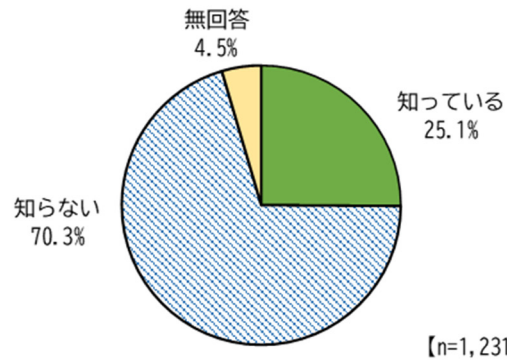
資料：旭市介護支援専門員調査

(9) 地域包括支援センターの認知度

○地域包括支援センターを「知っている」人の割合は25.1%となっています。

Q 「地域包括支援センター」を知っているか（○は1つ）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

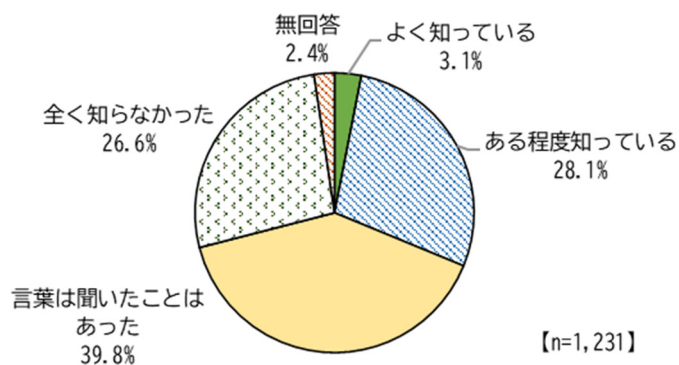
(10) 成年後見制度について

① 認知度

○成年後見制度の内容を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した人の割合は31.2%となっています。

Q 成年後見制度について知っているか（○は1つ）

一般高齢者



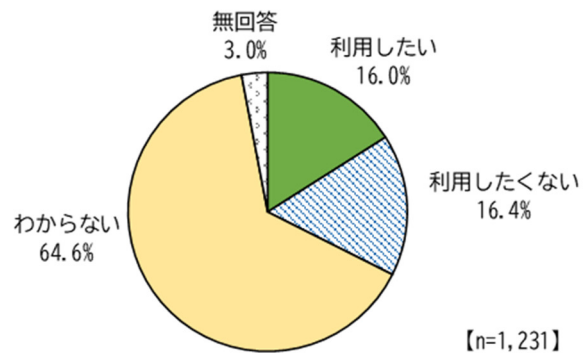
資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

② 利用意向

○成年後見制度の利用意向については、一般高齢者では 16.0%、在宅要介護者では 43.5%となっています。

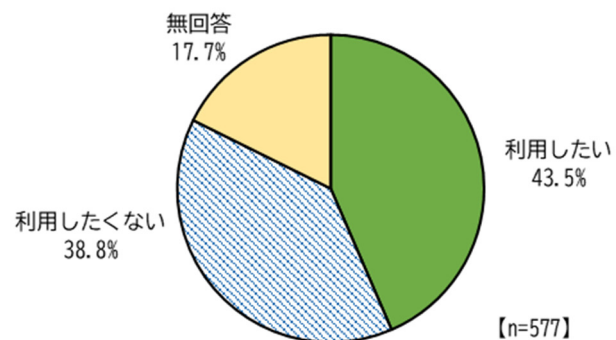
Q 成年後見制度を利用したいと思うか（○は1つ）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅要介護者



資料：旭市在宅介護実態調査

(11) 旭市の保健福祉サービスの利用希望

① 一般高齢者の希望

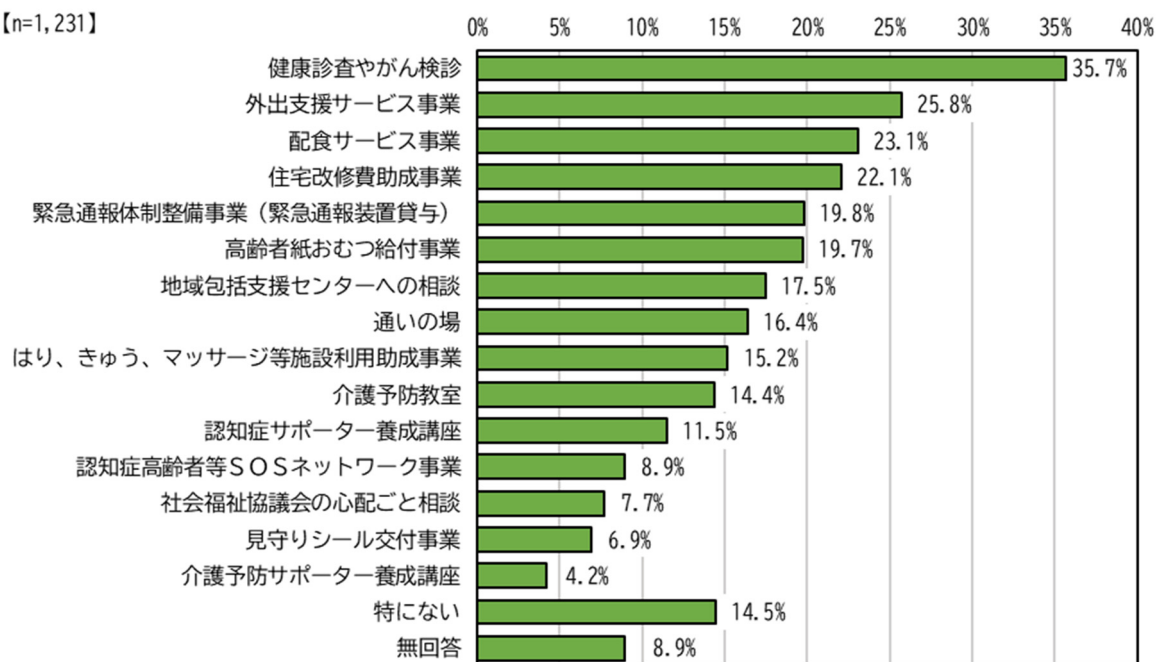
○旭市の保健福祉サービスのうち、今後利用したいものを尋ねたところ、「健康診断やがん検診」が35.7%で最も多く挙げられました。

○そのほか、「外出支援サービス事業」、「配食サービス事業」、「住宅改修費助成事業」、「緊急通報体制整備事業（緊急通報装置貸与）」、「高齢者紙おむつ給付事業」などが比較的多く挙げられています。

Q 今後利用したい旭市の保健福祉サービス（○はいくつでも）

一般高齢者

【n=1,231】



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

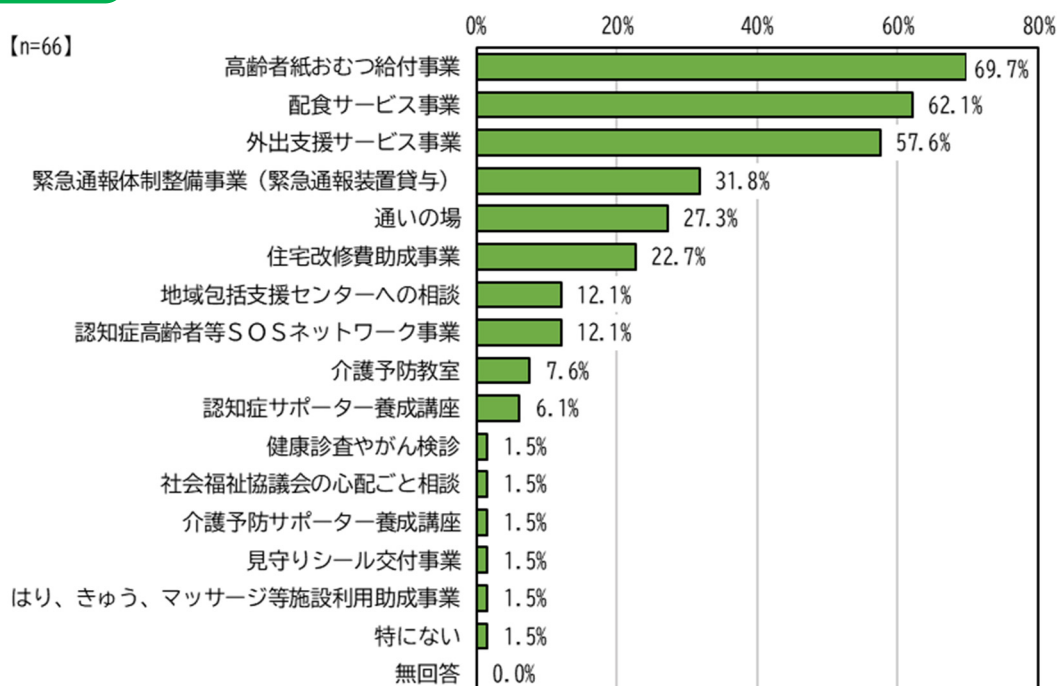
② 介護支援専門員が把握している希望

○介護支援専門員に、被保険者（家族含む）の利用希望が多い高齢者サービスについて尋ねたところ、「高齢者紙おむつ給付事業」が 69.7%で最も多く、次いで、「配食サービス事業」が 62.1%で続きました。

○以下、「外出支援サービス事業」、「緊急通報体制整備事業（緊急通報装置貸与）」、「通いの場」などが比較的多く挙げられています。

Q 高齢者サービスで、被保険者（家族含む）の利用希望が多いサービスはどれですか（○はいくつでも）

介護支援専門員



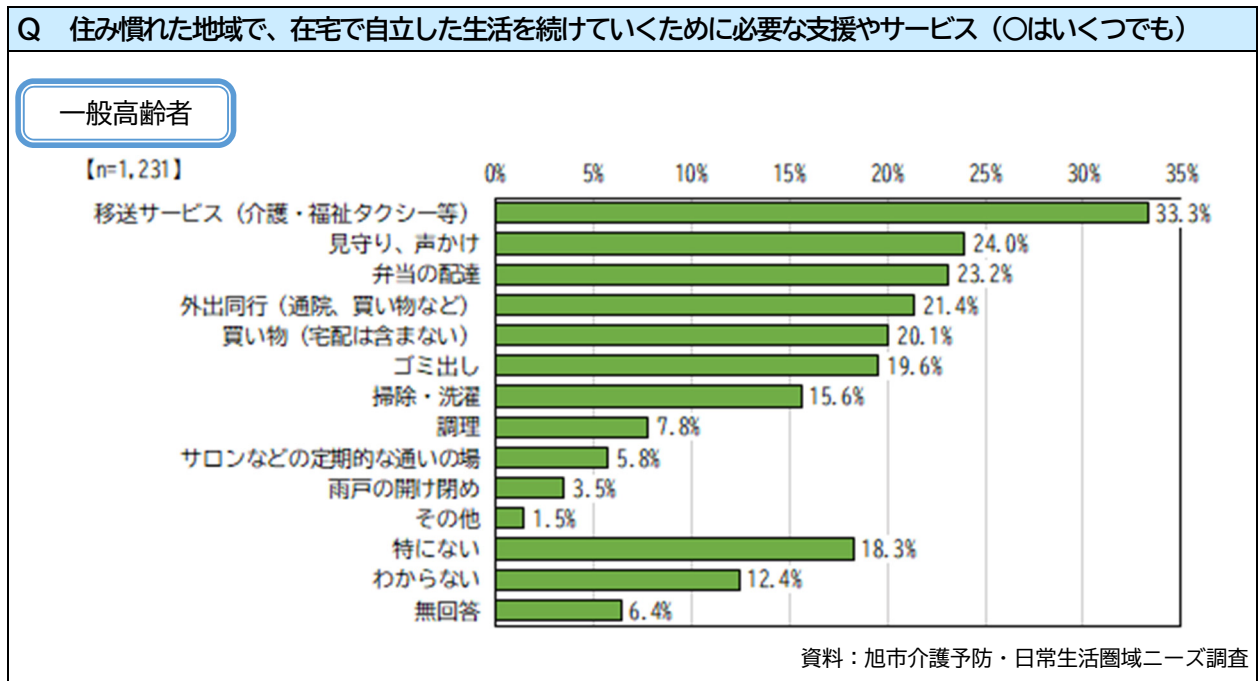
資料：旭市介護支援専門員調査

(12) 在宅での生活を継続していくために必要なサービス

① 一般高齢者の意見

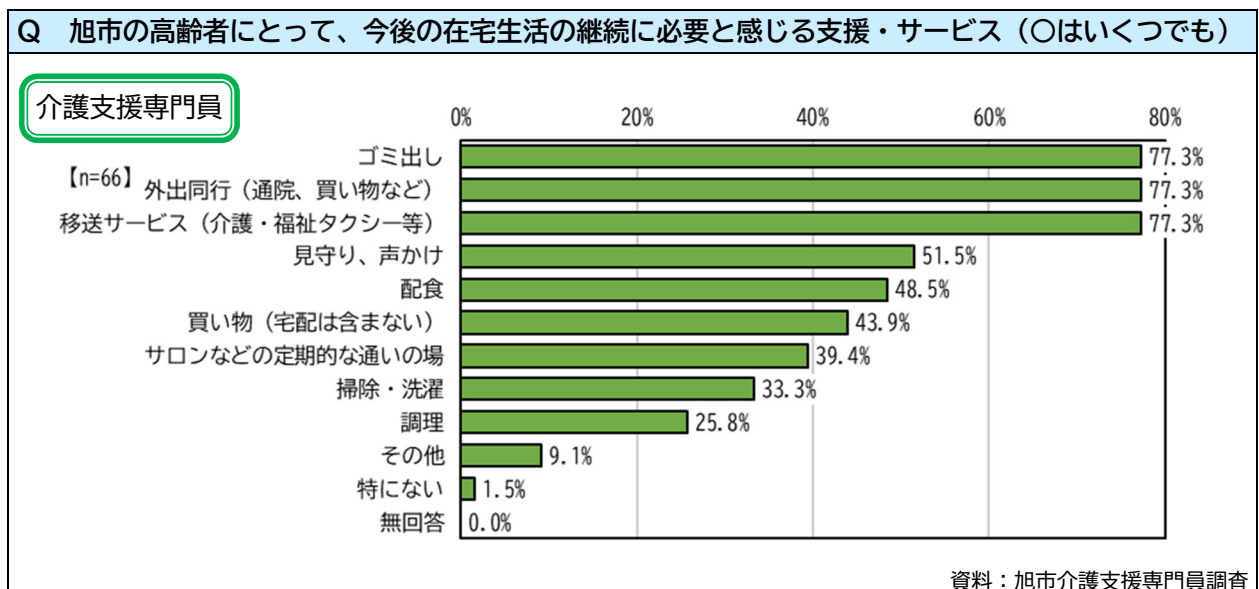
○在宅での生活を継続していくために必要になると思うサービスを尋ねたところ、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が33.3%で最も多く、以下、「見守り、声かけ」、「弁当の配達」、「外出同行（通院、買い物など）」などが多く挙げられました。

○一方、18.3%は「特にない」と回答しています。



② 介護支援専門員の意見

○介護支援専門員からは、「ゴミ出し」をはじめ、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」がいずれも77.3%と高く、次いで「見守り、声かけ」、「配食」、「買い物（宅配は含まない）」などが多く挙げられました。

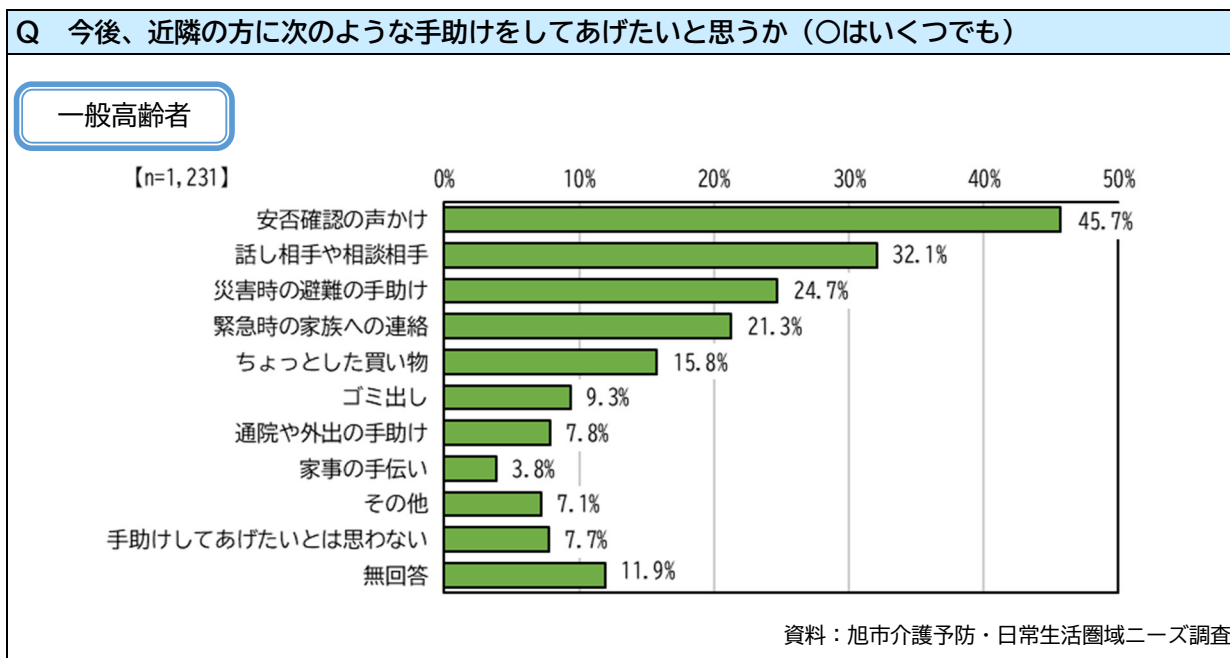


(13) 自分にできる手助けについて

① 近隣の方に手助けしてあげたいこと

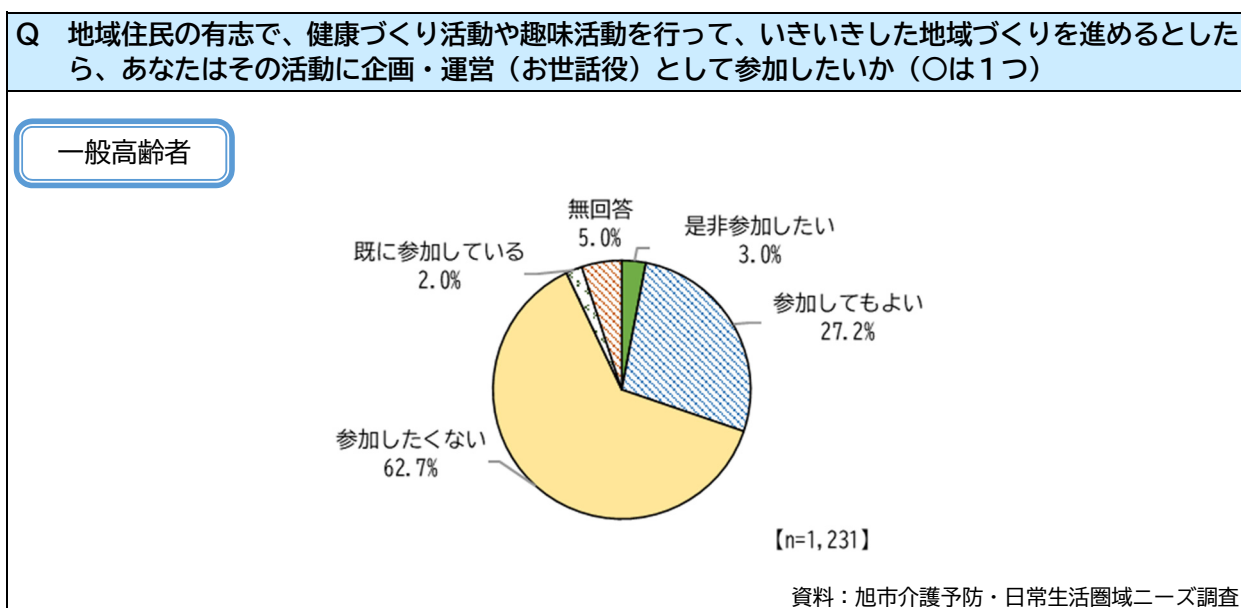
○今後、近隣の方に手助けしてあげたいことを尋ねたところ、「安否確認の声かけ」が45.7%で最も多く、次いで、「話し相手や相談相手」が32.1%で続いています。

○以下、「災害時の避難の手助け」、「緊急時の家族への連絡」、「ちょっとした買い物」などが比較的多く挙げられました。



② 地域活動への企画・運営者としての参加希望

○地域住民による活動に企画・運営者として参加してみたいかを尋ねたところ、「参加してもよい」が27.2%、「是非参加したい」が3.0%、「既に参加している」が2.0%となっています。



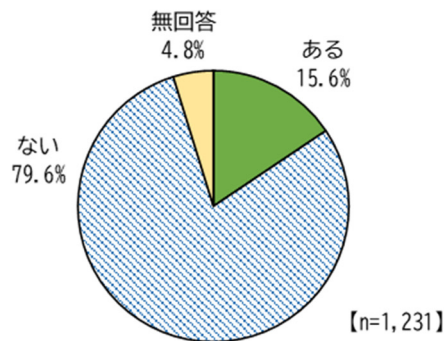
(14) 人生の最期について

① 終活について話し合ったことがあるか

○終活について主治医や家族と話し合ったことがあるか尋ねたところ、15.6%が「ある」と回答しました。

Q 終活について主治医や家族と話し合ったことがあるか（○は1つ）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

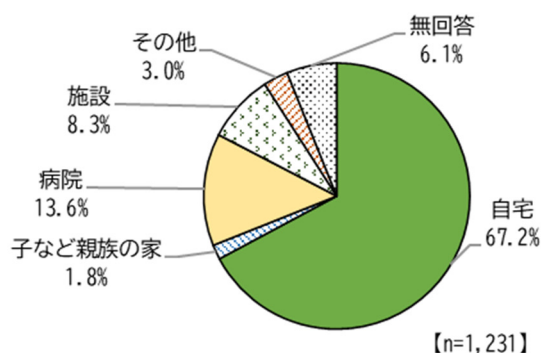
② 人生の最期を過ごしたい場所

○人生の最期を過ごしたい場所については、「自宅」が67.2%で過半数を占めています。

○以下、「病院」が13.6%、「施設」が8.3%、「子など親族の家」が1.8%などとなっています。

Q 人生の最期をどこで過ごしたいと思うか（○は1つ）

一般高齢者



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

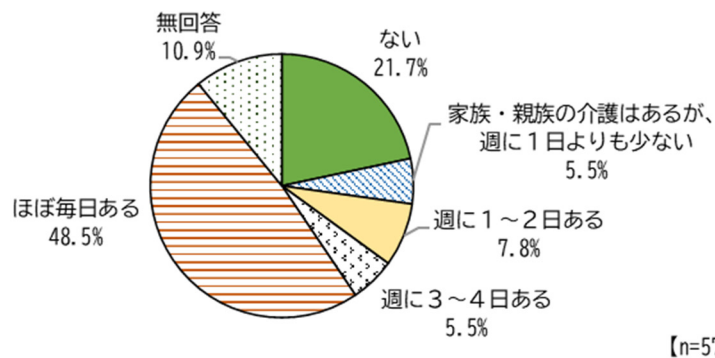
(15) 在宅における家族介護の状況と不安に感じる介護

① 家族・親族による介護の状況

- 家族や親族からの介護の状況については、「ほぼ毎日ある」が48.5%で最も多くなっています。
- 在宅の要支援・要介護者の約7割の方が頻度は異なるものの、家族や親族から何らかの介護を受けている状況です。

Q 家族や親族の方からの介護は、週にどのくらいあるか（○は1つ）

在宅要介護者



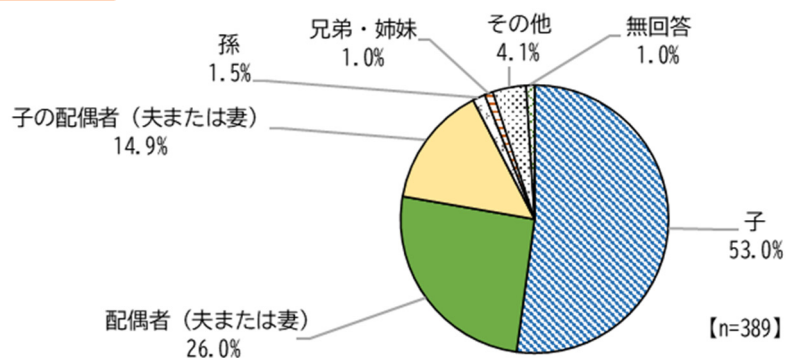
資料：旭市在宅介護実態調査

② 主な家族介護者

- 主な介護者を尋ねたところ、「子」が53.0%で最も多く、以下、「配偶者（夫または妻）」が26.0%、「子の配偶者（夫または妻）」が14.9%、「孫」が1.5%、「兄弟・姉妹」が1.0%などとなっています。

Q 主な介護者は、どなたですか（○は1つ）

在宅要介護者



資料：旭市在宅介護実態調査

③ 家族や親族が行っている介護と不安に感じる介護

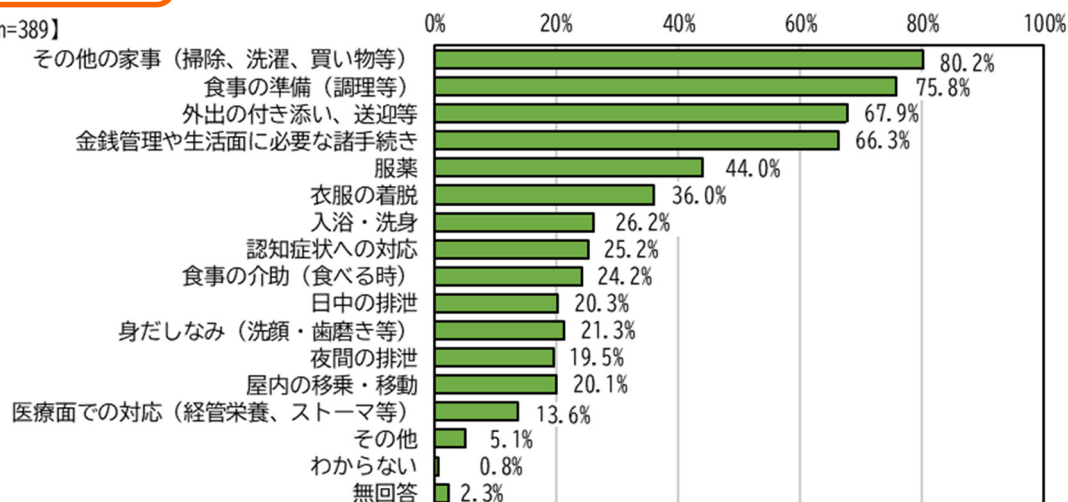
○家族や親族が行っている主な介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「食事の準備（調理等）」、「外出の付き添い、送迎等」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「服薬」などが多くなっています。

○不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も多くなっています。

Q 現在、主な介護者の方が行っている介護（○はいくつでも）

在宅要介護者

【n=389】

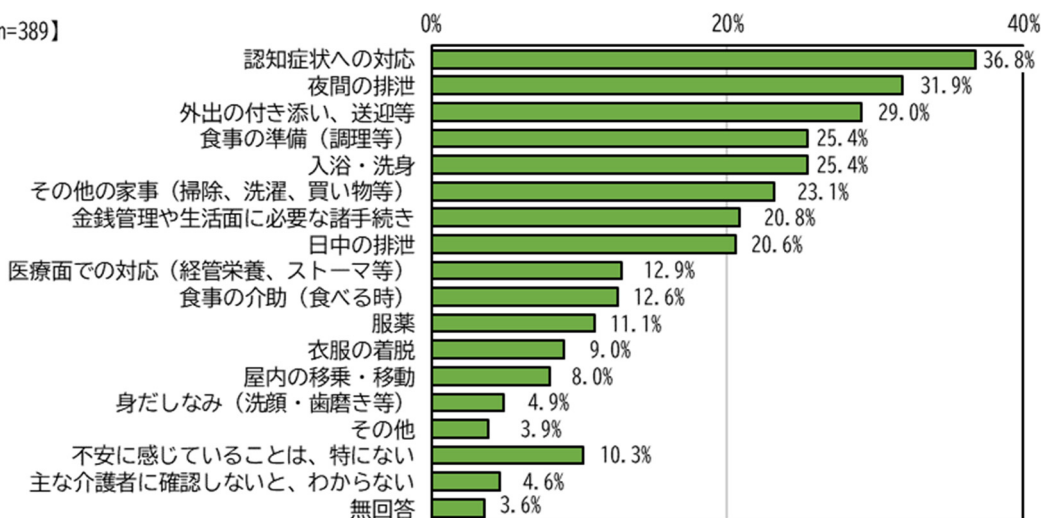


資料：旭市在宅介護実態調査

Q 現在の生活を継続していくにあたって、不安に感じる介護等（○は3つまで）

在宅要介護者

【n=389】



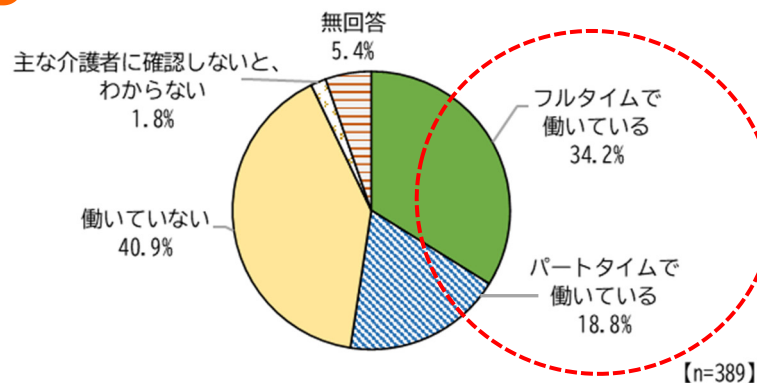
資料：旭市在宅介護実態調査

④ 就労している家族介護者の状況

○主な介護者が就労している割合は、フルタイムとパートタイムを合わせて 53.0%となっており、そのうちの 7.3%は「続けていくのは、かなり難しい」と回答しています。

Q 主な介護者の方の現在の勤務形態（○は1つ）

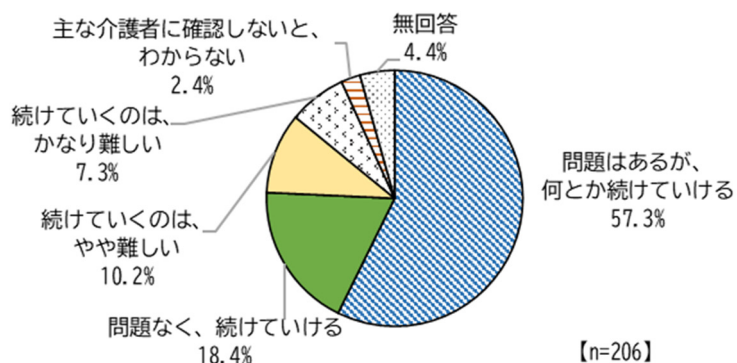
在宅要介護者



資料：旭市在宅介護実態調査

Q （働いている方） 介護者は、今後も働きながら介護を続けていけそうか（○は1つ）

在宅要介護者



資料：旭市在宅介護実態調査

(16) 旭市で不足していると考えられる介護サービス

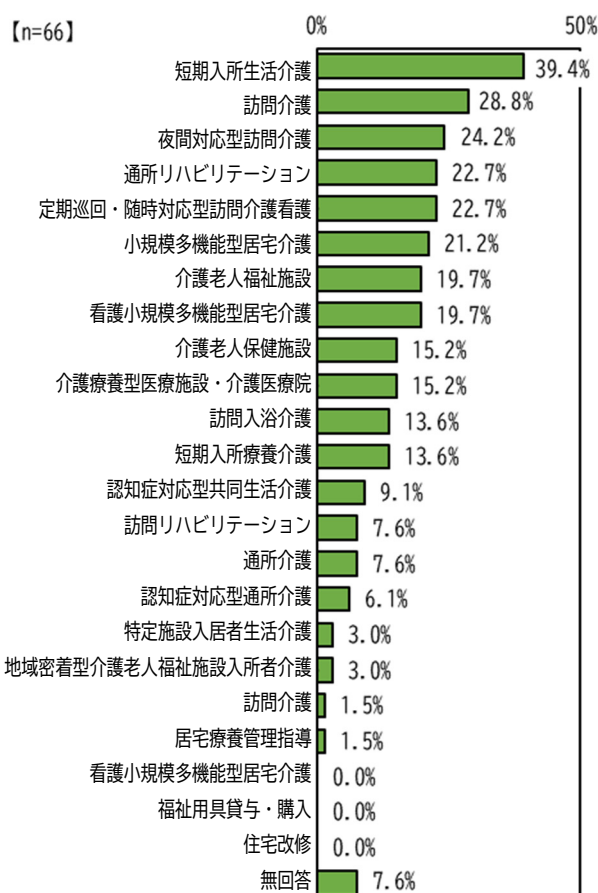
○介護支援専門員に、旭市で不足している介護サービスを尋ねたところ、要介護者サービスでは「短期入所生活介護」が39.4%、「訪問介護」が28.8%で特に多く、以下、「夜間対応型訪問介護」が24.2%、「通所リハビリテーション」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」がともに22.7%などとなっています。

○要支援者サービスについては、「通所型サービス」が31.8%で最も多く、以下、「訪問型サービス」が30.3%、「介護予防通所リハビリテーション」が15.2%、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」がともに7.6%などとなっています。

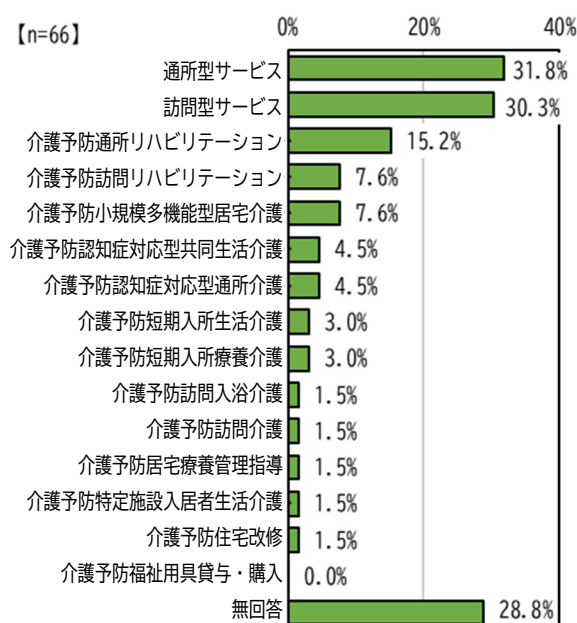
Q 旭市で不足していると思う介護サービスは何か（○はいくつでも）

介護支援専門員

<要介護者のサービス>



<要支援者のサービス>



資料：旭市介護支援専門員調査

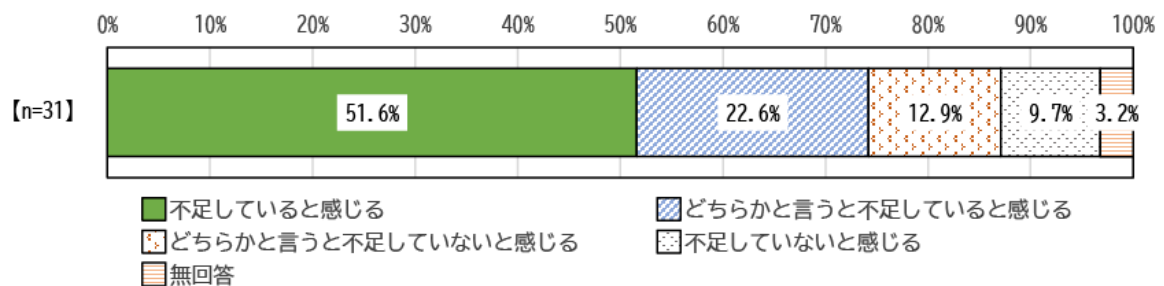
(17) 介護人材の状況

① 介護人材の不足について

○「不足していると感じる」と「どちらかと言うと不足していると感じる」を合わせると 74.2% となっており、大半の事業者が介護人材不足を感じている状況です。

Q 介護人材が不足していると感じるか（○は1つ）

サービス事業者



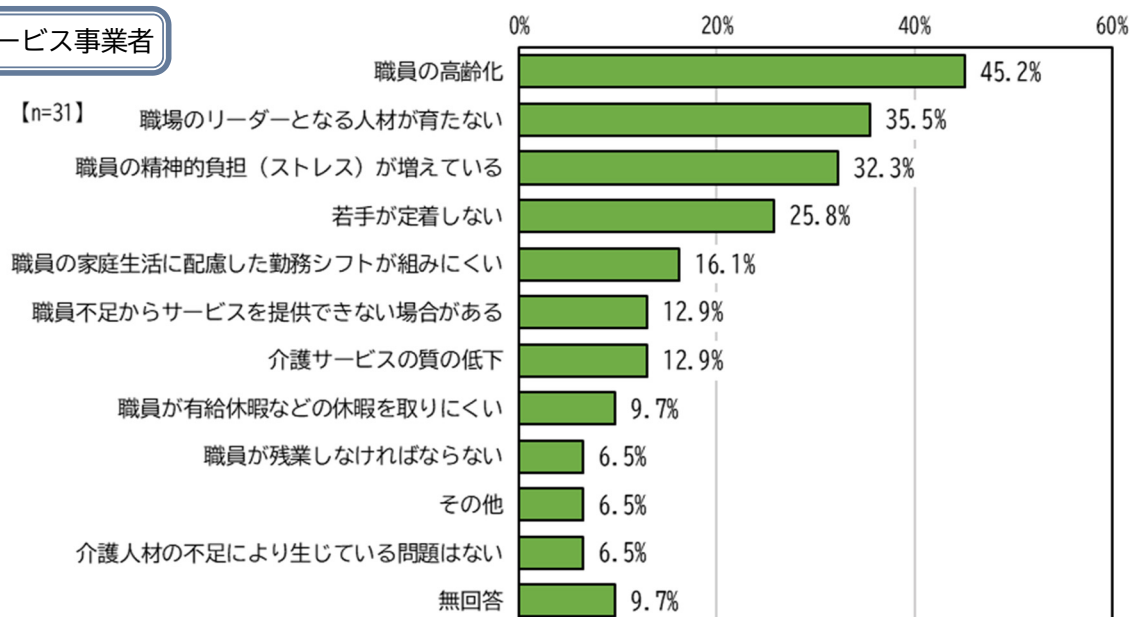
資料：旭市介護サービス事業者調査

② 介護人材不足により生じている問題

○介護人材不足により生じている問題は、「職員の高齢化」が 45.2% で圧倒的に多くなっています。

Q 介護人材不足により生じている問題はあるか（○は3つまで）

サービス事業者



資料：旭市介護サービス事業者調査

(18) 旭市への要望

① 一般高齢者及び在宅要介護者の要望

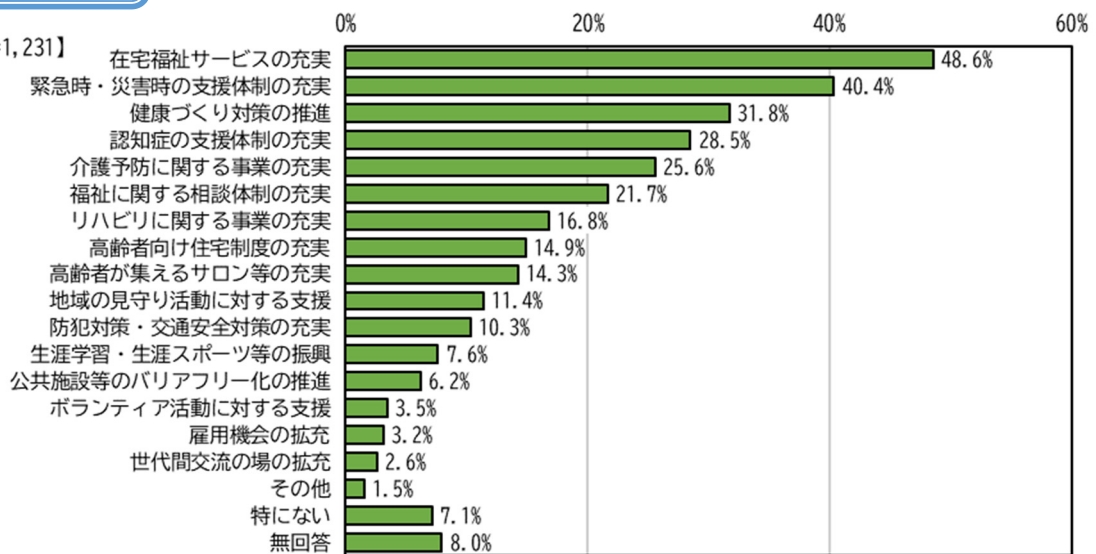
〇市に力を入れてほしい高齢者施策については、「在宅福祉サービスの充実」が1位、「緊急時・災害時の支援体制の充実」が2位で、一般高齢者、在宅要介護者で共通しています。

〇第3位の回答については、一般高齢者では「健康づくり対策の推進」、在宅要介護者では「認知症の支援体制の充実」となっています。

Q 旭市の高齢者施策として力を入れてほしいこと（〇は5つまで）

一般高齢者

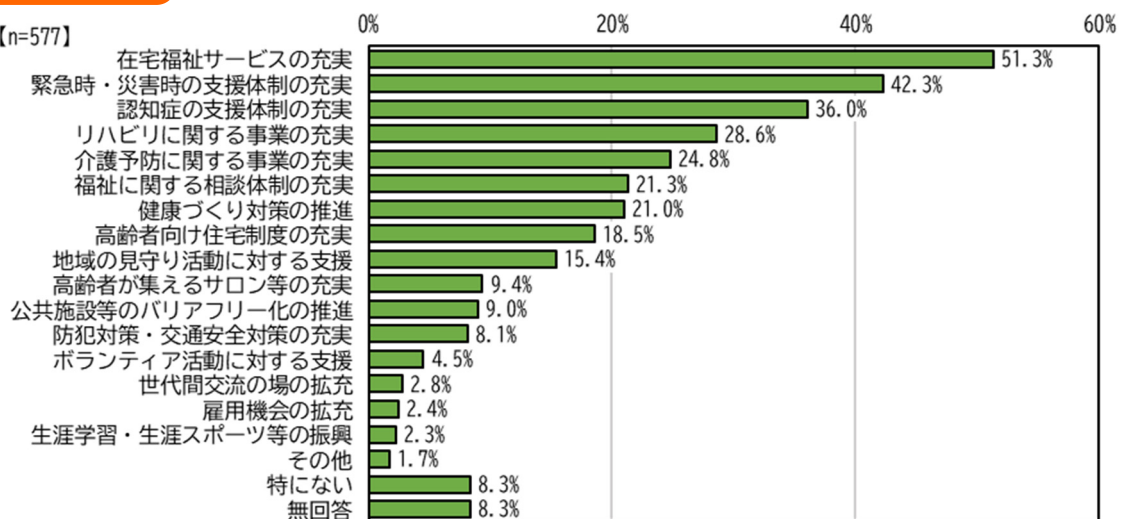
【n=1,231】



資料：旭市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

在宅要介護者

【n=577】



資料：旭市在宅介護実態調査

② 介護支援専門員の要望

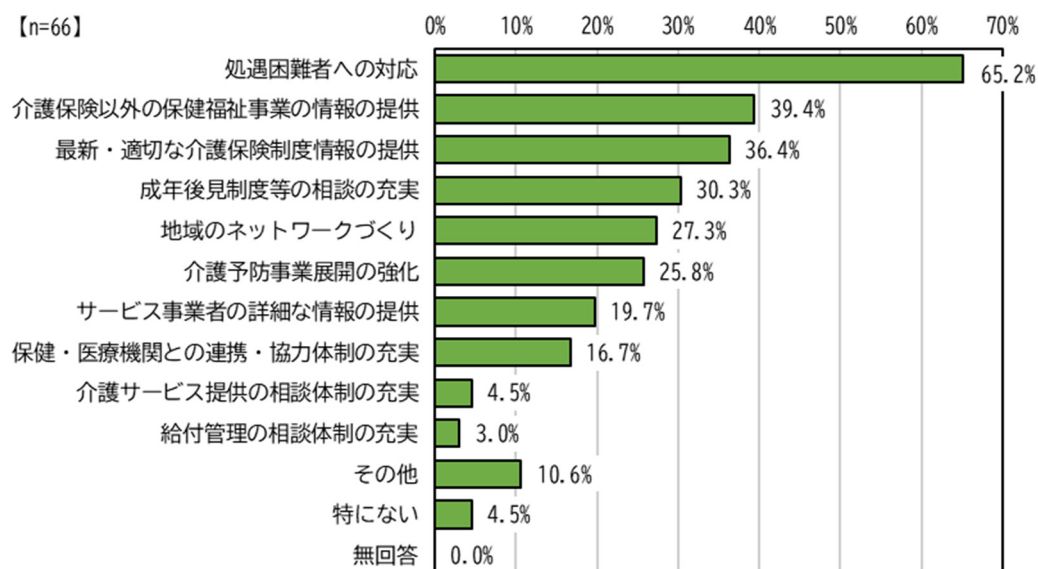
○ケアマネジャーの立場で、保険者である行政に望むことを尋ねたところ、「処遇困難者への対応」が65.2%で最も多く挙げられました。

○以下、「介護保険以外の保健福祉事業の情報の提供」、「最新・適切な介護保険制度情報の提供」、「成年後見制度等の相談の充実」、「地域のネットワークづくり」などが上位に挙げられています。

Q ケアマネジャーの立場で、保険者である行政に望むこと（〇はいくつでも）

介護支援専門員

【n=66】



資料：旭市介護支援専門員調査

③ 介護サービス事業者の要望

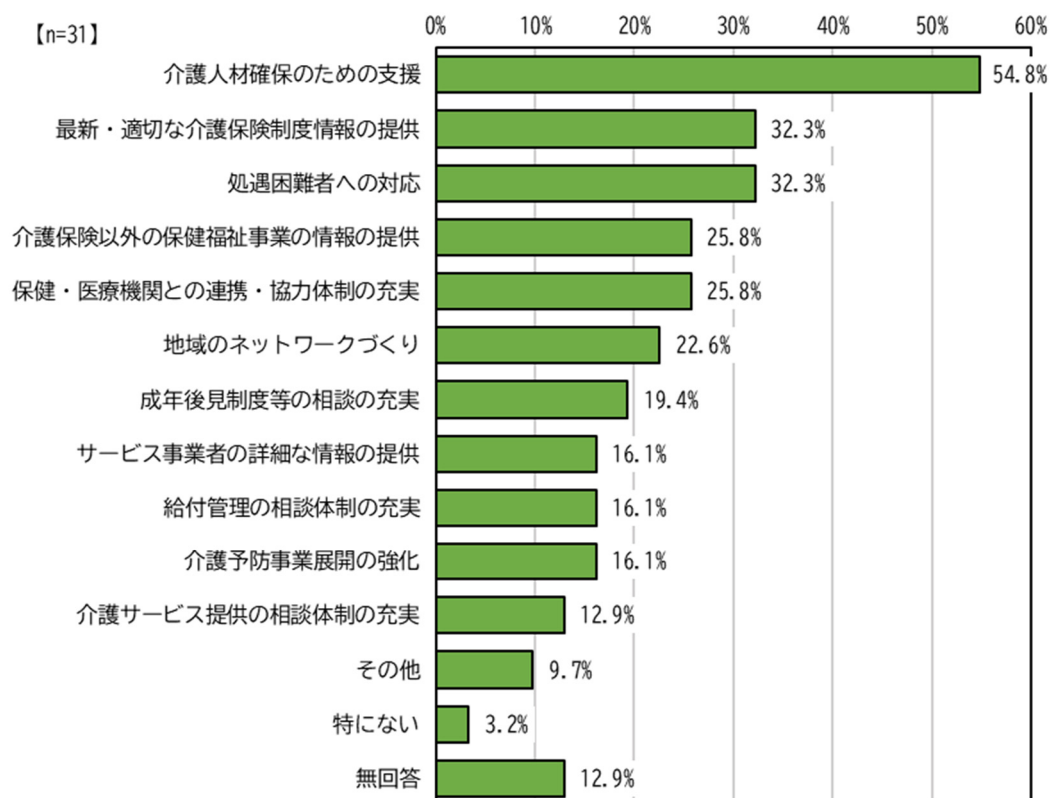
○事業者の立場で、保険者である行政に望むことを尋ねたところ、「介護人材確保のための支援」が54.8%で最も多く挙げられました。

○以下、「最新・適切な介護保険制度情報の提供」、「処遇困難者への対応」、「介護保険以外の保健福祉事業の情報の提供」、「保健・医療機関との連携・協力体制の充実」などが上位に挙げられています。

Q 事業者の立場で、保険者である行政に望むこと（○はいくつでも）

サービス事業者

【n=31】



資料：旭市介護サービス事業者調査

5 旭市の高齢者を取り巻く主な課題

旭市の高齢者を取り巻く状況やアンケート調査の結果と、これまで実施してきました高齢者施策を検証し、本市が重点的に取り組むべき課題から、本市が重点的に取り組むべき施策は次の7点と言えます。

(1) 介護予防・健康づくりの充実

アンケート調査によると、生活機能の低下リスクの該当状況は、「認知機能」が5割、「うつ傾向」が5割弱、「転倒」が4割弱、「閉じこもり」、「口腔機能」、「運動器機能」が3割弱などとなっています。

また、健康面の不安が大きい高齢者が多い反面、通いの場の認知度や参加意向は低くなっています。参加に至らない理由の一つとして「交通手段がない」が挙げられており、介護予防に参加するために重要なこととして会場が近いことや送迎があることなどが多く挙げられています。

今後は、生活機能の低下リスクが高くなる75歳以上の高齢者が多くなることが見込まれることから、心身の生活機能の低下を防ぐフレイル予防や、介護予防・重度化防止の取組を推進するとともに、事業に参加しやすくなるための方策を検討していくことが求められます。

(2) 地域における支え合いの充実

本市の高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても増加している状況です。

アンケート調査によると、在宅での生活を継続していくために必要なサービスとして、一般高齢者からは「移送サービス」、「見守り、声かけ」が高く、介護支援専門員からはそのほかに「ゴミ出し」、「外出同行」が挙げられています。

地域活動への企画・参加者として3割が「参加してもよい」、「是非参加したい」と回答しており、地域の担い手として一定の参画が期待されます。また、近隣の方に手助けをしてあげたいこととして「安否確認の声かけ」が5割弱となっています。

地域共生社会の実現に向けては、地域住民の主体的な活動参加や「見守り、声かけ」などが重要であることから、地域への参画を促進し、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていける地域づくりを今後も充実していくことが求められます。

(3) 認知症施策の充実

アンケート調査によると、本市の高齢者の「認知機能」の低下リスクの該当状況は5割弱を占めており、介護サービスや相談体制、早期のサポートなどが重点施策として求められている状況です。また、一般高齢者、在宅要介護者が不安に感じることで、ともに4割弱が「認知症にならないか心配」を挙げており、認知症の予防や支援等の取組が重要となります。

国より「認知症施策推進大綱（対象期間2025年まで）」の中間評価を踏まえた施策の推進をとることとされています。同大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが示されており、認知症になっても地域において安心して生活できるよう、認知症施策を充実していくことが求められます。

(4) 在宅支援の充実

○在宅福祉サービスについて

高齢者施策として特に力を入れてほしいこととして、アンケート調査によると「在宅福祉サービスの充実」が一般高齢者と在宅要介護者ともに高くなっており、地域包括ケアシステムの一環として、在宅支援のための各種取組を推進する必要があります。

在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されます。

そのため、市民に対して在宅医療に関するわかりやすい情報提供を行うとともに、関係機関の連携体制を充実していくことが求められます。

○家族介護者について

アンケート調査によると、自宅で家族が介護を担っているのは、「子」が5割強、「配偶者」が3割弱を占め、老老介護または近い将来老老介護の状況となる家庭が多くなることが想定されます。

主な介護者が不安に感じることとしては、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」、「外出の付き添い、送迎等」などが多く、そうした不安への実質的な支援による介護者の負担軽減が求められます。

また、主な介護者の5割強が働きながら介護を担い、その半数以上が「介護のために、労働時間を調整しながら、働いている」、「介護のために、休暇をとりながら働いている」など、仕事と介護の両立支援や介護離職防止のための支援の充実が求められます。

(5) 災害・感染症対策の充実

近年、温暖化の影響等により台風が大型化し、風水害のリスクが増えているため、自分で避難できない高齢者の避難の支援が求められています。

また、長時間の停電や断水など、インフラの復旧に時間を要するケースが増えているため、移動手段を持たない高齢者へ救援物資や買い物の支援等が必要になってきています。

アンケート調査によると、日常生活における不安や悩み、心配ごととして、体力の低下に次いで「地震や火災などの災害の起きたときが心配」との回答が多くなっています。

加えて、緊急時に1人で避難できない高齢者の6割が自分のことを近所の人に知らせておきたいと回答しており、緊急時の対策を充実していくことが重要です。

また、インフルエンザやコロナ感染症のほか、今後は他の感染症の流行も懸念されるため、感染症対策も重要な課題となっています。

(6) 高齢者虐待対策の充実

介護支援専門員へのアンケート調査で、これまで高齢者虐待が疑われるような事例を経験したことがあるか尋ねたところ、「自分が経験したことがある」が5割強、続いて「ほかの人から聞いたことがある」が4割弱となっており、介護支援専門員の9割弱に虐待事例対応等に関わった経験があることがわかります。家族などによる虐待の主な発生要因として、「介護疲れや介護ストレス」、「介護者側の障がいや病気」などであり、近年では「ヤングケアラー」なども問題となっていることから、介護する家族の様々な不安や悩みに対応するため、関連機関の連携による相談

機能の強化・支援体制の充実が求められています。

緊急時の対策としては、介護負担軽減や高齢者虐待防止等の観点から、緊急時のショートステイ等の確保・充実が求められます。

(7) 介護サービス基盤の充実・介護人材対策の充実

本市の要支援・要介護認定者は現状ではやや低い水準で安定しているものの、高齢化率は年々上昇しており、令和5年10月時点で32.2%となっています。介護給付費についても年々増加しており、令和4年度は44億3千7百万円となっています。

今後も介護給付費は増加することが見込まれるため、適正な認定や必要とするサービスが提供できるよう、介護給付適正化の取組を充実していくことが求められます。

また、本市では、施設サービスの受給率が全国及び千葉県より高い水準にあるため、地域特性や人的基盤等を考慮したサービス提供体制の整備が求められます。

なお、第9期計画中に、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることとなり、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、医療・介護双方を必要とする要介護者が増加し、生産年齢人口の急減が見込まれています。中長期的な視点に立った地域の実情に応じた計画策定が求められており、現状を的確に捉え、将来的なビジョンをあらためて設定する必要があります。

介護サービスの現場を支える介護人材も、全国的に慢性的に不足しているうえに高齢化が進んでいます。介護サービス事業者へのアンケート調査によると、本市においても介護サービス事業者の9割が人材不足を感じており、職員の高齢化や精神的な負担の増大といった問題が多く挙げられています。

慢性的な人材不足に高齢化による退職が重なった場合、将来的に増大する介護サービスの需要を支えきれない可能性があるため、若い年代からの介護人材育成を視野に入れ、介護人材を確保する対策を強化し、長期的に継続していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

旭市総合戦略においては、本市が目指す将来の姿として「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭 〜三郷の実現から発展へ〜」を掲げるとともに、基本目標の1つに「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」を定め、高齢者を包括的にケアする体制整備を推進し、高齢者が安全・安心して暮らせるまちづくりを進めています。

また、第4次旭市地域福祉計画では「地域で支え合い 誰もが生きがいを持てるまちづくり」を基本理念としています。

このような市の総合戦略及び地域福祉計画の方針を踏まえ、本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

住み慣れた地域で

元気に安心して暮らし続けられるまちづくり

今後も、高齢化の一層の進展が予想される中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者福祉サービスや介護保険サービス等の各種の福祉サービスのさらなる充実とともに、人生経験豊かな高齢者が、健康で、地域の様々な活動に参加し、生きがいのある生活をするのできる環境づくりを引き続き進めていきます。

地域に暮らす高齢者や家族が幸せな生活を送れるように市民、地域の活動団体、関係機関、行政の連携を充実させ、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、これまでの理念や取組を受け継ぎながら、本計画期間中に迎えることとなる団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7(2025)年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

(2) 基本目標

本市の65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には、高齢者人口割合が32.7%となることが推計されており、市民のおよそ3人に1人が高齢者となる見込みです。

また、核家族化の進行等により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、高齢期や終末期に身内がいない場合などの支援のあり方を検討することが重要な課題です。

このような状況のなか、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉と保健が連携した健康増進活動や生きがいづくりを推進するとともに、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進することが求められています。

こうしたことを踏まえ、次の5つの基本目標を定め、具体的な施策・事業の展開を図ります。

基本目標1 介護予防と健康づくりの充実・推進

人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防に関連します。

高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域の人との関係を通じて自分の役割を持って生活できるよう、高齢者の健康寿命の延伸を図るための「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」等により、関係課と連携しながら高齢者の健康づくりの推進に取り組んでいきます。

また、高齢期の日常生活の不安として、基礎体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら介護予防事業を展開していきます。生活機能の低下予防と再自立に向け、ボランティア団体によるインフォーマルサービス（公的サービス以外のもの）や再自立支援などの多様なサービスの周知や提供及び、地域リハビリテーション活動支援事業を活用していきます。さらに高齢者の意識啓発と主体的な取組を促進していくとともに、身近な地域における「通いの場」など、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

基本目標2 自立した暮らしを支える地域の体制づくり

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、それぞれのニーズに即した福祉サービスや生活支援を受けることができる環境が必要です。

地域包括支援センターを中核として、支援の入口となる相談機能の充実を図り、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援が行えるよう、地域共生社会の観点に立った相談支援体制を整備します。特に、ひとり暮らし高齢者等が増加する中、高齢者が孤立することのないよう、いつでも相談ができる地域づくりの実現を目指します。加えて、身元保証人がいないため入院・入所ができない事例が今後増加してくることが考えられるため、判断能力が低下する前の元気なうちから対応策が取れるよう、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた検討を進めます。

また、重層的支援体制の整備など、包括的な相談支援体制の整備について、関係部署と連携し調査研究を進めていきます。

さらに、多様なサービスと支援が連動して提供されるケアシステムの基盤づくりとして、圏域を見直し、地域包括支援センターを中心に、高齢者も含めた住民の自主的な地域福祉活動が活発に行われ、地域全体が支え合う体制を整備していきます。

基本目標3 認知症施策の推進と在宅における医療・介護の支援

認知症の人のさらなる増加が予測されている中、認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえるとともに、大綱における「共生」と「予防」の視点を踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

また、高齢化の進展と長寿命化により、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者も増えており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる環境整備も求められています。

地域において、医療を要する人、認知症の人、介護を要する人など、あらゆる高齢者が住み慣れた地域の生活拠点で安心して暮らしていけるよう、生活をサポートする体制整備や関係機関の連携体制の充実を図ります。

さらに、そのような高齢者の暮らしを身近で支える幅広い世代がいる家族の支援を図るとともに、地域の住民が温かく見守る地域づくりを推進します。

基本目標4 安全・安心な生活環境の整備

地域において高齢者が安心して暮らしていくためには、最も基礎的な生活基盤である住まいが確保され、快適かつ安全な生活環境が重要です。

高齢者の居住の場の確保を図るとともに、市内の生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、地震や風水害等の災害が発生した場合における要介護者等に対する情報伝達や避難支援の体制づくり、高齢者の交通事故や消費者被害の防止対策に取り組みます。近年は従来の感染症のほか、新興感染症対策も求められてくることから、国等の情報をもとに関係機関と連絡を密にとることで、迅速かつ適切な対応に当たります。

高齢者虐待においては、認知症や虐待等の問題を抱えた高齢者や家族の把握に努めるとともに、当事者を含め、幅広い世代の介護者の相談・支援体制の充実を図ります。高齢者虐待防止と権利擁護に向け、高齢者の家族や、地域住民、民生委員、事業者等が連携した取組を推進します。

加えて、このような緊急時におけるショートステイ等の取組の充実を図り、介護負担軽減や高齢者虐待防止に努めます。

基本目標5 介護サービスの充実

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、介護報酬の内容を踏まえ、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるようにサービスを安定供給できる基盤の整備を推進しながら、適正な介護保険事業の運営に努めます。

加えて国の施策や動向を見ながら、将来的なDX（デジタルを用いて利便性を上げる）導入による介護現場の生産性の向上を推進します。

2 計画の体系

5つの基本目標ごとに、その達成に向けた施策を展開し、基本理念を実現するため、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

**住み慣れた地域で
元気に安心して暮らし続けられるまちづくり**

～地域包括ケアシステムの推進～

< 基本目標 >

基本目標1
介護予防と健康づくりの
充実・推進

基本目標2
自立した暮らしを
支える地域の体制づくり

基本目標3
認知症施策の推進と
在宅における医療・介護の支援

基本目標4
安全・安心な生活環境の整備

基本目標5
介護サービスの充実

< 推進する施策 >

- (1) 元気な高齢者の介護予防活動の促進
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実化
- (3) 社会参加と交流促進

- (1) 地域包括支援センターの質の確保
- (2) 高齢者に対する総合的ケア
- (3) 高齢者の生活支援体制の整備
- (4) 自主的な地域福祉活動への支援
- (5) 生活支援サービスの基盤整備の推進

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 家族介護の支援

- (1) 防災対策と災害時支援体制の充実
- (2) 災害対策・感染症対策
- (3) 高齢者の虐待防止と権利擁護
- (4) 交通安全・防災対策
- (5) 高齢者の住まいと生活の一体的支援
- (6) ユニバーサルデザインのまちづくり

- (1) 旭市の介護サービス基盤
- (2) 第9期における介護サービス基盤の整備
- (3) サービスの質の向上と利用者支援の充実
- (4) 介護人材確保の促進
- (5) 介護現場の生産性向上の推進

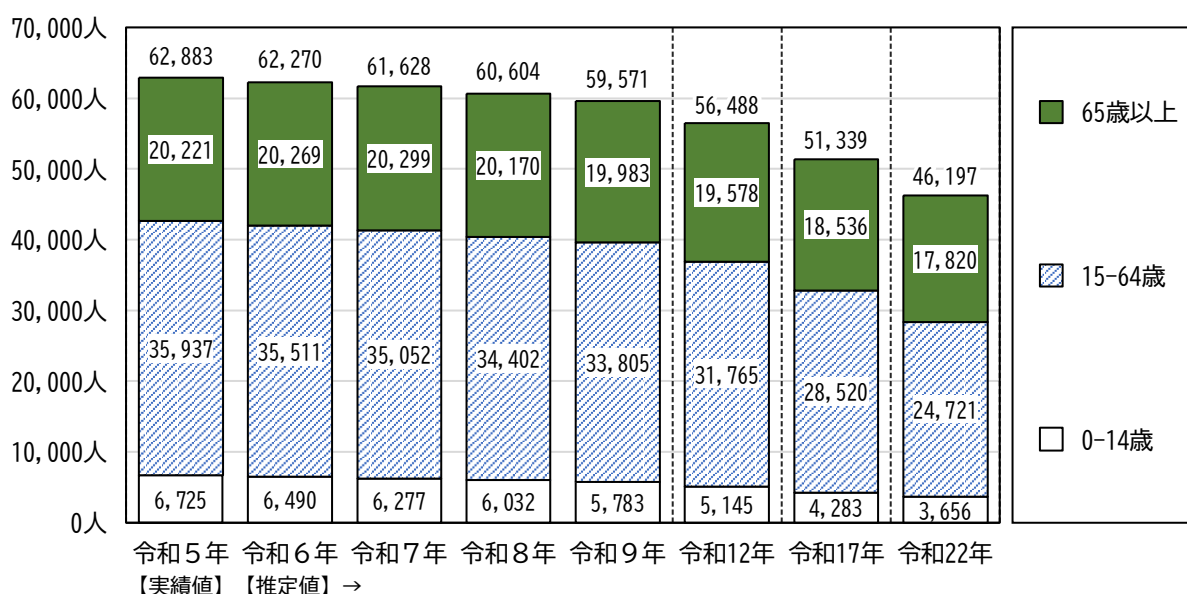
3 旭市の高齢者数等の将来推計

(1) 人口と高齢者人口の推計

本市の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本市の総人口は年々減少し、計画最終年の令和8年には60,604人となることが見込まれます。

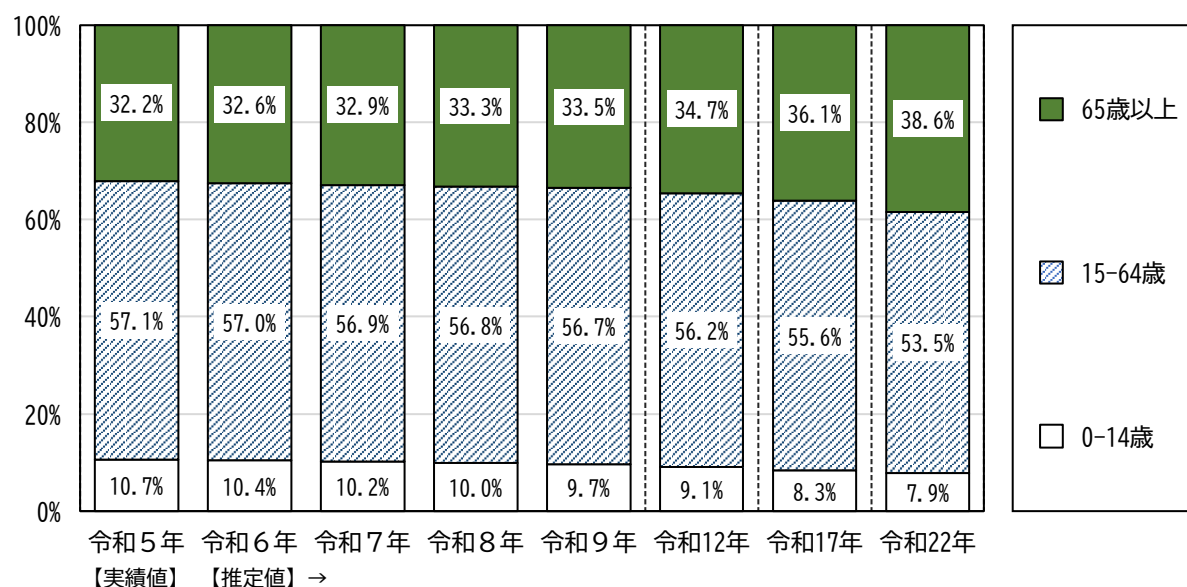
65歳以上の高齢者人口は令和7年をピークに減少に転じますが、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和22（2040）年には38.6%に達する見通しです。

■旭市の推計人口



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

■旭市の推計人口（構成比）



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

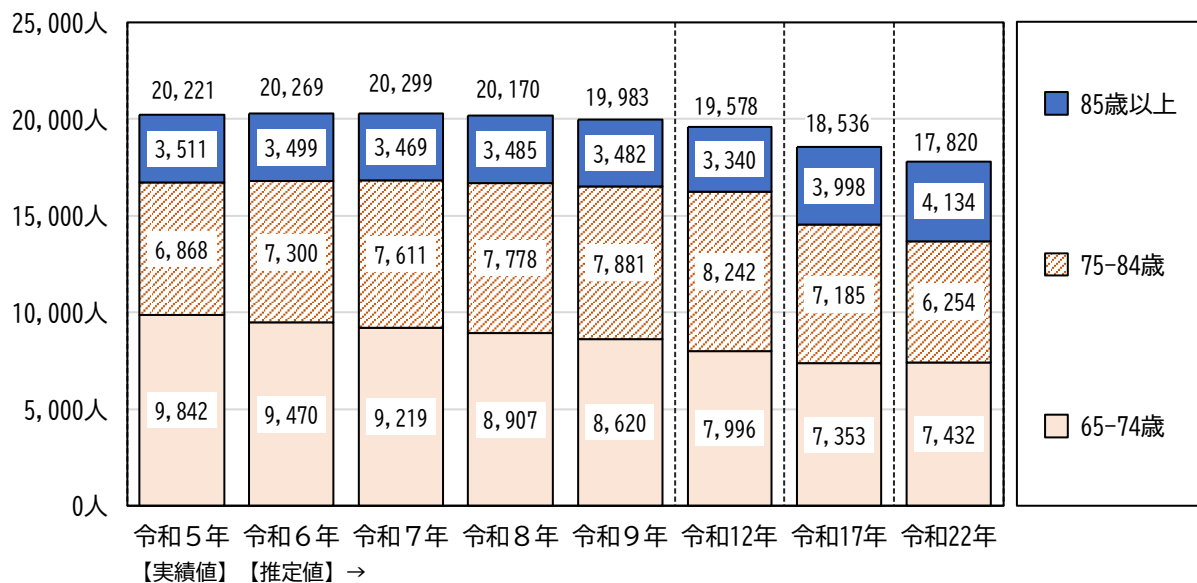
(2) 年齢区分高齢者人口の推計

本市の高齢者人口の推計を年齢区分別にみると、半数弱を占める 65～74 歳の高齢者は減少傾向が続き、令和 12 年に 8,000 人を下回りますが、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年には再び増加することが見込まれます。

75～84 歳の高齢者は令和 12 年で最も多く 8,242 人となり、構成比は全体の 42.1%となることが見込まれます。その後は高齢者となる団塊ジュニア世代や 85 歳以上の高齢者の増加により減少することが見込まれます。

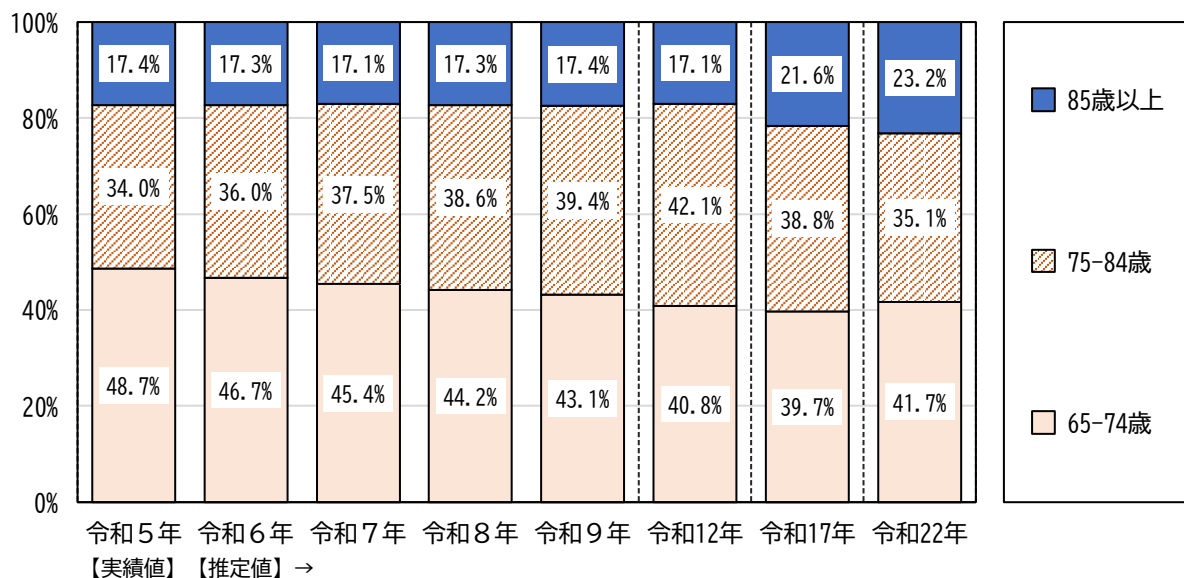
85 歳以上の高齢者は増加傾向で推移し、令和 22 年には 4,000 人を超え、構成比は 23.2%となることが見込まれます。

■旭市の高齢者人口の推計



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年 10 月 1 日現在）

■旭市の高齢者人口の推計（構成比）

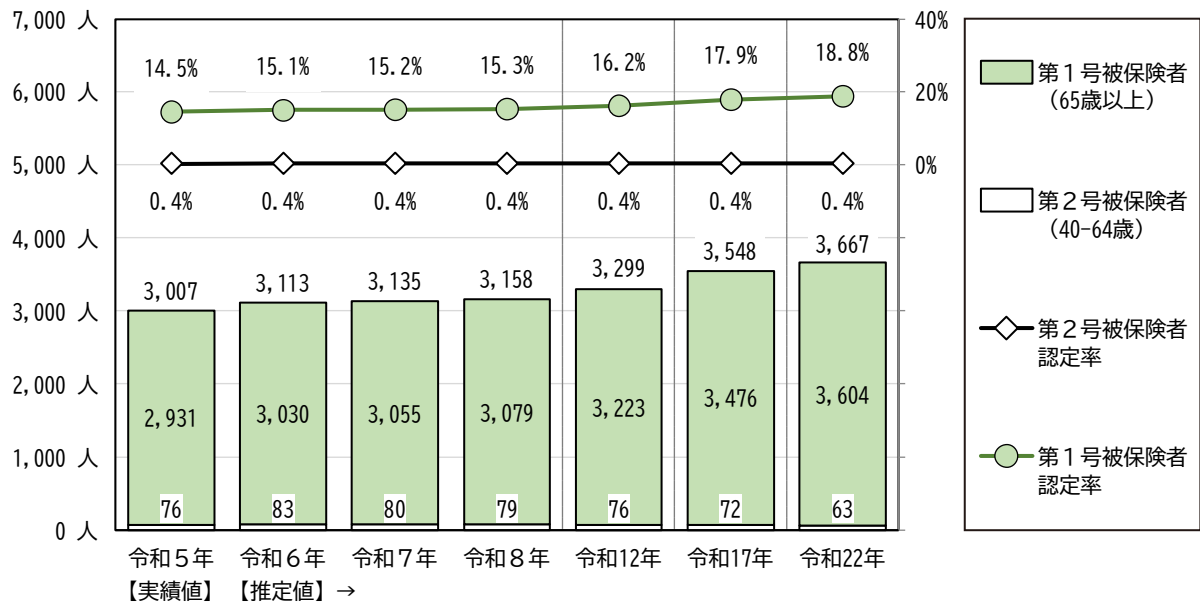


資料：住民基本台帳に基づく推計（各年 10 月 1 日現在）

(3) 要支援・要介護認定者の推計

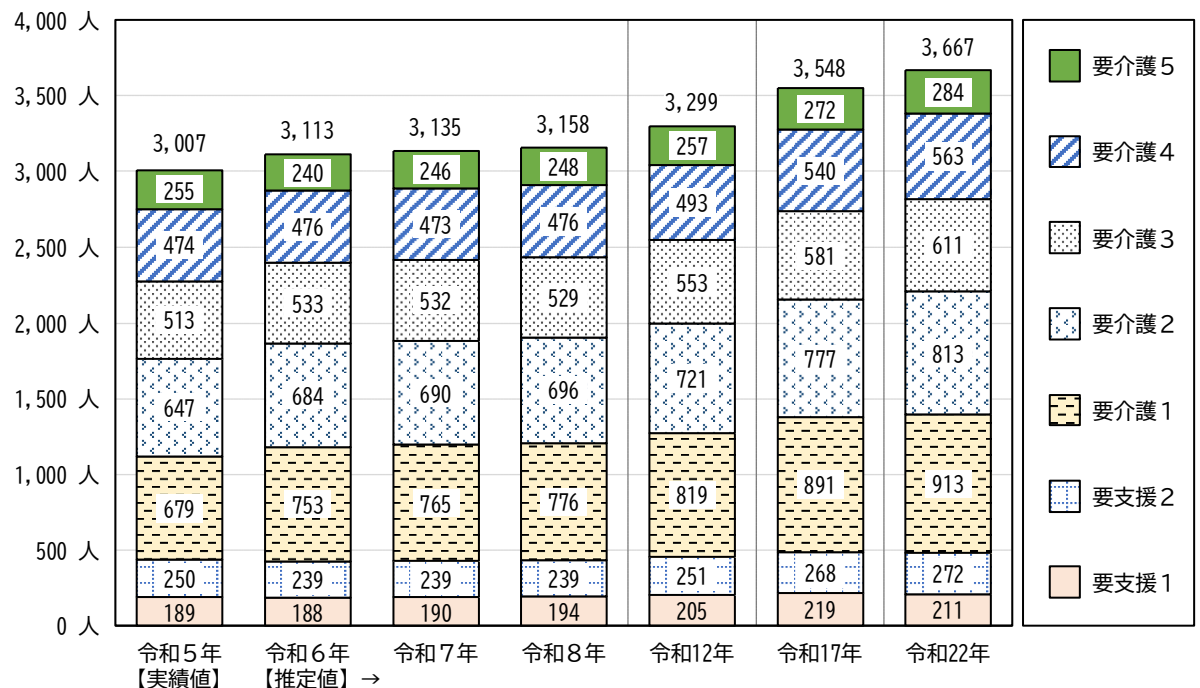
本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加し、計画最終年の令和8年には3,158人となり、その後も増加を続け、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には3,667人となることが見込まれます。

■旭市の要支援・要介護認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（令和5年の実績値は、「介護保険事業情報報告」9月末現在）

■旭市の要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）

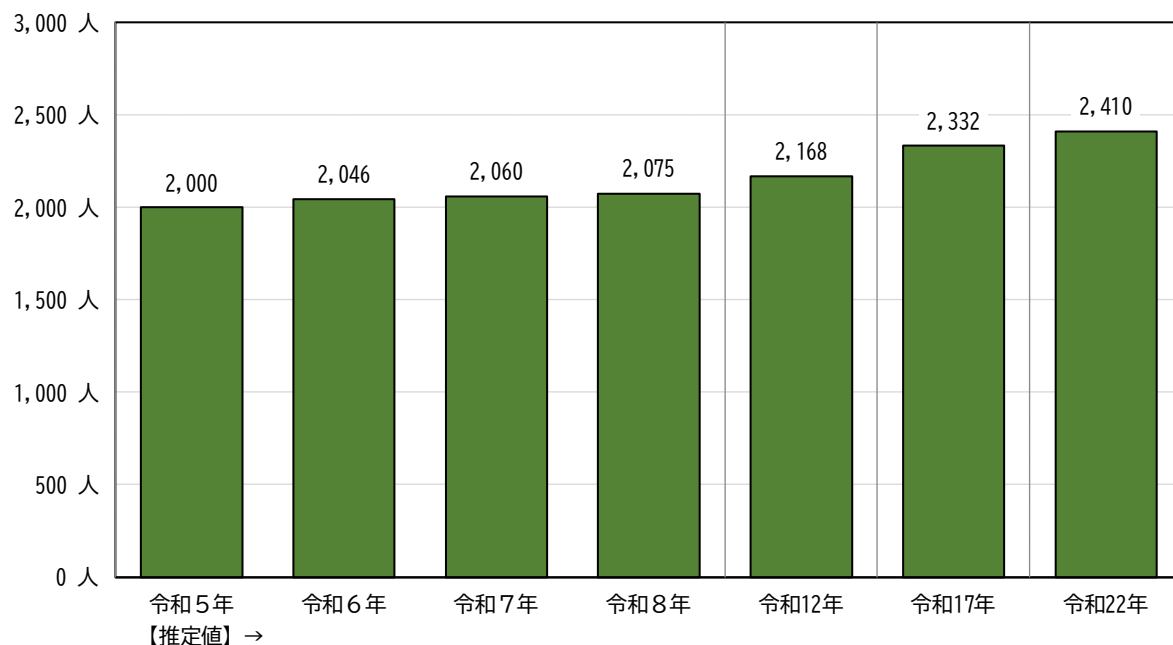


資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（令和5年の実績値は、「介護保険事業情報報告」9月末現在）

(4) 認知症高齢者の推計

本市の認知症高齢者の推計（要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者自立度Ⅱ以上の割合を人口推計に乗じて算定）をみると、年々増加し、計画最終年の令和8年に2,075人となり、令和22年には2,410人となることを見込まれます。

■旭市の認知症高齢者の推計



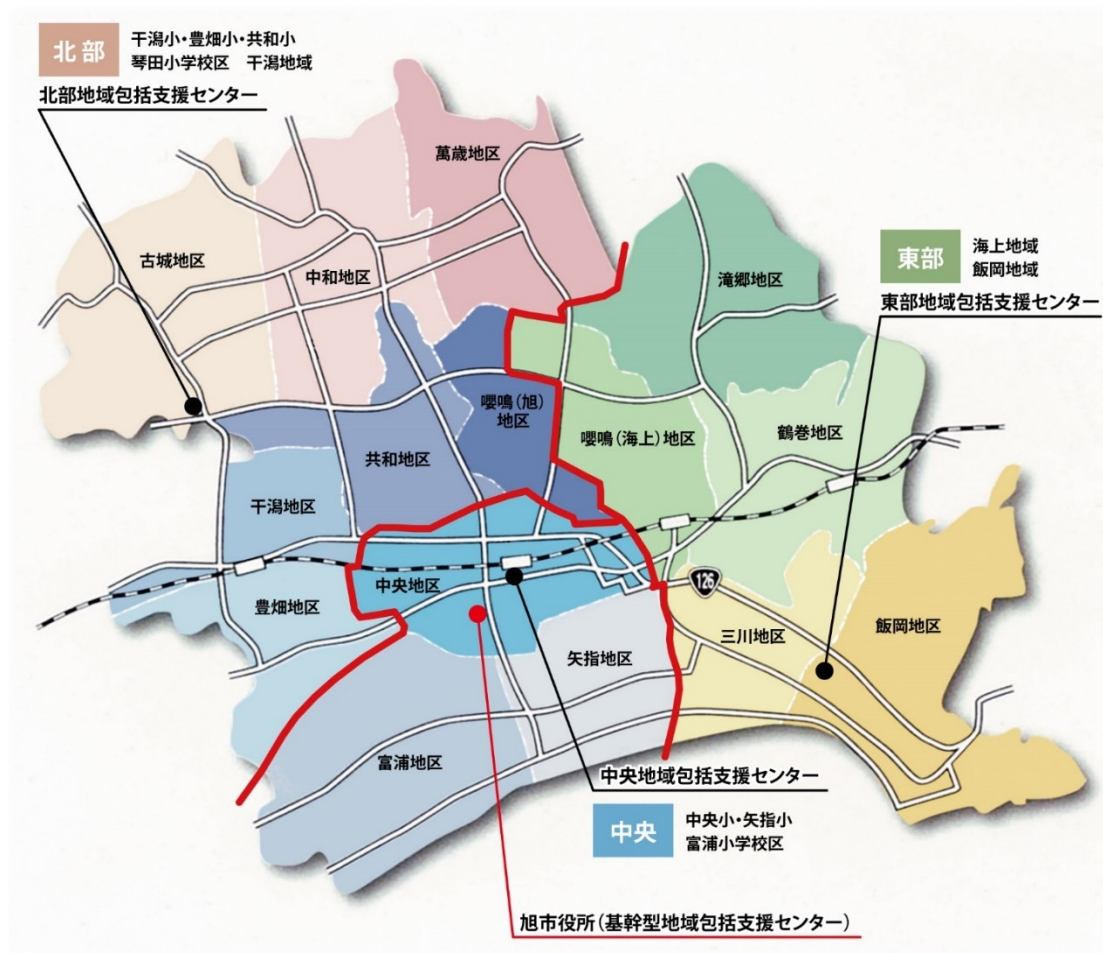
資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計（各年10月末）

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り自立した生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実情に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

これまで本市では、市全域を1つの日常生活圏域としてきましたが、第9期計画においては3つの日常生活圏域を設定します。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた取組をさらに進めるため、地域における高齢者の在宅生活を支える中核的機関である地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域を一致させることで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるような基盤整備を効果的に推進していきます。

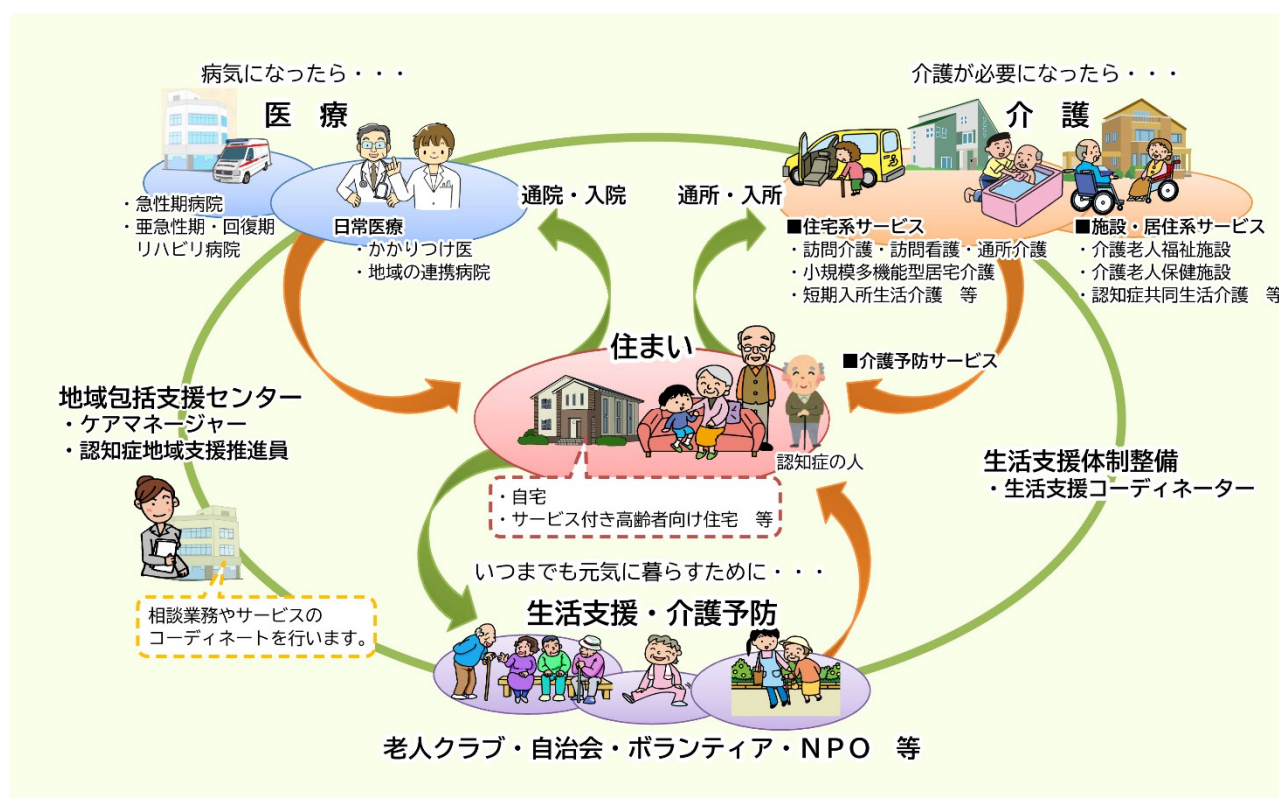


第4章 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年へと向かう過程において、地域においては高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者などの増加が予想されます。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

地域包括ケアシステムのイメージ



本市の各地域において地域包括ケアシステムをさらに推進していくことが求められます。高齢者ができるだけ住み慣れた生活の場において、安心して自分らしい生活を営めるよう、必要な保健・医療・介護・福祉のサービスや取組、地域における支え合いが組み合わされたコミュニティづくりを推進します。

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定しています。

1 介護予防と健康づくりの充実・推進

(1) 元気な高齢者の介護予防活動の促進

地域のつながりの中で高齢者が互いに支え合い、元気なうちから生活機能の低下を予防するための活動に主体的に取り組んでいけるよう、知識の普及や意識啓発、身近な地域における「通いの場」の設置を推進します。

① 「通いの場」の立ち上げと運営支援

高齢者が住み慣れた地域で、声をかけ合い、集会所等に集まり、趣味や運動、「あさピー☆きらい体操」を通じた介護予防活動などを自主的に継続して行うことができる「通いの場」の設置を推進します。今後は、新たな地区での「通いの場」設置に向け、介護予防サポーター等と協力していきます。

■実績と見込み【通いの場】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	か所	31	30	32	34	36	38
参加者数	人	532	511	496	600	630	660

資料：旭市高齢者福祉課

○あさピー☆きらい体操とは？

運動をすることで、筋力アップやバランス能力の向上を図ります。

また、いつまでもお食事がおいしく食べられるよう、お口の体操も行います。



○あさピー☆きらい体操の効果

♥ 効果その1・・・ 介護を必要とせず、いつまでも元気にいきいきと生活を送ることができます。

♥ 効果その2・・・ 地域で集まる機会をもつことで、楽しい仲間づくりを行うことができます。

みんなと会って
おしゃべりが
できて楽しい。

体が軽くなり、
バランスが
良くなった。

立ったままで
スポンがはける
ようになった！



地域での「通いの場」での体操



「通いの場」での体力測定

② 介護予防サポーターの養成と活動支援

介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域の支援者となるサポーターを養成します。サポーターが継続して活動できるよう、情報交換や交流、スキルアップを図るための介護予防サポーター連絡会を開催します。

【初級編カリキュラム】 1 コース（4 回・半日単位）

- ・旭市の高齢者を取りまく現状と養成講座の目的
- ・救命救急法講習
- ・認知症サポーター養成講座
- ・運動、栄養、口腔ケア（実技含む）
- ・通いの場活動紹介
- ・感染症対策の基本

■実績と見込み【初級編カリキュラム】

	単位	第8期実績			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会	コース	-	1	1	1	1	1
参加者数	実人	-	20	29	20	20	20

資料：旭市高齢者福祉課

【中級編カリキュラム】 1 コース（1 回・半日単位）

- ・旭市におけるこれからの介護予防について（講義とグループワーク）

■実績と見込み【中級編カリキュラム】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込み）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会	コース	-	1	1	1	1	1
参加者数	実人	-	9	26	20	20	20

資料：旭市高齢者福祉課

■令和5年度 介護予防サポーター養成講座の様子



③ 介護予防講座

介護予防に関する普及啓発のために感染症対策を考慮した介護予防教室の開催や出前講座、講演会などを行います。

■実績と見込み【介護予防講座】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回	12	35	35	30	33	36
参加者数	人	592	345	360	600	660	720

（令和3・4年度は感染症予防対策のため郵送による介護予防啓発を含む）

資料：旭市高齢者福祉課

④ 地域介護予防活動の支援

介護予防事業や活動をサポートするボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する活動を行う自主的な地域活動組織の育成・支援を行います。

■実績と見込み【地区組織の研修（民生委員・地区社協・認知症サポーター・介護予防サポーター）、通いの場の育成・支援】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回	56	170	22	35	35	35
参加者数	人	815	1,952	730	800	820	840

資料：旭市高齢者福祉課

⑤ 一般介護予防事業評価事業

元気な高齢者に対して実施する介護予防事業が、適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価します。

分析にあたっては、介護レセプト※や要介護認定情報等を活用するとともに、個人情報の取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていきます。

※介護レセプト：介護給付費明細書のことです。介護サービスの利用者に提供した介護サービスの実績記録となるサービス提供票及び、サービス提供票別表等により導き出された介護給付費について、その内訳や保険者及び利用者等への請求額を算定したのになります。

⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業

心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。

地域リハビリテーション広域支援センター（旭中央病院）との協働により、地域の「通いの場」グループへのあさピー☆きらり体操の運動指導及び体力測定による評価、全体大会の講演等やリハビリ同行訪問・地域ケア会議での自立支援に向けた助言等リハビリテーション専門職を積極的に活用します。

また、リハビリテーション職との連携により、高齢者の状態に応じた切れ目のないリハビリテーションを提供し、再自立を目指します。

■実績と見込み【リハビリ職派遣依頼】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場 派遣回数	回	15	58	35	22	22	23
リハビリ同行訪問	回	-	33	12	40	40	40

資料：旭市高齢者福祉課

⑦ 介護予防把握事業

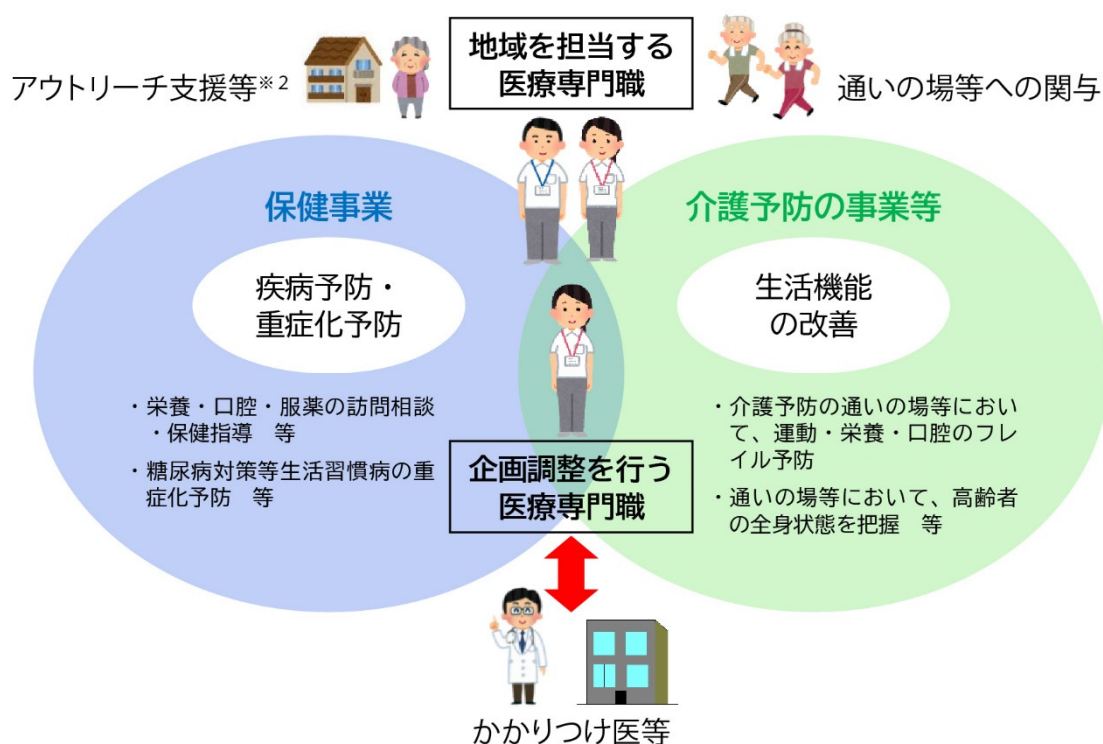
健康づくり課の健診事業や民生委員と地域包括支援センターが行うひとり暮らし高齢者等の訪問から把握した、要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者を早期に発見し、「通いの場」などの介護予防に資する取組につなぎます。

⑧ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の保健事業と介護予防事業はこれまで別々に実施されていましたが、令和元年5月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していくための体制が整えられました。

健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指すため、健診・医療・介護の情報（KDBシステム※¹）から把握した地域の健康課題に応じ、「通いの場」等での健康教育や、低栄養防止・生活習慣病の重症化予防の個別指導等を行い、必要に応じかかりつけ医等の関係機関と連携を図ることで、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

■高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施イメージ



出典：R4. 8月 厚生労働省，高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

※¹ KDBシステム：国保データベースシステムを言い、医療・介護・特定健診等情報を活用し、統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステム。

※² アウトリーチ支援：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けることです。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実化

介護予防に向けた支援の必要な高齢者を対象（希望する要介護者も含む）に、要支援・要介護状態になることを予防するため、多様なサービスの充実化を図り、介護予防の取組を生活機能の少し低下した高齢者の再自立への支援を推進します。

① 介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2の介護認定を受けた方、事業対象と判定された方に対する介護予防ケアプランを地域包括支援センターに委託し、要介護状態に陥らないためのケアマネジメントにより身近な対応を行います。

■実績と見込み【介護予防ケアマネジメント事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数	件	3,882	2,519	1,911	1,911	2,000	2,000

資料：旭市高齢者福祉課

② 訪問型サービス

要支援１・２の介護認定を受けた方や、事業対象と判定された方などを対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・掃除・洗濯などの家事や生活に関する相談や助言など日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

令和４年度から地域のボランティアやＮＰＯ法人が主体となって、自立した日常生活を営む上で必要な買い物・ゴミ出し・掃除などの簡単な生活援助を提供する訪問型サービスＢ、３～６か月の短期的にリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・支援を行う訪問型サービスＣ、移動手段のない高齢者に対して、通所型サービスＢ、通所型サービスＣ、通いの場等の実施場所まで送迎する訪問型サービスＤを開始しました。これらの多様なサービスを活用し高齢者の再自立に向けた取組を推進していきます。

■実績と見込み【訪問型サービス】

	単位	第８期実績（令和５年度は見込）			第９期計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護予防訪問介護相当サービス	延人	1,318	863	470	470	500	500
訪問型サービスＢ	延人	-	16	15	20	20	20
訪問型サービスＣ	延回数	-	24	44	120	120	120
訪問型サービスＤ	実施団体数	-	0	1	1	1	1

資料：旭市高齢者福祉課

新しくなりました

○訪問型サービスＢ：主に住民が主体となって、自宅での家事（買い物や掃除、ゴミ出し、草取り、電球交換など）の手伝いや、話し相手、見守り訪問など日常生活のちょっとした困りごとの支援をします。

○訪問型サービスＣ：《旭いきいき 90 日チャレンジプログラム》
（短期集中予防サービス）ご自宅でリハビリ専門職が週 1 回 1 対 1 で個別面談し、ご本人に合った運動や自宅での過ごし方について一緒に考え、自立した日常生活を取り戻すための助言を行います。

○訪問型サービスＤ：「通いの場」や「介護予防教室」等への移動手段のない方への支援を行います。
（移動支援）

③ 通所型サービス

通所介護施設で食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

令和4年度から地域のボランティア等が主体となって、身近な地域の公共施設等を利用してレクリエーションや介護予防体操などを行う通所型サービスB、3～6か月の短期的にリハビリテーション専門職が運動・栄養・口腔等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供する通所型サービスCを開始しました。これらの多様なサービスを活用し高齢者の再自立に向けた取組を推進していきます。

■実績と見込み【通所型サービス】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防通所介護相当サービス	延人	3,084	1,341	630	630	650	650
通所型サービスA （機能向上デイサービス）	延人	1,582	1,506	1,482	1,482	1,500	1,500
通所型サービスA （介護予防ミニデイサービス）	延人	121	133	144	144	150	150
通所型サービスB	延人	-	77	80	100	110	120
通所型サービスC	延回数	-	279	156	480	500	500

資料：旭市高齢者福祉課

新しくなりました

○通所型サービスB：主に住民が主体となって、家に閉じこもりがちな人を対象に、介護予防体操や（住民主体による支援）レクリエーション等を実施し、体力の低下予防や居場所づくりを行います。

○通所型サービスC：《旭いきいき90日チャレンジプログラム》
（短期集中予防サービス）通所により、リハビリ専門職が週1回1対1で個別面談し、ご本人に合った運動や自宅での過ごし方について一緒に考え、自立した日常生活を取り戻すための助言を行います。

(3) 社会参加と交流の促進

高齢者が地域との関わりを持ち、多様な活動に積極的に参加し、生きがいのある生活が営めるよう社会参加や交流機会の充実を図ります。

① 老人クラブ活動の支援

高齢者や障がい者等が、老人クラブや障がい者等の団体の各種行事に参加することは、閉じこもり防止、健康づくりにつながるだけでなく、世代を超えた交流の機会の一つとなります。

そのため、老人クラブ等の地域の各種サークル活動について、補助金の交付や運営支援を行います。

② 生涯学習・スポーツ活動等の推進

地域社会においては、高齢者、障がい者、子ども等が、地域活動に自由に参加できる場、自由に遊べる場が必要です。

そのため、高齢者、障がい者、子ども等、様々な人が交流できる機会を提供します。

③ 高齢者団体の育成と活動支援

文化活動やスポーツ大会等に積極的に参加することは、自分自身の身体的、精神的な充実につながるだけでなく、地域の人と交流する機会の一つになります。

そのため、誰もが文化芸術・スポーツ等の各種行事に気軽に参加できるよう、各種団体を支援し、各種講座を開催します。

また、地域の交流を促進するためには、市民が安心して各種活動に取り組める安全な施設環境の確保が必要です。

そのため、地域の交流の場、スポーツ活動の場、生涯学習の場として、学校体育施設を開放するとともに、社会教育施設の利用を促進します。

④ 高齢者のボランティア活動等の促進

定年退職した高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきたいと生活できるよう、ボランティア活動への参加を促します。高齢者が、地域の高齢者に対して生活支援やサービス提供の担い手となることができる環境づくりを進めます。

また、地域を支えてきた高齢者が豊富な経験、知識、技術を活かせる場を創出します。

■施策一覧

事業内容	担当課
地域ふれあい交流事業の実施	社会福祉協議会
高齢者ふれあい事業の実施	社会福祉協議会
障がい者交流事業の実施	社会福祉協議会
老人クラブへの助成支援	社会福祉課
市民文化活動の支援、文化施設の利用助成事業、文化振興事業、スポーツイベント、各種行事等への積極的な参加の推進	生涯学習課 体育振興課
公民館や総合体育館等、社会教育・体育施設の利用促進、旭市開放学校事業による学校体育施設等の地域への開放	生涯学習課 体育振興課 教育総務課

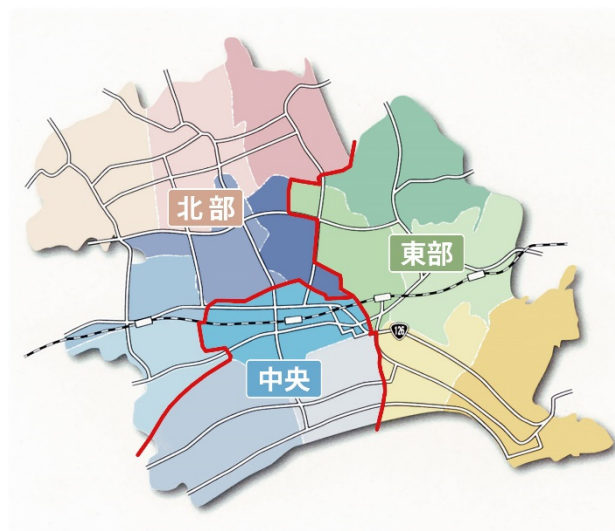
2 自立した暮らしを支える地域の体制づくり

(1) 地域包括支援センターの質の確保

増加する高齢者と複雑化する相談に対応することができるよう、地域包括支援センターのさらなる充実を図るため、市内全域を社会福祉法人に委託し、地域に密着した事業展開ときめ細やかな支援体制を整えます。

市の直営センターは基幹型センターとして地域包括ケアシステムの構築のため市の責務を果たすとともに、センター間の総合調整と後方支援を行います。また、中央地域包括支援センターは他のセンター業務を支援する「機能強化型センター」として位置付けます。

第9期計画では、高齢者の増加や複合的な問題等社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた地域包括支援センターのより良い相談体制のあり方について、共生社会の実現をめざした検討をしていきます。



<地域包括支援センター担当エリアマップ>

■実績と見込み【地域包括支援センター3職種1人あたりの高齢者数】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人あたり高齢者数	人	1,670	1,612	1,755	1,683	1,500	1,500

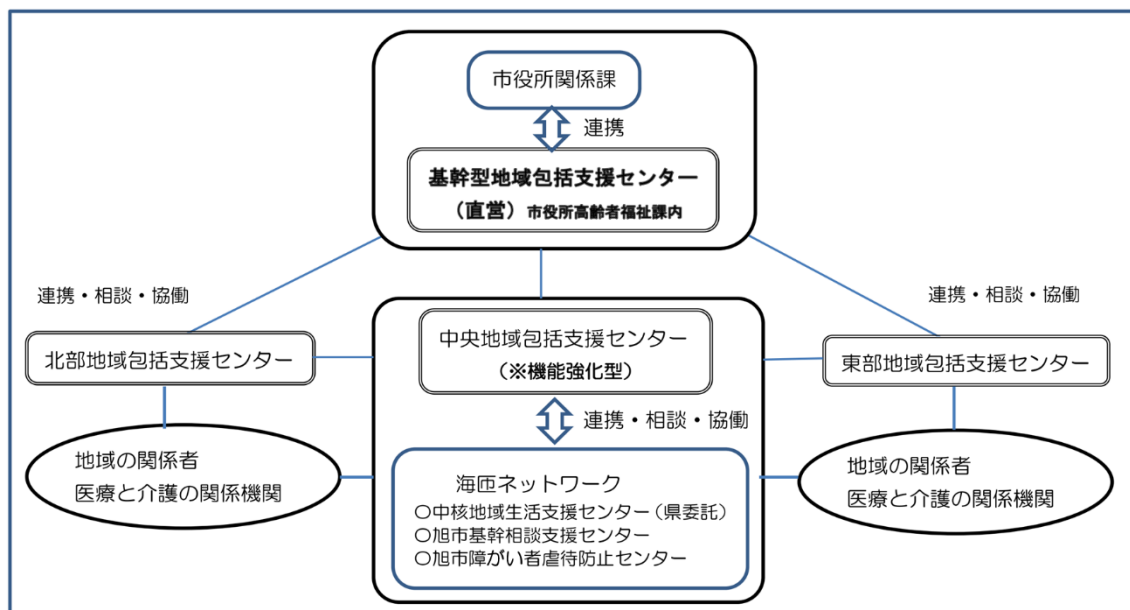
資料：旭市高齢者福祉課

■地域包括支援センターの配置と担当地域

名称	担当地域	高齢者人口 (構成比)	運営形態
旭市中央 地域包括支援センター	旭地域（中央小、矢指小、富浦小学校区）	6,774人 (33.6%)	委託 (機能強化型)
旭市北部 地域包括支援センター	旭地域（豊畑小、共和小、琴田小、干潟小学校区） 干潟地域（萬歳小、中和小、古城小学校区）	6,970人 (34.5%)	委託
旭市東部 地域包括支援センター	海上地域（滝郷小、鶴巻小、嚶鳴小学校区） 飯岡地域（飯岡小、三川小学校区）	6,439人 (31.9%)	委託
旭市基幹型 地域包括支援センター	市全域	20,183人 (100%)	直営

※高齢者人口は令和5年4月1日現在

■機能強化型センターと地域包括支援センターの組織関係図



※機能強化型センターの役割

地域包括支援センターへの相談において、虐待事例等高齢者の総合相談については、家族の抱える問題や障がい等の複合的問題も多く、より良い解決のため障がい分野をはじめ関係する相談機関と連携を図るとともに、委託型センターへの相談支援を行います。また、円滑な相談体制及び地域包括ケアシステムの構築のため直営及び各地域のセンターと連携しながら、共生社会に向けた活動や地域の関係機関や多職種とのネットワークづくりのリーダー的役割を担います。

(2) 高齢者に対する総合的なケア

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

① 地域ケア会議の充実

地域住民や高齢者に関わる医療・介護の経験者等が集まる地域ケア会議を開催し、高齢者とその家族への支援内容の検討、地域課題の把握と整理、地域支援ネットワークの構築を推進していきます。また、その過程において、地域に不足している資源の把握や開発、政策形成につなげます。

【地域包括ケア推進会議】

市民、地域の関係者（民生委員等）や医療と介護の関係者等地域包括ケアシステムの構築のための地域の課題の共有と検討の場

【地域ケア会議】

医療と介護の関係者の情報共有と連携推進のための各種会議

【地域ケア個別会議】

高齢者を見守る地域の関係者が自立支援のための支援方法を個別に検討する場

【課題支援型地域ケア会議】

地域包括支援センターと主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者の自立支援とQOL向上を目的としたケアマネジメントについての事例検討と地域の課題を検討する場

■実績と見込み【地域ケア会議】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括ケア推進会議	回	2	2	2	2	2	2
地域ケア会議	回	9	10	12	12	12	12
地域ケア個別会議	回	53	56	50	50	50	50
課題支援型地域ケア会議	回	1	2	2	3	3	3

資料：旭市高齢者福祉課

② 総合相談支援事業

身近な地域の相談窓口として、広く市民へ周知していくとともに、高齢者及び家族等からの相談支援を行い、必要なサービス利用につなぐための調整を行います。

また、権利擁護の観点から、対応が必要な高齢者に対し支援等を行います。

■実績と見込み【総合相談支援事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	件	6,027	5,473	5,700	6,000	6,000	6,000

資料：旭市高齢者福祉課

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

多様な課題を抱える高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、課題解決に向けた助言や社会資源の情報提供、連携会議・事例検討会の開催等により介護支援専門員への後方支援を行います。

■実績と見込み【包括的・継続的ケアマネジメント事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討会	回	1	2	2	2	2	2
ケアマネジャーへの個別支援	回	782	760	700	700	700	700

資料：旭市高齢者福祉課

(3) 高齢者の生活支援体制の整備

高齢者の暮らしを地域全体で支えるため、住民が福祉の担い手となる地域活動団体、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど、多様な主体によるサービス提供体制の構築を図ります。

① 生活支援体制整備事業

本市では、生活支援コーディネーター※の配置と協議体（地域の支え合いの中核となるネットワーク）の設置を推進し、地域における高齢者の生活支援のコーディネート機能の充実を図り、互助を基本とした地域の支え合い体制の整備を進めてきました。

令和6年度からは、委託地域包括支援センターの担当地区に合わせて市内に3つの日常生活圏域を設定し、中央地域に第2層生活支援コーディネーターを1名配置します。

第2層生活支援コーディネーターは、地域資源の把握や地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報提供やサービス提供主体間の連携体制づくりなどのネットワーク構築を進め、高齢者の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングすることを目的として活動していきます。

また、引き続き、「通いの場」の立ち上げ、支援の継続及び地域の高齢者の交流の場（サロン等）の活動を支援します。

さらに、元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めるため、就労的活動など多様な社会参加の支援に重点を置いた「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の設置を検討していきます。

■実績と見込み【協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置】

			第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層 （市全体）	協議体	か所	1	1	1	1	1	1
	コーディネーター	人	2	2	2	2	2	2
第2層 （包括担当区域）	協議体	か所	-	-	-	1	1	1
	コーディネーター	人	-	-	-	1	1	1
第3層 （小学校区）	協議体	か所	0	0	0	2	4	7
	コーディネーター	人	12	14	18	19	20	21

資料：旭市高齢者福祉課

※生活支援コーディネーター：「地域支え合い推進員」とも呼ばれます。厚生労働省は生活支援コーディネーターの役割について「高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」と定めています。

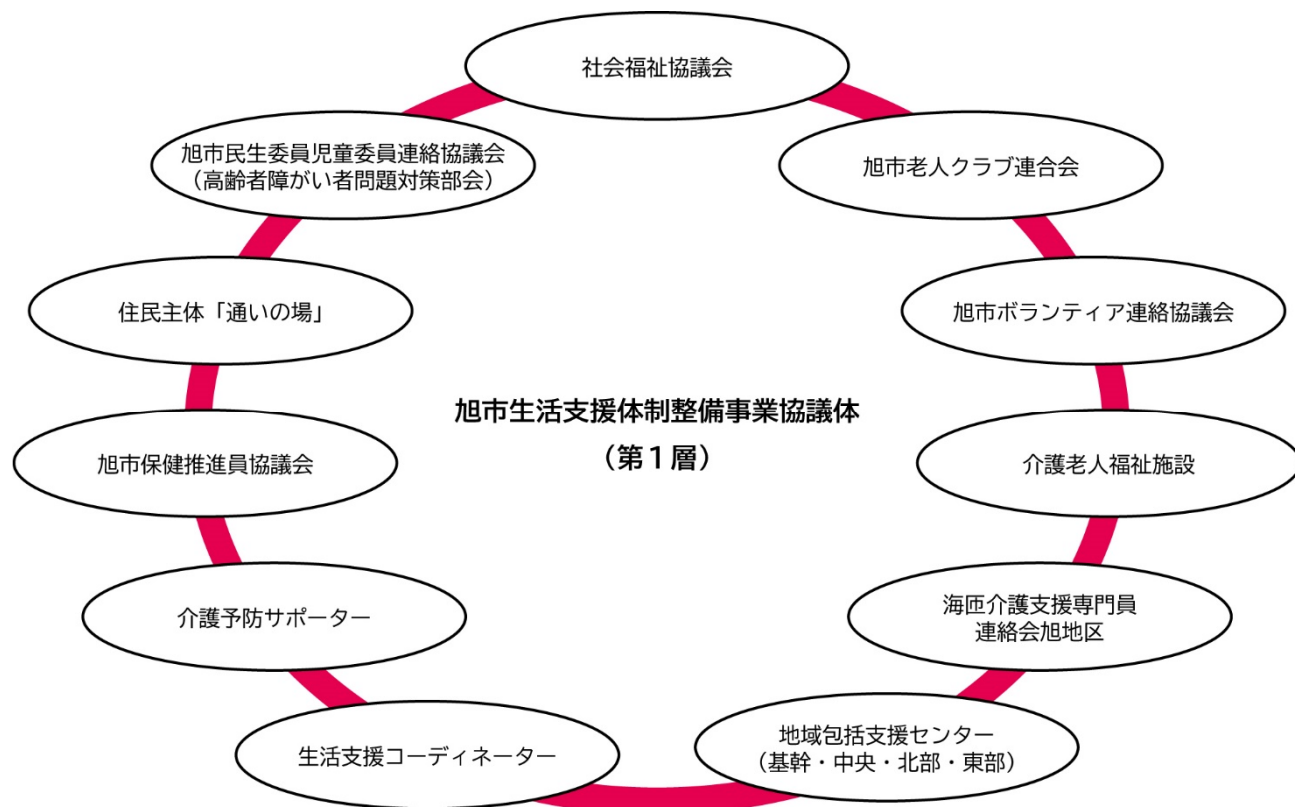
■移動販売の様子



■旭市シニア生活便利帳



■生活支援体制整備事業協議体イメージ図



○第三層生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）

より地域に密着したおおむね小学校単位の地域で、「介護予防サポーター」として身近な地域での通いの場の立ち上げや、継続活動のリーダーとして活動しているサポーターや介護サービス事業所で積極的に地域連携活動支援を行っている介護関係職員を「地域支えあい推進員」として、一層二層コーディネーターと協力し、地域の高齢者等の生活を支える見守り活動やちょっとした生活の手助けの仕組みづくりを担う「地域支えあい推進員」を任命する。

② ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が、安心して生活していくために、地域の民間企業等の協力を得て高齢者見守りネットワークを構築し、地域の見守り体制の充実を図ります。

■実績と見込み【見守りネットワーク】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協定締結事業者数	事業所	65	64	86	87	88	89

資料：旭市高齢者福祉課

（４）自主的な地域福祉活動への支援

社会福祉協議会と連携し、地域活動を行うボランティア団体等の活動促進や、ボランティアの人材育成を通じて、在宅生活の高齢者支援を推進します。

① 自主的活動団体への支援

社会福祉協議会と連携しながら、高齢者福祉にかかるボランティア団体等の積極的な活動を促進します。特に介護保険サービスと地域のボランティア団体等との連携に努めます。

高齢者が地域で孤立することがないように、市内16地区の地区社会福祉協議会の活動による高齢者の見守り活動や日常生活支援活動を支援します。

■高齢者福祉に関する社会福祉協議会の主な自主事業

事業名	事業内容
ボランティア促進事業	ボランティアの発掘育成活動の促進を図る。
日常生活用具貸出事業	車椅子の貸出を行う。

② ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動に関心のある住民が気軽に参加できるよう、ボランティア講習会や様々な情報提供を行います。

元気な高齢者が生きがいや介護予防につながる活動の担い手となるよう、シルバーボランティアの育成に努めます。

③ 福祉に関する学習機会の充実

学校教育や社会教育において、福祉活動やボランティア活動を体験する機会や世代間交流の機会の充実を図り、地域で共に支え合う気持ちの醸成を図る普及啓発や学習機会を提供します。

(5) 生活支援サービスの基盤整備の推進

高齢者の自立した生活を支える福祉サービスの充実を図ります。

① 外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な、下肢の不自由な高齢者等に対し、医療機関の受診や入退院等の際にタクシーを利用する場合に、タクシー料金の全部または一部を助成します。

■実績と見込み【外出支援サービス事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	実人	28	25	75	80	85	90
利用者数	実人	16	15	68	72	77	81
利用回数	回	198	154	570	600	640	670

資料：旭市高齢者福祉課

② 高齢者日常生活用具給付等事業

寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等に対し、火災警報器や自動消火器、電磁調理器などを給付します。緊急通報体制等整備事業では、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の日常生活における緊急時の連絡のため、緊急通報装置（ペンダント・火災報知機・人感センサー）を貸与しています。

区分	種目	対象者
給付	※火災警報器	寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等で、生活保護法による被保護世帯または生計中心者が前年所得税非課税世帯に該当する世帯
	自動消火器	
	電磁調理器	高齢者のみの世帯であって心身機能の低下に伴う出火への配慮から市長が認めた世帯
レンタル	※緊急通報装置	ひとり暮らし高齢者等
貸与	※高齢者福祉電話	ひとり暮らし高齢者等で、生活保護法による被保護世帯または生計中心者が前年所得税非課税世帯に該当する世帯

※緊急通報体制等整備事業

■実績と見込み【緊急通報体制等整備事業】

		単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置	新規設置台数	台	53	51	54	54	55	55
	年度末設置台数	台	272	273	272	271	272	273

資料：旭市高齢者福祉課

③ ひとり暮らし高齢者等訪問調査

高齢者の地域における自立した生活を支援するため、安否確認を兼ねたひとり暮らし高齢者の居宅訪問サービスを提供します。

■実績と見込み【ひとり暮らし高齢者訪問調査】

	単位	第8期実績			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査件数	件	377	368	413	428	438	448
ひとり暮らし高齢者	件	308	306	349	350	360	370
高齢者世帯	件	69	62	64	68	72	76

資料：旭市高齢者福祉課

④ はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業

70 歳以上の高齢者を対象に利用券を交付して、はり・きゅう・マッサージ等の施術に要した費用の一部を助成します。

■実績と見込み【はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	437	447	457	468	468	480
利用枚数	枚	1,931	2,190	2,301	2,360	2,420	2,480

資料：旭市高齢者福祉課

⑤ 配食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の自立した生活を支援するため、調理の困難な方へ安否確認を兼ねた配食サービスを提供します。

■実績と見込み【配食サービス事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	実人	274	273	285	297	310	324
配食数	延食	21,454	21,562	23,000	24,040	25,130	26,270

資料：旭市高齢者福祉課

⑥ 生活管理指導短期宿泊事業

基本生活習慣が欠如している等の理由により緊急に保護が必要な高齢者に対し、短期間、施設への宿泊による生活指導サービスを提供します。

■実績と見込み【生活管理指導短期宿泊事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	1	0	2	6	6	6
利用日数	日	14	0	28	42	42	42

資料：旭市高齢者福祉課

⑦ 住宅改修費助成事業

介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が、転倒の予防など日常での生活がしやすいよう、居室等への手すりの取り付けやスロープ設置工事に要する費用の一部を助成するサービスを提供します。

■実績と見込み【住宅改修費助成事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	件	29	14	10	10	10	10
助成総額	千円	3,641	1,130	623	623	623	623

資料：旭市高齢者福祉課

3 認知症施策の推進と在宅における医療・介護の支援

(1) 認知症施策の推進

令和5年6月に公布された国の「認知症基本法」を踏まえ、増加し続ける認知症に対して早期の適切な診断と、本人や家族への早期対応や支援を行うことにより、認知症の進行の遅延化や家族の介護負担の軽減を図るとともに、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することで、認知症となっても尊厳が保たれ、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

～ 旭市の認知症に対する取り組みの概要 ～

予防

認知症予防のための普及啓発の推進

- 地域の高齢者を対象に出前講座の開催
- 通いの場の創設 あさピー☆さりり体操の実施
- 保健事業と介護予防の一体的実施事業での認知症予防講座

気づき

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

- 認知症サポーター養成講座
- 認知症サポーターステップアップ講座
- 介護予防サポーター（あさひ輝きアップサポーター）への普及啓発
- キャラバン・メイトの活動支援
- 認知症講演会の開催
- 民生委員と介護支援専門員の合同研修会の開催
- 広報あさひへの記事掲載
- 「世界アルツハイマーデー」等イベントにおける啓発活動

診断・治療

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

- 認知症初期集中支援チームの設置と開催
- 主治医・認知症専門医療機関・認知症疾患医療センターとの連携
- かかりつけ歯科・薬局との連携
- 多職種連携研修会の開催
- オレンジ連携シートの活用
- 居宅介護支援事業所ケアマネジャー・サービス事業所との連携
- 認知症コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置

在宅支援・地域での見守り

認知症の人の介護者への支援

- 認知症家族交流会
- チームオレンジの活動

認知症高齢者の見守り・安心して暮らせるまちづくりの推進

- 地区民生委員との連携
- 認知症カフェの運営支援
- 地域ケア会議
- 認知症高齢者等SOSネットワーク
- 認知症高齢者等見守りシール交付事業
- 高齢者見守りネットワーク事業
- 認知症高齢者等見守り声掛け訓練
- 認知症コーディネーター連絡会の開催
- 消費者被害の防止 消費生活センターとの連携
- 成年後見制度の活用促進
- 高齢者の虐待防止
- 緊急保護施設の確保



① 認知症ケアパスの作成

認知症を発症したときから進行状況に合わせて、「いつ」「どこで」「どのような」医療・介護サービスを受ければよいか分かる、本市独自の認知症ケアパスを作成し、その普及を図ります。

② 認知症に関する知識の普及・啓発

認知症の理解を深めるための講座等を開催し、認知症に関する正しい知識の普及を図ることで、早期発見による治療の促進や認知症を予防するための生活習慣の定着を図ります。

③ 認知症サポーター養成講座

認知症の高齢者やその家族を温かく見守る認知症サポーター等、認知症高齢者を支援する人材の育成を図ります。また、認知症サポーター養成講座修了者のステップアップ研修を行い、「チームオレンジ※」による、認知症高齢者やその家族の社会参加、居場所づくりを推進していきます。

また、教育等他の分野とも連携して取組を進めることが重要であることから、市内小中学校においても認知症サポーター養成講座を実施します。

■市内小学校での認知症サポーター養成講座



令和5年度小学校での
認知症サポーター養成講座の様子



認知症サポーター養成講座
～子どもたちの思いやりの木～

※チームオレンジ：ステップアップ研修を受講した認知症サポーターがチームを組み、認知症の人とその家族に対する早期からの継続支援（見守り、声かけ、話し相手等）の活動を行います。

認知症サポーター交流拠点（よろ所）

チームオレンジ

本人・家族を含む地域サポーターと多種の職域サポーターのチーム

ステップアップ実施主体

- 市町村認知症サポーターキャラバン事務局
- 市町村キャラバン・メイト連絡協議会委託可
- ステップアップ研修

チームオレンジのメンバーへ

シニアサポーター駐在

- チームオレンジ
- サポーター
- 家族
- 本人
- サポーター
- かかりつけ医
- 地域包括支援センター
- 認知症カフェ
- キッズサポーター
- 本人
- サポーター
- 家族
- サポーター
- 地域サポーター

近隣チームによる早期からの継続支援 // 担当サポーターの選定

- 見守り・話し相手、出前支援 等
- 困りごとのお手伝い。本人も、仲間として役割をもつ
- メンバーの認知症予防

生活関連企業とのつながり

- 薬局
- 美容院 床屋
- スーパー
- コンビニ
- 金融機関
- 商店街

認知症サポーター

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	回	7	14	12	15	18	21
参加者数	人	302	263	200	225	270	315
実施小中学校数※1	校	2	4	3	5	8	11
キャラバン・メイト※2	人	58	63	65	67	69	71

※1 旭市内小学校 15 校、中学校5校
 ※2 認知症サポーター養成講座の講師の年度末人数。

資料：旭市高齢者福祉課

75

④ 認知症初期集中支援チーム

認知症の相談から初期の支援のために、認知症サポート医や医療・介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」を平成29年7月から設置しています。

専門家チームが本人や家族を訪問し、家族支援や必要な助言を行い、必要な医療や介護サービスの利用等に至るまでの支援につなげます。

また、チームの活動について、ケアマネジャーなど関係機関への周知・啓発が必要とされており、スムーズにチーム員につなげる体制を構築します。

■実績と見込み【認知症初期集中支援チーム活動状況】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム対応実件数	人	6	8	10	10	10	10
チーム員会議開催数	回	5	6	6	6	6	6
チーム員数	人	16	13	14	16	17	18

資料：旭市高齢者福祉課

⑤ 千葉県認知症コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の人とその家族を支援する相談業務を行う専門員を配置します。

■実績と見込み【千葉県認知症コーディネーター・認知症地域支援推進員】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター 配置人数	人	14	12	12	13	14	15
連絡会開催数	回	1	1	0	1	1	1
推進員配置人数※	人	-	-	-	1	1	1

※認知症地域支援推進員とは、認知症の専門的知識を持ち認知症本人や家族の相談支援と、関係機関との連携体制の構築・企画調整を行う。

資料：旭市高齢者福祉課

⑥ 認知症家族交流会

認知症の方を介護している方や介護を経験された方が集まり、認知症介護の体験談や情報を共有する場を提供し、介護者の介護負担の軽減を図ります。地域包括支援センターごとに開催しています。

■実績と見込み【認知症家族交流会】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	回	4	6	6	6	6	6
参加者数	人	31	49	20	30	30	30

資料：旭市高齢者福祉課

⑦ 認知症カフェの運営支援

認知症の人やその家族の心理的な不安の軽減を図るため、身近な地域で交流を図ることのできる場の運営を支援します。地域包括支援センターごとに1か所の開設を目指します。

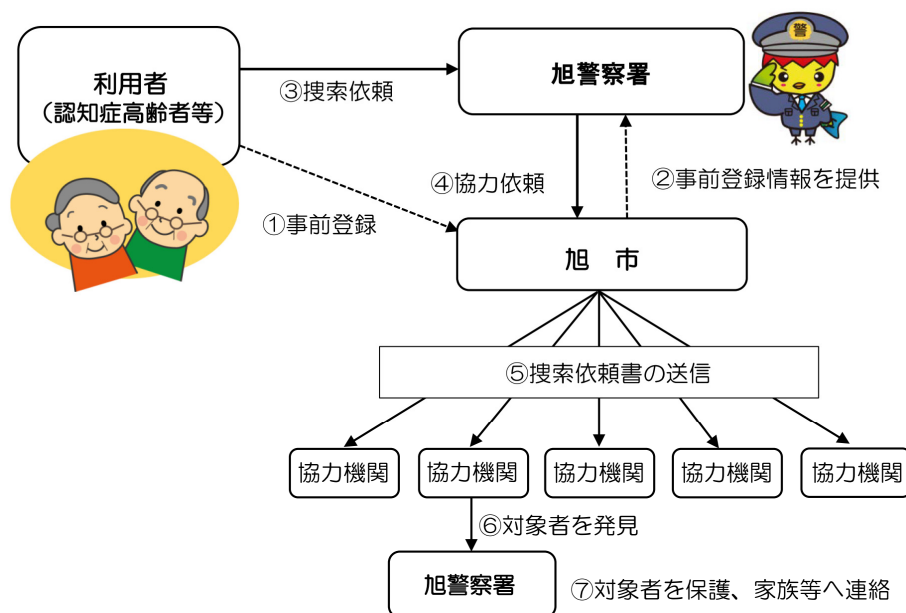
■実績と見込み【認知症カフェ】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	か所	0	0	0	3	3	3

資料：旭市高齢者福祉課

⑧ 認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症等により行方不明になる可能性がある方を関係機関やネットワーク協力機関と連携し、日ごろから地域で見守り（安心して暮らせ、行方不明の未然防止につながる）、行方不明になった場合に、速やかに発見活動を開始する支援のネットワークを展開しています。



■実績と見込み【認知症高齢者等SOSネットワーク】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協力機関	か所	47	46	47	48	49	49
新規登録者数	人	16	20	12	20	20	20

資料：旭市高齢者福祉課

⑨ 地域に密着した認知症対応型サービスの充実

認知症高齢者が住み慣れた身近な場所で安心して暮らし続けることができるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の介護保険制度における地域密着型サービスを充実します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けることができるよう、地域の医療機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。

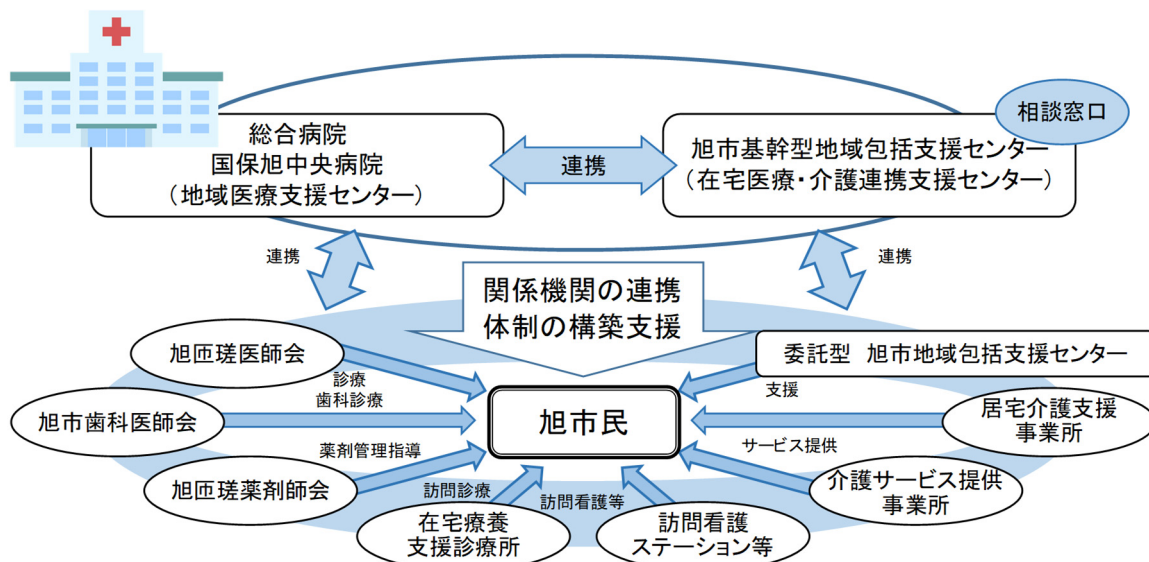
■在宅医療と介護連携イメージ



① 医療・介護ネットワーク構築の推進

地域において在宅医療と在宅介護サービスが切れ目なく提供される体制を構築していくため、地域の医療機関や介護事業所等の情報収集に努めるとともに、医療・介護関係者などが参画する会議等を通じて、在宅医療・介護連携の情報共有と課題の抽出、解決策の協議などを行います。

■旭市の在宅医療・介護の連携推進のイメージ図



② 医療・介護関係者研修会の実施

医療・介護関係者間の連携・協力の円滑化を図るため、互いの分野の幅広い知識を身につけられるよう、地域の医療・介護関係者を対象に在宅医療や介護の内容に関する研修会を開催し、顔の見える関係づくりを行います。

【医療と介護の連携に関する研修】

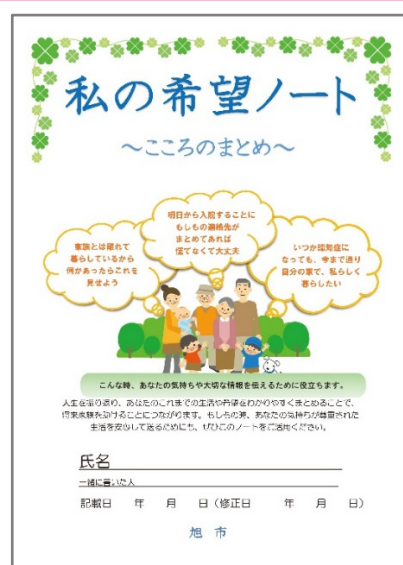
- ・多職種連携研修会（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職、介護職、ケアマネ等）
- ・在宅医療、介護連携研修会（医師会とケアマネジャーとの合同研修）

③ 地域住民への普及啓発と相談対応

地域住民が在宅医療や介護について理解し、必要なサービスを適切に選択できるよう「高齢者を支える医療と介護の情報マップ」の配布等による情報提供を行っていきます。

また、人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解することも在宅療養を継続するために重要であることから、市民講演会や「私の希望ノート※」の配布・活用等により、普及啓発を図っていきます。

※「今のわたし」「健康管理について」「もしもの時は」等を家族や身近な人と話し合いながら記入する、旭市版エンディングノート。



私の希望ノート
～こころのまとめ～

項目から記入することにより、もしもの最期までをまとめておくことで、ご家族に伝えておきたいことを伝えることができます。

家族とは別れて暮らしているから、何かあったらこれを渡そう

項目から記入することにより、もしもの最期までをまとめておくことで、ご家族に伝えておきたいことを伝えることができます。

いつか最期を迎えても、今まで通り自分の家で、私らしく暮らしたい

こんな時、あなたの気持ちや大切な情報を伝えるために役立ちます。

人生を振り返り、あなたのこれまでの生活や将来の願いをまとめておくことで、ご家族に伝えておきたいことを伝えることができます。もしもの時、あなたの気持ちや大切な情報を伝えることができます。

氏名 _____

一緒に暮らす人 _____

記載日 年 月 日（修正日 年 月 日）

旭市

④ 広域連携の推進

在宅医療・介護サービスについては、市内だけでなく広域的な視点で提供体制を整備していくことも重要であるため、同一の二次医療圏内にある市町や隣接する市町等と連携し、情報共有や協力体制の構築を図ります。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口「旭市在宅医療・介護連携支援センター」を旭市地域包括支援センターに設置し、医師会、旭中央病院、滝郷診療所と連携を図りながら、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談の受付を行います。必要に応じて、退院の際の地域の医療と介護の関係者の連携の調整や、患者、家族の要望を踏まえた、地域の医療機関、介護事業所相互の紹介を行います。

(3) 家族介護の支援

在宅における要介護者などの生活を支える上で、家族や親族は大きな役割を果たしており、その負担の軽減は大きな課題です。特に認知症高齢者のいる家族に関しては共に暮らす家族などの不安や負担も大きいことから、介護者支援の充実に努めます。

① 家族介護支援金支給事業

介護認定審査会で要介護4または5と認定され、かつ、日常生活自立度（寝たきり度）B2以上の要介護認定者と同居している家族介護者に生活支援のための支援金を支給します。

■実績と見込み【家族介護支援金支給事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給人数	実人	24	26	26	26	26	26
うち新規支給人数	実人	9	9	15	15	15	15
支給延月数	か月	184	224	201	201	201	201

資料：旭市高齢者福祉課

② 家族介護用品給付事業

寝たきりや認知症のある市民税非課税の65歳以上の在宅高齢者で、常時失禁状態の方に紙おむつを支給し、家族の経済的負担の軽減を図ります。

令和4年度からは、市の単独事業として実施しています。

■実績と見込み【家族介護用品給付事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	件	232	184	269	270	270	270

資料：旭市高齢者福祉課

4 安全・安心な生活環境の整備

(1) 防災対策と災害時支援体制の充実

地域や関係機関が連携し、災害時・緊急時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、高齢者や介護が必要な方等を支援する取組を推進します。

① 防災体制の充実

「旭市地域防災計画」に基づき、地震や津波などの災害に際して、地域の高齢者等の安全が確保されるよう、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立、危険箇所の把握、避難場所の確認などに努めます。

また、感染症対策を考慮した避難について、介護関係者や地域の関係者へ周知していきます。このほか、自助・共助の考えのもとに、市民自ら行動できるよう啓発していきます。

② 災害時支援体制の充実

防災行政無線や防災メール等を活用し、災害時や緊急時における情報提供を速やかに行うとともに、事業所間の連絡や安否確認報告を行います。

「旭市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、警察、消防、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉施設等の関係機関と連携するとともに、自力避難が困難な方を記載した「災害時要援護者台帳」を整備し、高齢者や介護が必要な方等の避難を支援していきます。

(2) 災害対策・感染症対策

災害時の連携強化、被害状況の周知や情報交換を充実し、迅速で適切な避難に結び付けます。また、医療機関と連携し、感染防止の情報提供や研修会の開催を継続していくとともに、感染症発生を想定した市内事業所の連携体制を構築します。

① 介護が必要な高齢者に配慮した避難所の確保

災害時に、介護が必要な高齢者が安心して避難できる福祉避難所等を関係課と連携し、整備・確保します。

② 関係機関等との連携強化

様々な感染症の流行を見据えながら、「旭市新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和に配慮しつつ、旭中央病院感染症対策室をはじめ、地区医師会、海匠健康福祉センター（保健所）等専門機関と連携し、感染防止の研修会の開催や情報提供を継続していくとともに、感染症発生

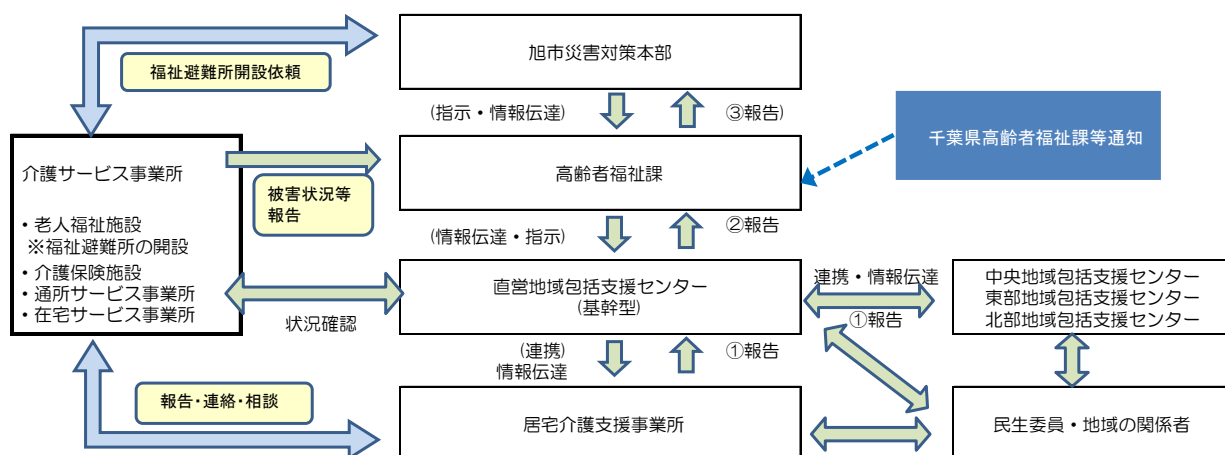
を想定した市内介護サービス事業所の連携体制について協議を進めます。

また、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持することができるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（ＢＣＰ）」をもとに、平時からの定期的な訓練と見直しを継続していくよう周知啓発を図ります。

③ 要援護者の安否確認

災害時に地域の要援護者の適切な避難行動と円滑な安否確認を行うため、「災害時要援護者台帳」「ひとり暮らし高齢者台帳」「高齢者世帯台帳」等への登録・更新を地域の民生委員、地域包括支援センター、ケアマネジャーとの連携を図りながら行っていきます。

■旭市ひとり暮らし高齢者等及び要援護者安否確認情報及び被害情報等報告・連絡フロー図



④ 関係機関等との連携強化

地域包括支援センターとケアマネジャー、介護サービス事業所等と情報を共有し、災害の被害状況や福祉避難所を含む避難所情報の周知や情報交換を行い、迅速で適切な避難や災害対応に結びつけます。

⑤ 災害に備えた普及啓発

災害時に適切な対応ができるよう「旭市地域防災計画」を踏まえ、平常時から地域のケア関係者へ防災に関する研修会の開催や「旭市介護支援専門員対応防災支援マニュアル」「緊急連絡カード」の更新を行い、災害への備えについて啓発を行います。

【主な研修内容】

- 令和3年度：災害の備えと避難区分の変更について（地域安全班と連携）
ケアマネジャーの実施する安否確認とＢＣＰについて
- 令和4年度：地域防災計画について（地域安全班と連携）
- 令和5年度：北東部直下型地震想定シミュレーション机上訓練

■緊急連絡カード

緊急連絡カード

作成日:令和 年 月 日 資料1
(更新日:R 年 月 日)

ふりがな		男・女	T・S	年 月 日生
氏 名				() 歳
住 所	旭市	自宅電話		

◎ 緊急のときは、下記へ連絡してください。

氏 名		電話番号	
家族連絡先① (同居・別居)	住所	関係	自宅 携帯
家族連絡先② (同居・別居)	住所	関係	自宅 携帯
民生委員			
近所協力者①			
近所協力者②			
ケアマネジャー	事業所名 担当者名		

医療機関名	電話番号	疾患名	内服薬

緊 急 連 絡 先			
警 察	110番	旭警察署	64-0110
消防署	119番	旭消防署	63-0119

●電話のかけ方は裏面を見る

一時避難場所 (災害時一時的に避ける場所)	避難所 (自宅に備わらない時 宿泊する場所)
--------------------------	------------------------------

★避難する時、救急車に乗る時、緊急時はこのカードを持っていきましょう。

旭市役所高齢者福祉課 62-5350

■旭市介護支援専門員対応防災支援マニュアル



■実績と見込み【災害対策に対する研修会】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回	1	1	1	1	1	1
参加延人数	人	91	99	55	60	60	60

(3) 高齢者の虐待防止と権利擁護

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護に必要な支援を行います。

① 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法に即した適切な対応が取れる体制を整備するとともに、高齢者虐待に対する知識の普及啓発を行い、早期発見に向け、虐待担当者連携会議の開催等、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

介護の長期化による介護疲れが原因となることも多いことから、介護者に対する支援や介護者同士の交流促進などにより介護者の心身の健康づくりを図り、虐待防止につなげます。

② 成年後見制度利用支援事業

親族等がなく、判断能力が十分でない高齢者の福祉の充実を図るため、成年後見制度利用に係る市長申立ての手続きや経済的負担に関する支援を行います。地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中心となる中核機関の設置や整備について検討していきます。

③ 日常生活自立支援事業の利用支援

判断能力が十分でない高齢者の自立した生活を支えるため、日常生活自立支援事業の普及とともに、実施主体である社会福祉協議会との連携を強化し、日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）などの利用の支援に取り組みます。

④ 地域の民生委員との連携

地域に住むひとり暮らしの高齢者などの身近な相談相手として民生委員の役割は重要です。地域包括支援センター、介護支援専門員など高齢者のケアに携わる関係者との連携を密にするため、地域定例会等に参加し情報共有を行うなど、見守り体制の充実を図ります。

⑤ 緊急保護の場所の確保

災害や急なトラブルにより自宅での生活が困難になった高齢者を、緊急保護かつ短期宿泊できる場所の確保について検討していきます。

（４）交通安全・防犯対策

高齢者の地域生活における安全を確保するため、交通安全対策や地域との連携による防犯対策の取組を推進します。

① 高齢者の交通安全

高齢者向けの交通安全教室やイベント等での啓発を実施し、交通安全意識の向上を図ります。

② 高齢者の消費者被害の防止

高齢者をねらった悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪を防止するため、情報提供や相談窓口の充実を図るとともに、消費生活センターや旭警察署と連携しながら、安全を守るための体制を強化します。

（５）高齢者の住まいと生活の一体的支援

高齢者人口が増加していく中において、住まいや看取りのあり方も課題となっています。また、昨今は有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、住まいの選択肢は多様化しています。

地域で生活するあらゆる高齢者のため、最も基礎的な生活基盤である居住の場の確保と充実を図ります。

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65 歳以上の高齢者が環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な場合、市の措置により入所する施設です。

■実績と見込み【養護老人ホーム】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所措置件数	件	24	18	15	20	20	20

資料：旭市高齢者福祉課

② ケアハウス

ケアハウスは、独立して生活することに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設であり、市内には2施設（定員90人）あります。

③ 公営住宅

市内には市営住宅や雇用促進住宅などの公営住宅があり、これらの公営住宅の適切な管理により、居住者の利便性の向上に努めます。

④ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、老人福祉法に定められる居住施設の一つで、高齢者が入居し、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢期になっても生活しやすい地域環境づくりを進めるために、公共施設のバリアフリー化や移動手段の確保に努めます。

① 公共施設のバリアフリー化

高齢者をはじめ、すべての人が住みやすいまちづくりに向けて、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進し、既存施設については計画的にバリアフリー化を図ります。

② 社会参加しやすいまちづくり

高齢者が不自由なく外出でき、積極的に社会参加できるよう、歩行環境の改善とコミュニティバスやデマンドタクシーの運行などにより移動手段の確保を図ります。

5 介護サービスの充実

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人がニーズに合ったサービスを利用できるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制の整備とサービスの質の向上を図ります。

また、在宅生活を送る上で、必要なサービスの支援の充実を図り、安心して生活が継続できるよう努めます。

(1) 旭市の介護サービス基盤

令和6年3月現在、市内においては、居宅介護支援が20事業所、居宅サービスが53事業所、地域密着型サービスが23事業所、施設サービスが6事業所あり、制度開始から本市のサービス基盤の整備が進展しています。

■市内の介護サービス事業所

サービス区分	事業所数	施設・居住系サービスの定員
居宅介護支援（介護予防支援）	20 事業所	-
居宅サービス（介護予防サービス）	52 事業所	-
訪問サービス	26 事業所	-
通所サービス	16 事業所	-
短期入所サービス	10 事業所	-
居住系サービス	0 事業所	-
地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス） ※原則、本市住民だけが利用可	24 事業所	155 人
通所介護	15 事業所	-
グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	6 事業所	81 人
小規模特別養護老人ホーム （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	3 事業所	74 人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0 事業所	-
認知症対応型通所介護	0 事業所	-
看護小規模多機能型居宅介護	0 事業所	-
小規模多機能型居宅介護	0 事業所	-
施設サービス	6 事業所	528 人
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）	4 事業所	348 人
老人保健施設（介護老人保健施設）	2 事業所	180 人
合 計	102 事業所	683 人

※事業所数は複数サービス提供による重複あり（令和6年3月現在）

※保健医療機関等のみなし指定を受けている事業所を除く

(2) 第9期計画における介護サービス基盤の整備

高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加、家族等の介護離職防止に向けた対応を図るため、介護サービスの必要量が不足しないようニーズの把握に努め、介護現場の生産性の向上を図り、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

いつまでも住み慣れた地域で過ごせるように、地域密着型サービスの整備や在宅サービス等の必要なサービスを充実させ、本人や家族介護者の支援に努めます。

① 居宅サービス／介護予防サービス

居宅サービスは、高齢者の住み慣れた自宅や地域での生活を支えるために最も利用の多いサービスとなっています。

住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズは高く、在宅サービスの充実が求められています。第9期計画では、第8期計画から継承した通所介護（デイサービス）等の整備を計画しています。

■整備の計画

	単位	第9期整備計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護（デイサービス）	か所	-	1	-
短期入所生活介護	か所	-	1	1

② 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた環境の中で安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するもので、原則、市民のみが利用できます。

地域密着型サービスは、サービスを提供するだけでなく、地域コミュニティの拠点として、在宅介護を支えるための中心的なサービスです。

医療、介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療、介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保・介護の連携強化が重要であると考えます。

居宅要介護者の在宅生活を支えるための看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の事業所等の参入促進等基盤の強化に努めます。

■整備の計画

	単位	第9期整備計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型居宅介護	か所	-	3	-
小規模多機能型居宅介護	か所	-	1	-

③ 施設サービス

高齢化に伴い増加する、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者への対応や家族介護者の負担軽減などに向け、施設サービスへのニーズは高くなると予想されることから、入所待機者や施設の利用状況の把握に努めながら、必要なサービス量の確保に努めます。

第9期計画では、第8期計画から継承した広域型特別養護老人ホームの整備を計画しています。

■整備の計画

	単位	第9期整備計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域型特別養護老人ホーム	か所	1	-	-
	床	80	-	-

(3) サービスの質の向上と利用者支援の充実

介護サービスについて、より地域に根ざした提供や質の向上を促進するとともに、サービスを必要とする方の適切な利用につながるよう、利用者の支援に努めます。

① サービスの質の向上に向けた取組

県との連携のもと、適切なサービス選択のための事業者の情報開示を促すとともに、第三者評価の活用やサービス従事者の資質向上の取組を支援します。

地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上のための取組や連携支援等を行い、介護支援専門員の育成・指導に努めます。

② 情報提供・相談体制の強化

市の広報やホームページをはじめ、社会福祉協議会や老人クラブなどの関係機関・団体等と連携しながら多様な機会を捉え、介護保険制度の周知を図ります。

相談や苦情については、県介護保険審査会や県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、市や地域包括支援センターを中心に適切な対応を図ります。

また、介護離職防止の観点から商工観光課や関係機関等と連携し、職場環境の改善に関する普及啓発等に努めます。

③ 介護相談員派遣事業

介護保険施設で生活する高齢者の状況を把握し、苦情や不満の解消を図るための橋渡し役として介護相談員を派遣します。

■実績と見込み【介護相談員派遣事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問施設数	か所	0	0	6	7	7	7
派遣回数	回	0	0	14	27	31	31

（令和3・4年度は感染症予防対策のため未実施）

資料：旭市高齢者福祉課

④ 低所得者に対する支援

○社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

低所得者で生計が困難な介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対し、その軽減額を助成します。

○介護保険料の徴収猶予及び減免

災害により住宅・家財が著しく損害を受けた場合、世帯の生計を主として維持する者が死亡等により収入が著しく減少した場合、その他特別な事情がある場合において、介護保険料を徴収猶予及び減免します。

○介護保険料の軽減

保険料段階が第1段階から第3段階に該当する方（住民税非課税世帯）の保険料の一部を公費（国・県・市町村）で負担します。

（4）介護人材確保の促進

介護未経験の求職者などを対象とした、介護職員初任者研修に加え介護福祉実務者研修の受講も支援し、人材不足解消と処遇改善につなげます。

また、福祉系の大学や専門校の学生に、旭市の介護施設や市内で働く現役の介護職との交流を通して旭市への就業の気運を盛り上げます。

さらに、就業促進対策として、千葉県や千葉県社会福祉協議会、市内介護サービス事業者など関係機関と連携しながら、介護職に関する入門的研修や介護職の魅力を伝える介護の未来案内事業の活用、介護人材育成に関する啓発を行います。

加えて、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場のイメージ刷新に係る取組を検討します。

① 介護職員初任者研修等の受講支援

市内の介護サービス事業所に勤務するために介護職員初任者研修を受講した者に対して、受講費用の一部を助成します。また、介護福祉士実務者研修を受講した者に対しても、受講費用の一部を助成することで、処遇改善につなげます。

■実績と見込み【初任者研修等受講】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初任者研修受講者数	人	2	3	4	4	4	4
実務者研修受講者数	人	-	-	3	3	3	3

② 福祉系学生と介護職との交流事業

将来介護職に就く可能性の高い福祉系の大学や専門校の学生と、市内介護施設や市内で働く現役の介護職との交流を促進し、旭市への就業を促進します。

■実績と見込み【交流事業】

	単位	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交流事業参加人数	人	53	28	22	30	30	30

③ 介護職への就業促進

就職を考えている若者や介護の仕事に興味のある方に介護職の魅力を伝え、介護職への新規就業を促進します。

- ・介護に関する入門的研修
- ・介護の未来案内人事業
- ・介護人材育成に関する啓発（シンポジウム・映画上映会等）

（５）介護現場の生産性向上の推進

介護現場の業務改善・文書量削減、ロボット・ＩＣＴ（情報通信技術）活用の推進等による業務の効率化の取組に関する情報提供に努めるとともに、介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進を図ります。

第5章 介護保険事業の適切な運営

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が適切なサービスを実に受けられるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

介護保険サービス全体像

要支援1・2	介護予防サービス（予防給付）	1 居宅サービス ①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ⑥介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ⑦介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） ⑧介護予防福祉用具貸与 ⑨特定介護予防福祉用具購入費 ⑩介護予防住宅改修 ⑪介護予防特定施設入居者生活介護 ⑫介護予防支援
要介護1～5	介護サービス（介護給付）	1 居宅サービス ①訪問介護（ホームヘルプサービス） ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護（デイサービス） ⑦通所リハビリテーション（デイケア） ⑧短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨短期入所療養介護（ショートステイ） ⑩福祉用具貸与 ⑪特定福祉用具購入費 ⑫住宅改修 ⑬特定施設入居者生活介護 ⑭居宅介護支援 2 地域密着型サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②小規模多機能型居宅介護 ③夜間対応型訪問介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護 3 施設サービス ①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院

1 介護保険事業量の見込み

(1) 居宅サービス／介護予防サービス

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、さらに充実させるべきサービス事業については、事業者の参入を促すことにより適切な居宅サービスを確保し、各種サービスの必要量の確保に努めます。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

○要介護者が居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。

○引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	回	6,839	6,570	6,860	6,870	6,907	6,999	7,218	8,083
	人	397	402	419	442	445	451	467	523

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

○要介護者・要支援者の自宅に入浴車で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図るサービスです。

○引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	回	411	452	508	532	543	554	578	644
	人	88	93	100	102	104	106	110	123
予防給付 【要支援1・2】	回	1	0	0	0	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0	0	0	0

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

- 看護師が主治医の指示により要介護者・要支援者の自宅を訪問し、床ずれの手当や点滴の管理等の療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
- 居宅生活における医療ケアの増加が見込まれることから、医療機関等と連携しながら、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	回	1,343	1,586	1,706	1,819	1,843	1,847	1,929	2,156
	人	179	203	225	246	249	249	260	291
予防給付 【要支援1・2】	回	173	147	113	122	122	122	130	138
	人	23	21	16	16	16	16	17	18

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

- 理学療法士や作業療法士等が要介護者・要支援者の自宅を訪問して、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
- 医療機関等との連携のもと、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	回	518	459	452	477	485	485	493	567
	人	52	47	46	51	52	52	53	61
予防給付 【要支援1・2】	回	29	24	15	24	24	24	24	24
	人	4	3	2	4	4	4	4	4

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師等が要介護者・要支援者の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
- 利用の増加が見込まれることから、医療機関等と連携し、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	110	130	164	160	160	162	168	187
予防給付 【要支援1・2】	人	5	7	6	6	6	6	6	6

⑥ 通所介護（デイサービス）

- 要介護者が、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事の提供等、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	回	4,613	4,604	5,254	5,618	5,674	5,724	5,960	6,645
	人	511	500	528	558	564	569	593	661

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

- 要介護者・要支援者が介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、理学療法、作業療法などによる機能回復訓練を行うサービスです。
- 生活機能の向上を図る重要なサービスであることから、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	回	1,336	1,190	1,204	1,377	1,394	1,408	1,452	1,638
	人	198	187	175	191	194	196	202	228
予防給付 【要支援1・2】	人	27	34	31	34	34	34	36	38

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

- 要介護者・要支援者が介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
- 介護者支援の観点からも望まれているサービスであり、緊急的な利用も想定されることから、柔軟な対応が取れるサービス提供体制の確保を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	日	1,371	1,240	1,461	1,452	1,463	1,459	1,459	1,459
	人	112	111	139	144	146	146	146	146
予防給付 【要支援1・2】	日	11	6	4	4	4	4	4	4
	人	2	1	1	1	1	1	1	1

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

○要介護者・要支援者が介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

○今後も、中・重度層の方を中心に需要が見込まれることから、サービス提供体制の確保を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	日	435	304	536	658	684	684	693	767
	人	52	33	36	45	47	47	48	53
予防給付 【要支援1・2】	日	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

○要介護者・要支援者に車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトなどの貸与を行うサービスです。

○要支援・要介護者の居宅生活を継続するためのサービスとして、必要な供給量の確保を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	942	995	1,070	1,113	1,122	1,132	1,174	1,316
予防給付 【要支援1・2】	人	236	199	164	157	158	159	168	178

⑪ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

- 要介護者・要支援者が入浴や排泄に使用する物品（腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分など）について、購入費用を補助するサービスです。
- 利用者の増加に対応できるよう必要な供給量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な福祉用具の提供を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	20	21	23	16	16	16	16	18
予防給付 【要支援1・2】	人	2	3	1	0	0	0	0	0

⑫ 住宅改修／介護予防住宅改修

- 要介護者・要支援者が、居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けなどの住宅改修をした場合の費用を補助するサービスです。
- 今後も需要が見込まれることから、利用者の意向を踏まえた適切な利用の促進を図ります。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	11	11	18	11	11	11	11	12
予防給付 【要支援1・2】	人	3	3	1	1	1	1	1	1

⑬ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

- 有料老人ホーム等の特定の施設に入居している要介護者・要支援者が、その施設から入浴、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加に伴う利用者増に対応できるよう、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	17	15	16	17	17	17	17	21
予防給付 【要支援1・2】	人	2	2	2	2	2	2	2	2

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

- 在宅の要介護者・要支援者についてのケアマネジメントを行い、各種サービスの適切な利用ができるように、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行うサービスです。
- 高齢者の増加とともに利用の増加が見込まれることから、適正な居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保と質の向上に努めます。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	1,451	1,491	1,577	1,682	1,697	1,715	1,780	1,994
予防給付 【要支援1・2】	人	269	228	182	175	176	177	188	199

(2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスとは、要支援・要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

地域密着型サービスでは、地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所により提供されます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

○医療ニーズの高い利用者への柔軟なサービスを提供します。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	2	3	6	1	1	1	1	1

② 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

○要介護者・要支援者が、できるだけ居宅で自立した生活が営めるように、通いを中心に状況に応じて宿泊や訪問を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

○利用者の多様なニーズへ柔軟に対応することができ、在宅生活を多面的に支援するサービスです。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	0	1	2	0	18	29	29	29
予防給付 【要支援1・2】	人	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 夜間対応型訪問介護

○夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護を行うサービスです。

④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

○認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって認知症である者に対し、老人福祉法で定める施設またはデイサービスセンターにおいて入浴、食事、排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

○認知症対応型共同生活介護は、認知症の症状がある要介護者が共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

○現在市内に6事業所が整備されています。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付【要介護1～5】	人	56	80	88	90	90	90	95	105
予防給付【要支援1・2】	人	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

○有料老人ホームその他の施設であって、その入居定員が29人以下であるものに入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

○入所定員が29人以下の小規模介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の世話等を受けるサービスです。

■実績と見込み

（1か月あたり）

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付【要介護1～5】	人	74	71	77	75	75	75	78	89

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

○要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて看護と介護を一体的に提供するサービスです。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	-	-	-	-	43	87	87	87

⑨ 地域密着型通所介護

○要介護者が、利用定員18人以下の小規模の通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事の提供等、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	回	3,439	3,691	4,125	4,742	4,784	4,829	5,001	5,607
	人	399	410	464	507	512	517	536	601

(3) 施設サービス

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護者の方に、施設において生活支援を行うものです。市外施設の利用なども考慮し、要介護者の容態にあったサービスの確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

① 介護老人福祉施設

○介護老人福祉施設は、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8期実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	422	404	374	383	443	443	460	507

② 介護老人保健施設

○介護老人保健施設は、医療施設等での治療を終えて、状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

○自立支援に向けた当サービスの役割は大きいことから、事業者に対し、早期の在宅復帰を支援する取組を促進します。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	203	206	194	200	200	200	216	241

③ 介護医療院

○今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

■実績と見込み

(1か月あたり)

	単位	第8実績（令和5年度は見込）			第9期計画			中長期の見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付 【要介護1～5】	人	5	4	2	5	5	5	5	6

2 地域支援事業の構成

本市が地域支援事業として実施する事業の構成は、以下のようになっています。事業量の見込みについては、それぞれのページに掲載しています。

旭市の地域支援事業の事業構成

類 型	旭市実施事業	第4章掲載 節・項	掲載 ページ
介護予防・日常生活支援総合事業			
介護予防・生活支援サービス事業			
訪問型サービス	訪問型サービス	1-(2)②	P.60
通所型サービス	通所型サービス	1-(2)③	P.61
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント事業	1-(2)①	P.59
一般介護予防事業			
介護予防把握事業	介護予防把握事業	1-(1)⑦	P.57
介護予防普及啓発事業	介護予防サポーターの養成と活動支援 介護予防講座	1-(1)② 1-(1)③	P.55 P.56
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動の支援	1-(1)④	P.56
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業	1-(1)⑤	P.56
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	1-(1)⑥	P.57
包括的支援事業			
地域包括支援センター運営	地域包括支援センターの質の確保	2-(1)	P.64
社会保障充実分			
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進	3-(2)	P.78
生活支援体制整備事業			
生活支援コーディネーターの配置	生活支援体制整備事業	2-(3)①	P.67
協議体の設置	協議体の設置	2-(3)①	P.67
認知症施策総合支援事業			
認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チーム	3-(1)④	P.76
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症ケアパスの作成 千葉県認知症コーディネーター・認知症 地域支援推進員の配置	3-(1)① 3-(1)⑤	P.74 P.76
	認知症家族交流会	3-(1)⑥	P.76
	認知症カフェの運営支援	3-(1)⑦	P.77
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議の充実	2-(2)①	P.65
任意事業			
介護給付等費用適正化事業	介護給付の適正化	5章 4-(1)	P.112
家族介護支援事業			
家族介護継続支援事業			
慰労金等の贈呈	家族介護支援金支給事業	3-(3)①	P.80
介護用品の支給	家族介護用品給付事業	3-(3)②	P.80
その他の事業			
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	4-(3)②	P.84
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座	3-(1)③	P.74
地域自立生活支援事業	配食サービス事業	2-(5)⑤	P.71

3 介護保険料の算定

(1) 介護保険事業費用の見込み

① サービス給付費

各サービスの量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期計画におけるサービス給付費の見込み額は次のとおりです。

(単位：千円)

	第9期計画			中長期の見込み	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護サービス総給付費	4,824,436	5,198,201	5,366,368	5,581,625	6,189,366
在宅サービス	2,381,461	2,570,775	2,738,942	2,824,562	3,121,458
居住系サービス	316,427	316,828	316,828	332,047	372,095
施設サービス	2,126,548	2,310,598	2,310,598	2,425,016	2,695,813

※居住系サービスは、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）、認知症対応型共同生活介護。

施設サービスには、地域密着型介護老人福祉施設を含む。

■ 予防給付費

(単位：千円)

	第9期計画			中長期の見込み	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス	35,777	35,889	35,972	37,795	39,684
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,436	5,443	5,443	5,775	6,107
介護予防訪問リハビリテーション	790	791	791	791	791
介護予防居宅療養管理指導	737	738	738	738	738
介護予防通所リハビリテーション	13,676	13,693	13,693	14,469	15,246
介護予防短期入所生活介護	195	196	196	196	196
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,452	12,535	12,618	13,333	14,113
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
介護予防特定施設入居者生活介護	1,242	1,244	1,244	1,244	1,244
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	9,702	9,769	9,825	10,435	11,046
合 計	45,479	45,658	45,797	48,230	50,730

■介護給付費

(単位：千円)

	第9期計画			中長期の見込み	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 居宅サービス	1,624,141	1,643,716	1,657,355	1,713,880	1,922,242
訪問介護	261,137	262,987	266,514	274,807	307,717
訪問入浴介護	80,069	81,845	83,435	87,017	97,024
訪問看護	104,258	105,743	105,920	110,637	123,666
訪問リハビリテーション	18,427	18,724	18,724	19,030	21,891
居宅療養管理指導	15,471	15,491	15,688	16,276	18,125
通所介護	532,307	537,885	542,366	564,463	628,765
通所リハビリテーション	158,108	160,262	161,768	166,545	188,195
短期入所生活介護	134,278	135,808	136,521	141,195	159,499
短期入所療養介護（老健）	82,707	86,176	86,176	87,310	96,645
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	179,082	180,448	181,896	188,253	211,169
特定福祉用具購入費	5,752	5,752	5,752	5,752	6,453
住宅改修費	13,023	13,023	13,023	13,023	14,242
特定施設入居者生活介護	39,522	39,572	39,572	39,572	48,851
(2) 地域密着型サービス	973,603	1,141,014	1,292,278	1,332,523	1,456,523
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,874	2,878	2,878	2,878	2,878
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	449,434	453,726	457,590	472,866	530,081
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	43,939	71,896	71,896	71,896
認知症対応型共同生活介護	275,663	276,012	276,012	291,231	322,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	245,632	245,943	245,943	255,693	291,709
看護小規模多機能型居宅介護	0	118,516	237,959	237,959	237,959
(3) 施設サービス	1,880,916	2,064,655	2,064,655	2,169,323	2,404,104
介護老人福祉施設	1,156,230	1,339,051	1,339,051	1,390,306	1,532,648
介護老人保健施設	702,061	702,950	702,950	756,363	844,238
介護医療院	22,625	22,654	22,654	22,654	27,218
(4) 居宅介護支援	300,297	303,158	306,283	317,669	355,767
合 計	4,778,957	5,152,543	5,320,571	5,533,395	6,138,636

② 標準給付費見込額

サービス給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を推計し、第9期計画の「標準給付費見込額」を算出すると以下のとおりとなります。

■第9期計画の標準給付費見込額

(単位：千円)

	第9期計画			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	16,472,719	5,182,801	5,559,550	5,730,368
総給付費	15,389,005	4,824,436	5,198,201	5,366,368
特定入所者介護サービス費等給付額	709,681	234,677	236,634	238,370
高額介護サービス費等給付額	335,590	110,965	111,902	112,723
高額医療合算介護サービス費等給付額	27,088	8,965	9,028	9,095
算定対象審査支払手数料	11,355	3,758	3,785	3,812

③ 地域支援事業費

第9期計画の地域支援事業の費用の見込みについては以下のとおりです。

■第9期計画の地域支援事業費見込額

(単位：千円)

	第9期計画			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費計	637,486	213,444	212,021	212,021
介護予防・日常生活支援総合事業費	177,352	57,978	59,687	59,687
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	359,453	118,739	120,357	120,357
包括的支援事業（社会保障充実分）	100,681	36,727	31,977	31,977

(2) 第1号被保険者介護保険料

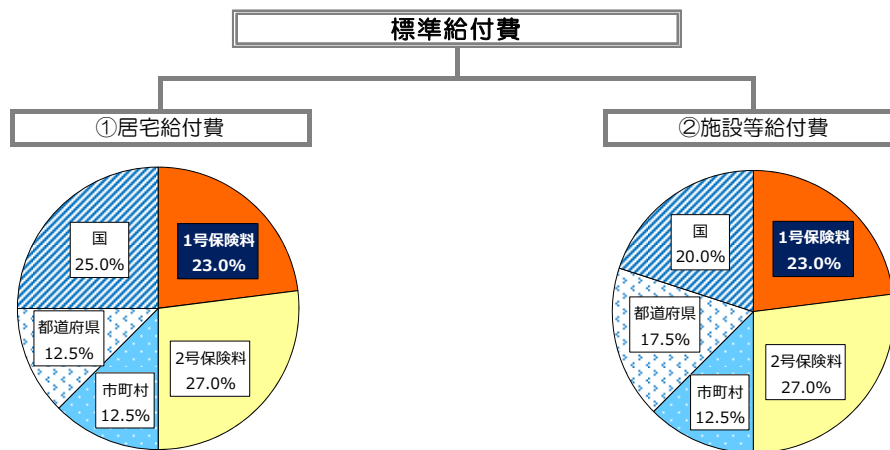
① 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大半を占める給付費の財源構成は、40歳以上の被保険者から徴収する保険料が半分、国・県・市町村の公費が半分となっています。第9期計画においては、第1号被保険者（65歳以上）の標準的な負担割合は23%です。

また、地域支援事業費のうち、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されます。

なお、標準給付費（①・②）及び介護予防・日常生活支援総合事業（③）の国負担部分の5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付される仕組みとなっており、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じ、第1号被保険者の実質的な負担割合は各市町村によって異なります。

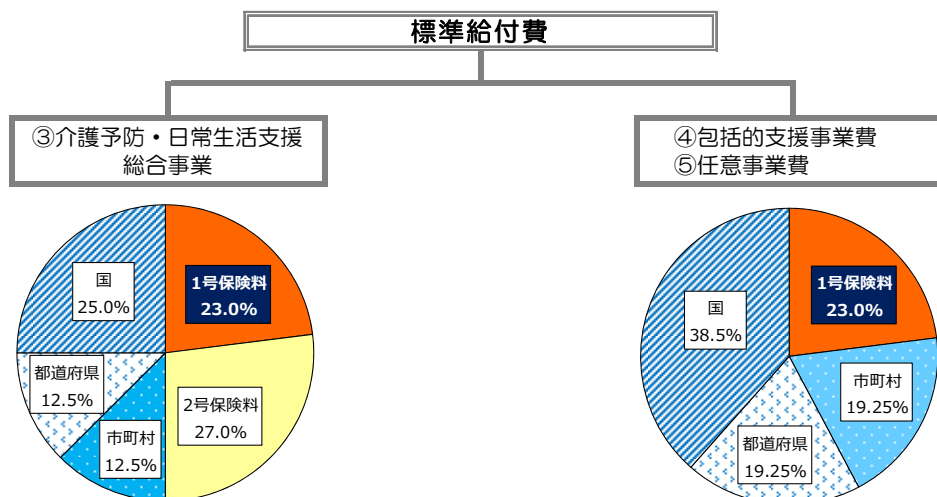
■標準給付費の財源構成



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

■地域支援事業費の財源構成



② 保険料の算定

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までの3年間の、標準給付費見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等から、第1号被保険者負担分である保険料収納必要額を算出しました。

さらに、被保険者の所得等に応じた保険料段階を13段階に設定し、所得段階別加入割合補正後の被保険者数から保険料基準月額を算定します。

■保険料の算定

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付費見込額（A）	5,182,801 千円	5,559,550 千円	5,730,368 千円	16,472,719 千円
地域支援事業費（B）	213,444 千円	212,021 千円	212,021 千円	637,486 千円
第1号被保険者負担分相当額（C）	1,241,136 千円	1,327,461 千円	1,366,750 千円	3,935,347 千円
調整交付金相当額（D）	262,039 千円	280,962 千円	289,503 千円	832,504 千円
調整交付金見込額（E）	203,866 千円	206,226 千円	201,494 千円	611,586 千円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（F）				54,978 千円
保険料収納必要額（G） 【C+D-E-F】				4,101,287 千円
予定保険料収納率（H）				98.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数（I）	20,179 人	20,226 人	20,228 人	60,633 人
保険料基準額（年額）（J） 【G÷H÷I】				68,671 円
保険料基準額（月額）（K） 【J÷12】				5,723 円

その結果、保険料基準月額は 5,723 円と算定されましたが、本市の第1号被保険者保険料剰余分の積立金である介護給付費準備基金を取り崩して保険料の減額を図った結果、最終的な基準月額は **5,500 円**となりました。

■保険料の算定【基金取り崩し後】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護給付費準備基金取崩額（L）				159,535 千円
保険料収納必要額（M） 【G-L】				3,941,752 千円
保険料基準額（年額）（N） 【M÷H÷I】				66,000 円
保険料基準額（月額）（O） 【N÷12】				5,500 円

③ 所得段階別保険料額の設定

保険料額については、所得段階に応じた保険料の軽減を図るため、国の標準段階にならない 13 段階として保険料額を設定します。

■所得段階別保険料額

所得段階	対 象 者		保険料率	保険料額	
				年額（円）	月額（円）
第1段階	○生活保護を受給している方		【軽減前】 ×0.455	18,810	1,568
	世帯全員が市民税非課税	○老齢福祉年金を受給している方 ○前年の合計所得金額 ^{※1} ＋課税年金収入額が80万円以下の方	【軽減後】 ⇒0.285 ^{※2}		
第2段階		○前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	【軽減前】 ×0.685 【軽減後】 ⇒0.485 ^{※2}	32,010	2,668
第3段階		○前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている方	【軽減前】 ×0.69 【軽減後】 ⇒0.685 ^{※2}	45,210	3,768
第4段階	(世帯に市民税課税者がいる) 本人が市民税非課税	○前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	×0.9	59,400	4,950
第5段階		○前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている方	【基準額】 ×1.0	66,000	5,500
第6段階	本人が市民税課税	○前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.2	79,200	6,600
第7段階		○前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.3	85,800	7,150
第8段階		○前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.5	99,000	8,250
第9段階		○前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	×1.7	112,200	9,350
第10段階		○前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	×1.9	125,400	10,450
第11段階		○前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	×2.1	138,600	11,550
第12段階		○前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	×2.3	151,800	12,650
第13段階		○前年の合計所得金額が720万円以上の方	×2.4	158,400	13,200

※1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 低所得者（市民税非課税世帯）の介護保険料軽減強化として、公費による負担が行われます。保険料額は軽減後の金額です。

4 給付の適正化と円滑な事業運営

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである、介護保険事業の運営の安定化を図ります。

(1) 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする方を適切に認定し、事業者に対しては、必要となるサービスを適切に提供してもらうよう促すことです。

適切なサービスの確保を図るとともに、その結果として費用の効率化がもたらされることにより、介護保険制度への信頼度を高め、持続可能な介護保険制度の構築につながることが期待されます。

給付適正化主要事業が、①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検の3事業に再編され、介護給付費通知（任意事業）についても引き続き実施し、介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

【介護給付等費用適正化事業 主要3事業】

①要介護認定の適正化

②ケアプラン等の点検

③医療情報との突合・縦覧点検

① 要介護認定の適正化

適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため認定調査員研修を実施し、要介護認定調査の平準化・迅速化に取り組みます。

また、訪問調査票の事後点検を全件行い、調査の質の向上を図ります。

② ケアプラン等の点検

i ケアプランの点検

国が定める「ケアプラン点検マニュアル」に沿って、ケアプラン作成技術の向上を目的としたケアプラン点検事業を行い、適切なサービス提供とケアマネジャーへの資質向上を図ります。

また、主任介護支援専門員連絡会との連携を図り、年に3回程度、事例検討会を行い、市内ケアマネジャーが参加し意見交換や課題の共有を図るなど定期的スキルアップの機会を設けます。

ii 住宅改修の点検

ケアマネジャーや施工事業者への普及啓発等を実施し、適切な工事を施工するための指導・支援を行います。

iii 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者等が身体の状態に応じて必要な福祉用具を利用できるよう、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を徹底します。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会が提供する縦覧点検データ及び医療費突合データを定期的に点検することにより、不適切な請求については事業所に対して適切な指導を行います。

(2) 介護保険事業を円滑に運営するための方策

介護保険制度は、市民にとって最も身近な行政機関である市が保険者となり、保険料と税金を財源とする社会保険方式により、介護サービスの提供を行う制度です。

制度の基本理念である高齢者の自立支援や尊厳の保持などを踏まえた上で、高齢者をはじめとした市民の理解を得ながら、より良い制度としていくために円滑な事業運営を図ります。

① 関係機関の設置・運営

○介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会

介護保険事業の運営に関する重要事項及び地域包括支援センターや地域密着型サービスに関する事項を審議する機関です。今後の地域包括ケアシステムを取り巻く状況などを勘案しつつ、地域包括支援センターにおける公正・中立性が確保された適正な運営と、地域密着型サービスの円滑な推進を図ります。

② 介護保険事業の質の向上・確保

○事業者への適切な指導

地域密着型事業所と居宅介護支援事業所に対し、指定更新及び運営指導、集団指導等を通して、適正な運営が図られるよう指導・監督します。

○介護支援専門員などに対する支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）などに対し、地域包括支援センターが中心となって、相談対応や質の向上を図ったケアプラン作成指導などの支援を行います。

○苦情相談体制の充実

介護サービスの普及に伴い多様化する苦情に対しては、市はもちろん、千葉県や千葉県国民健康保険団体連合会などを窓口として、関係機関と連携を図りながら随時対応します。

○福祉サービス第三者評価の受審促進

国や県が進める福祉サービス第三者評価について、市内事業者の受審を促進します。

③ 介護保険事業の情報の提供

○介護保険制度の普及

介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、広報紙、市ホームページなど、多様な情報媒体を活用し、制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。

○介護サービス情報の公表制度の周知

利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「千葉県介護サービス情報公表システム」の周知と利用者の活用を促進します。

○サービス利用者に対する情報提供

利用者が適切にサービスを選択できるよう、制度の利用に関する情報提供と内容説明を行うとともに、サービス事業者に関する情報を迅速かつ的確に提供していきます。

第6章 計画の推進に向けて

本市では、庁内関係各課、保健医療・福祉・介護の関係者等との連携を図るとともに、すべての市民の理解や協力を得ながら、地域共生社会の実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

1 計画の周知と情報提供

令和6年度からの計画の推進にあたり、市民に計画の内容を理解してもらうことが重要であることから、「広報あさひ」や市ホームページへの掲載などを通じて本計画の内容を周知します。

また、市の介護保険事業や地域支援事業、高齢者福祉事業の具体的なサービス内容についても、利用者、提供者の双方に的確な情報提供を図ります。

2 計画の推進体制の整備

(1) 関係機関との連携

地域包括支援センター、市社会福祉協議会、社会福祉関係団体や保健医療、教育関係機関、その他関連するすべての機関との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効果的な提供に努めます。

また、介護保険サービス事業所と連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めます。

さらに、この計画が円滑に推進できるよう、国や県との緊密な連携に努めます。

(2) 介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の運営

介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービスに関する事業に従事する者による介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を定期的に開催し、計画の円滑な実施と、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保に努めます。

3 計画の進行管理と見直し

計画期間中、高齢者福祉課が中心となり、庁内各課の連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会において、進捗状況の報告を行い、そこで得られた意見等を次年度の計画推進に活かします。

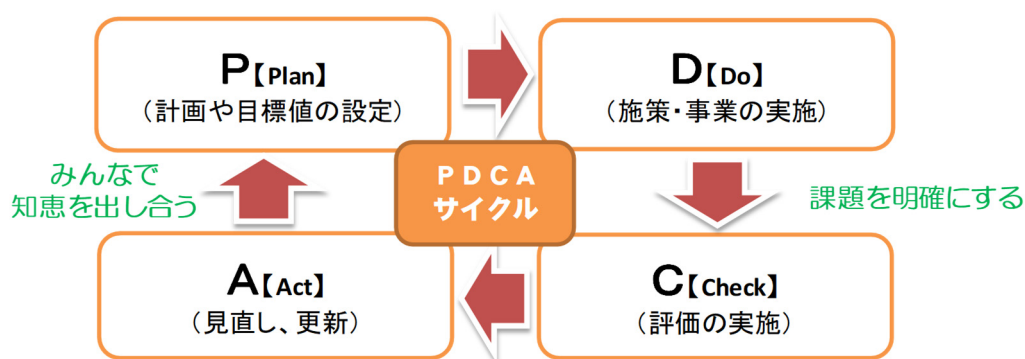
本計画の最終年度となる令和8年度には、令和12(2030)年及び令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点も踏まえて見直しを図り、新たな3か年計画(令和9年度～令和11年度)を策定します。

評価にあたっては、県の支援や助言を踏まえながら、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果等をPDCAのツールとして活用し、計画の見直し及び改善につなげます。

また、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加等を見据え、将来要介護状態になる危険性が高いフレイル状態や疾病を予防し、高齢者が活動的で生きがいのある生活を長く送ることができるよう、生活機能を維持・増進させる取組を推進することが求められています。

健診・医療・介護のデータの利活用を含め、庁内関係部署と連携強化していくとともに、他事業との連携、医療専門職の関与を推進しつつ、PDCAサイクルに沿った事業展開を進めます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



1 旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成17年8月19日

告示第154号

(設置)

第1条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき旭市高齢者福祉計画及び旭市介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に係る重要事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 被保険者の代表者

3 委員の任期は、策定委員会の計画の決定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、高齢者福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第61号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行する。

2 旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

令和5年6月29日～令和6年2月8日

	構 成	所 属	氏 名	備 考
1	学識経験者	旭匠瑳医師会推薦	結城 崇夫	委員長
2		旭市歯科医師会推薦	増田 和人	
3		旭匠瑳薬剤師会推薦	小関 敬人	
4		連携医療機関推薦 (旭中央病院リハビリテーション科)	今野 和成	
5	サービス事業者	施設（恵天堂特別養護老人ホーム）推薦	高木 恵子	
6		旭市ケアマネジャー連絡会推薦	齋藤 裕子	
7	被保険者	公募	嶋田 あけみ	
8			大矢 千代子	
9			中居 美子	
10	福祉関係者	社会福祉協議会推薦	宮原 壯六	副委員長
11		民生委員児童委員連絡協議会推薦	加瀬 享生	
12		ボランティア連絡協議会推薦	川口 勝善	
13		中核地域生活支援センター 海匠ネットワーク推薦	英 一馬	

3 介護保険運営協議会の設置根拠（旭市介護保険条例抜粋）

平成 17 年 7 月 1 日

条例第 76 号

（介護保険運営協議会）

第 13 条 介護保険事業の円滑な運営に資するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、旭市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 14 条 協議会は、介護保険事業の運営に関する重要事項について審議するものとする。

（組織）

第 15 条 協議会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、介護保険の被保険者、介護に関し学識又は経験を有する者及び介護サービスに関する事業に従事する者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、連続して委嘱できる期数は、3 期までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 旭市介護保険運営協議会委員名簿

令和 5 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

	構 成	所 属	氏 名	備 考
1	学識経験者	旭匠瑳医師会	結城 崇夫	会長
2		旭市歯科医師会	宮内 優	職務代理者
3		旭匠瑳薬剤師会	鈴木 俊光	
4		連携医療機関 （旭中央病院リハビリテーション科）	今野 和成	
5	サービス事業者	施設（東風荘）	武内 聡	
6		旭市ケアマネジャー連絡会	齋藤 裕子	
7	被保険者	公募	嶋田 あけみ	
8			大矢 千代子	
9			中居 美子	

※介護保険運営協議会委員は、地域包括支援センター運営協議会委員を兼ねています。

旭市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発 行：令和6年3月

編 集：旭市 高齢者福祉課

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地

TEL：0479-62-5308

URL：<https://www.city.asahi.lg.jp/>

